

平成23年度

地方税に関する参考計数資料

平成23年1月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	平成23年度地方税及び地方譲与税収入見込額	1
2	平成23年度税制改正による事項別増減収見込額	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	平成22年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調	40
14	超過課税の状況	44
15	平成22年度法定外税の実施状況	46
16	平成21年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	平成21年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合	136
19	平成21年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況	138
20	平成21年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況	140
21	平成21年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況	148
	(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況(平成21年度)	158
22	県民経済計算	160
23	主要経済指標の推移	162

1 平成23年度地方税及び地方譲与税収入見込額

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成22年度 当初見込額 (A)	平 成 23 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成22年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成22年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	129,226	5,628	134,854	19	79	98	134,952	5,726	104.4	40.4
2. 市 町 村 税	195,870	3,317	199,187	8△	110△	102	199,085	3,215	101.6	59.6
3. 合 計	325,096	8,945	334,041	27△	31△	4	334,037	8,941	102.8	100.0
地方法人特別譲与税	12,936	2,590	15,526		115	115	15,641	2,705	120.9	4.5
再 計	338,032	11,535	349,567	27	84	111	349,678	11,646	103.4	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成22年度 当初見込額 (A)	平 成 23 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成22年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成22年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	112,794	5,263	118,057	21	79	100	118,157	5,363	104.8	35.4
2. 市 町 村 税	212,302	3,682	215,984	6△	110△	104	215,880	3,578	101.7	64.6
3. 合 計	325,096	8,945	334,041	27△	31△	4	334,037	8,941	102.8	100.0
地方法人特別譲与税	12,936	2,590	15,526		115	115	15,641	2,705	120.9	4.5
再 計	338,032	11,535	349,567	27	84	111	349,678	11,646	103.4	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成23年度								(G) — ×100 (A) (%)	
	平成22年度 当初見込額 (A)	平成22年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)			現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)			税制改正による増減(△)収見込額		
		地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成22年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)				
A 道府県税										
(I) 普通税										
1. 道府県民税	51,906	1,135	53,041	7	△ 44	△ 37	53,004	1,098	102.1	
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割	605	△ 9	596				596	△ 9	98.5	
	43,305	671	43,976	7	2	9	43,985	680	101.6	
	1,400	△ 2	1,398				1,398	△ 2	99.9	
	4,081	804	4,885		△ 46	△ 46	4,839	758	118.6	
	1,983	△ 551	1,432				1,432	△ 551	72.2	
	378	166	544				544	166	143.9	
	154	56	210				210	56	136.4	
2. 事業税	18,803	4,430	23,233		123	123	23,356	4,553	124.2	
個人 法人	2,010	△ 124	1,886				1,886	△ 124	93.8	
	16,793	4,554	21,347		123	123	21,470	4,677	127.9	
3. 地方消費税	24,887	804	25,691		0	0	25,691	804	103.2	
譲渡割 貨物割	18,732	791	19,523		0	0	19,523	791	104.2	
	6,155	13	6,168				6,168	13	100.2	
4. 不動産取得税	3,575	△ 245	3,330	15		15	3,345	△ 230	93.6	
5. 道府県たばこ税	2,428	△ 66	2,362				2,362	△ 66	97.3	
6. ゴルフ場利用税	566	△ 33	533				533	△ 33	94.2	
7. 自動車取得税	2,286	△ 363	1,923	△ 3		△ 3	1,920	△ 366	84.0	
8. 軽油引取税	8,432	310	8,742				8,742	310	103.7	
9. 自動車税	16,272	△ 325	15,947				15,947	△ 325	98.0	
10. 釧区税	4	0	4				4	0	100.0	
11. 固定資産税(特例分等)	48	△ 18	30				30	△ 18	62.5	
普通税計	129,207	5,629	134,836	19	79	98	134,934	5,727	104.4	
(II) 目的税										
1. 狩猟税	19	△ 1	18				18	△ 1	94.7	
目的税計	19	△ 1	18				18	△ 1	94.7	
(III) 道府県税計	129,226	5,628	134,854	19	79	98	134,952	5,726	104.4	

地方法人特別譲与税	12,936	2,590	15,526			115	115	15,641	2,705	120.9
再計	142,162	8,218	150,380	19	194	213	150,593	8,431	105.9	

(単位：億円)

区 分	平成23年度							(G) — × 100 (A) (%)	
	平成22年度 当初見込額 (A)	平成22年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	81,713	2,645	84,358	10	△ 110	△ 100	84,258	2,545	103.1
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割	1,815	△ 27	1,788				1,788	△ 27	98.5
	65,048	963	66,011	10	2	12	66,023	975	101.5
	4,100	△ 48	4,052				4,052	△ 48	98.8
	10,750	1,757	12,507		△ 112	△ 112	12,395	1,645	115.3
2. 固 定 資 産 税	89,033	722	89,755	△ 2		△ 2	89,753	720	100.8
土 地 家 屋 償 却 資 産	34,502	△ 272	34,230			0	34,230	△ 272	99.2
	37,497	1,161	38,658				38,658	1,161	103.1
	16,079	△ 173	15,906	△ 2		△ 2	15,904	△ 175	98.9
純固定資産税小計	88,078	716	88,794	△ 2		△ 2	88,792	714	100.8
交 付 金	955	6	961				961	6	100.6
3. 軽 自 動 車 税	1,792	16	1,808				1,808	16	100.9
4. 市 町 村 た ば こ 税	7,454	△ 202	7,252				7,252	△ 202	97.3
5. 鉱 産 税	25	△ 2	23				23	△ 2	92.0
6. 特 別 土 地 保 有 税	23	△ 4	19				19	△ 4	82.6
普通税計	180,040	3,175	183,215	8	△ 110	△ 102	183,113	3,073	101.7
(II) 目的税									
1. 入 湯 税	225	3	228				228	3	101.3
2. 事 業 所 税	3,261	116	3,377				3,377	116	103.6
3. 都 市 計 画 税	12,344	23	12,367				12,367	23	100.2
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	15,830	142	15,972				15,972	142	100.9
(III) 市 町 村 税 計	195,870	3,317	199,187	8	△ 110	△ 102	199,085	3,215	101.6

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成22年度 当初見込額 (A)	平 成 23 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		平成22年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	平成22年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,777	1	2,778		2,778	1	100.0
2.石油ガス譲与税	123	△ 4	119		119	△ 4	96.7
3.自動車重量譲与税	3,090	△ 122	2,968		2,968	△ 122	96.1
4.航空機燃料譲与税	143	△ 12	131		131	△ 12	91.6
5.特別とん譲与税	102	10	112		112	10	109.8
6.地方法人特別譲与税	12,936	2,590	15,526	115	15,641	2,705	120.9
合 計	19,171	2,463	21,634	115	21,749	2,578	113.4

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 平成23年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	7	10	17	199	298	497
(1) 成年扶養控除の見直し				131	196	327
(2) 退職所得10%税額控除の廃止	7	10	17	69	103	172
(3) 寄附金税額控除の適用下限額の引下げ				△ 1	△ 1	△ 2
2 不動産取得税	15		15	16		16
(1) サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の創設	△ 4		△ 4	△ 4		△ 4
(2) 都市再生促進税制の拡充	△ 6		△ 6	△ 6		△ 6
(3) 産活法に係る特例の見直し	1		1	1		1
(4) SPC・Jリートに係る特例の見直し	6		6	6		6
(5) (独)住宅金融支援機構等の貸付けに係る特例の廃止	16		16	16		16
(6) その他	2		2	3		3
3 自動車取得税	△ 3		△ 3	△ 3		△ 3
過疎バスの取得に係る非課税措置の見直し	△ 3		△ 3	△ 3		△ 3
4 固定資産税		△ 2	△ 2		1	1
(1) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る特例の創設		0	0	△	2	△ 2
(2) 国際コンテナ戦略港湾等の港湾経営会社が取得した荷さばき施設等に係る特例の創設		0	0	△	3	△ 3
(3) 地域公共交通確保等へ向けた関連税制の拡充(離島船舶、離島航空機、安全性向上設備)	△	2	△ 2	△	2	△ 2
(4) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額措置の見直し		0	0	△	6	△ 6
(5) 市街地再開発事業に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る減額措置の見直し		0	0		1	1
(6) 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る特例の見直し		0	0		10	10
(7) 地上放送デジタル化のための設備に係る特例の見直し		0	0		1	1
(8) その他		0	0		2	2
5 地方たばこ税				△ 991	991	0
税率の見直し				△ 991	991	0
合計	19	8	27	△ 779	1,290	511
国税の税制改正に伴うもの	79	△ 110	△ 31	581	△ 764	△ 183
個人住民税	2	2	4	151	227	378
(1) 給与所得控除の見直し				122	183	305
(2) 退職所得課税の見直し	2	2	4	16	23	39
(3) その他				14	20	34
法人住民税	△ 46	△ 112	△ 158	△ 403	△ 991	△ 1,394
(1) 法人税の基本税率の引下げ	△ 80	△ 198	△ 278	△ 607	△ 1,492	△ 2,099
(2) その他	35	86	121	204	501	705
法人事業税	123		123	817		817
地方消費税	0		0	16		16
再計	98	△ 102	△ 4	△ 198	526	328

地方譲与税

地方法人特別譲与税	115		115	849		849
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	213	△ 102	111	651	526	1,177

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

年度	区分	国内総生産（名目）		国民所得	
		実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度		-	-	52,159	117.6
28		-	-	60,015	115.1
29		-	-	65,917	109.8
30		85,979	-	69,733	105.8
31		96,477	112.2	78,962	113.2
32		110,641	114.7	88,681	112.3
33		118,451	107.1	93,829	105.8
34		138,970	117.3	110,421	117.7
35		166,806	120.0	134,967	122.2
36		201,708	120.9	160,819	119.2
37		223,288	110.7	178,933	111.3
38		262,286	117.5	210,993	117.9
39		303,997	115.9	240,514	114.0
40		337,653	111.1	268,270	111.5
41		396,989	117.6	316,448	118.0
42		464,454	117.0	375,477	118.7
43		549,470	118.3	437,209	116.4
44		650,614	118.4	521,178	119.2
45		752,985	115.7	610,297	117.1
46		828,993	110.1	659,105	108.0
47		964,863	116.4	779,369	118.2
48		1,167,150	121.0	958,396	123.0
49		1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50		1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51		1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52		1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53		2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54		2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55		2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56		2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57		2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58		2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59		3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60		3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61		3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62		3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63		3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度		4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2		4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3		4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4		4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5		4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6		4,893,788	101.4	3,700,109	101.3
7		4,977,400	101.7	3,689,367	99.7
8		5,090,958	102.3	3,801,609	103.0
9		5,136,129	100.9	3,822,945	100.6
10		5,033,241	98.0	3,689,757	96.5
11		4,995,442	99.2	3,643,409	98.7
12		5,041,188	100.9	3,718,039	102.0
13		4,936,447	97.9	3,613,335	97.2
14		4,898,752	99.2	3,557,610	98.5
15		4,937,475	100.8	3,580,792	100.7
16		4,984,906	101.0	3,638,976	101.6
17		5,031,867	100.9	3,658,783	100.5
18		5,109,376	101.5	3,752,258	102.6
19		5,158,043	101.0	3,787,290	100.9
20		4,920,670	95.4	3,518,834	92.9
21		4,740,402	96.3	3,392,234	96.4
22 実績見込		4,792,000	101.1	3,455,000	101.8
23 見 込		4,838,000	101.0	3,511,000	101.6

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成21年度までは「国民経済計算」による実績、平成22年度実績見込及び平成23年度見込は「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成23年1月24日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成21年度までは実績、平成22年度実績見込及び平成23年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成17年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成21年度までは実績、平成22年度実績見込及び平成23年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数17年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.4	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.2	110.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
7.6	122.6	12,061	106.1	4,499	117.9	31
8.6	113.2	13,425	111.3	5,272	117.2	32
8.6	100.0	14,556	108.4	5,439	103.2	33
10.8	125.6	16,239	111.6	6,109	112.3	34
13.2	122.2	19,249	118.5	7,442	121.8	35
15.7	118.9	23,911	124.2	9,065	121.8	36
16.4	104.5	28,874	120.8	10,567	116.6	37
19.0	115.9	33,088	114.6	12,129	114.8	38
21.4	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
22.1	103.3	43,651	114.2	15,494	110.7	40
25.9	117.2	50,262	115.1	17,686	114.1	41
30.6	118.1	57,255	113.9	21,495	121.5	42
35.2	115.0	67,296	117.5	25,801	120.0	43
41.1	116.8	80,339	119.4	30,902	119.8	44
45.6	110.9	98,149	122.2	37,507	121.4	45
46.4	101.8	119,095	121.3	42,358	112.9	46
51.2	110.3	146,183	122.7	50,044	118.1	47
57.6	112.5	174,739	119.5	64,913	129.7	48
52.0	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
49.6	95.4	256,545	112.1	81,548	99.0	50
55.0	110.9	289,070	112.7	95,641	117.3	51
56.8	103.3	333,621	115.4	110,052	115.1	52
60.7	106.9	383,470	114.9	122,371	111.2	53
65.6	108.1	420,779	109.7	140,315	114.7	54
67.0	102.1	457,808	108.8	158,938	113.3	55
68.3	101.9	491,653	107.4	173,255	109.0	56
68.0	99.6	511,333	104.0	186,286	107.5	57
71.8	105.6	523,069	102.3	198,413	106.5	58
77.8	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
79.7	102.4	562,935	104.5	233,165	108.5	60
79.6	99.9	587,171	104.3	246,282	105.6	61
84.4	106.0	632,201	107.7	272,040	110.5	62
91.7	108.6	664,016	105.0	301,169	110.7	63
95.7	104.4	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
100.4	104.9	784,732	107.9	334,504	105.2	2
99.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
93.8	94.1	895,597	106.9	345,683	98.6	4
90.4	96.4	930,764	103.9	335,913	97.2	5
93.2	103.1	938,178	100.8	325,391	96.9	6
95.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
98.4	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
99.5	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
92.7	93.2	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
95.1	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
99.2	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
90.1	90.8	974,317	99.8	355,488	100.0	13
92.7	102.9	948,394	97.3	333,785	93.9	14
95.4	102.9	925,818	97.6	326,657	97.9	15
99.1	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
100.7	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
105.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
108.1	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
94.4	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
86.0	91.1	961,064	107.2	351,830	88.9	21
-	108.6	821,268	85.5	(358,234)	(90.6)	22 実績見込
-	102.5	825,054	100.5	(354,558)	(99.0)	23 見込
				(354,726)	(100.0)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成21年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成22年度実績見込及び平成23年度見込は地方財政計画における額である。

5 地方税収入総額は、平成21年度までは決算額、平成22年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成23年度見込は地方財政計画に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508) 百万円	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617) 億円	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(361,605) [355,206]	58.4 <43.6>	(42.9) [42.2]
12		527,209 <379,358>	(377,145) [368,005]	59.7 <43.0>	(42.7) [41.7]
13		499,684 <356,149>	(330,078) [321,060]	58.4 <41.6>	(38.6) [37.5]
14		458,442 <334,172>	(296,345) [287,309]	57.9 <42.2>	(37.4) [36.3]
15		453,694 <340,612>	(282,827) [272,765]	58.1 <43.6>	(36.2) [35.0]
16		481,029 <343,833>	(314,162) [303,113]	58.9 <42.1>	(38.5) [37.1]
17		522,905 <364,797>	(347,749) [332,569]	60.0 <41.9>	(39.9) [38.2]
18		541,169 <357,191>	(347,332) [339,172]	59.7 <39.4>	(38.3) [37.4]
19		526,558 <376,208>	(363,874) [360,754]	56.7 <40.5>	(39.2) [38.8]
20		458,309 <329,594>	(294,249) [288,858]	53.7 <38.6>	(34.5) [33.8]
21		402,433 <300,653>	(228,354) [223,734]	53.4 <39.9>	(30.3) [29.7]
		【 395,693 】		【 52.5 】	
22 実績見込		417,093 <290,141>	(223,974) [220,142]	55.1 <38.3>	(29.6) [29.1]
		【 404,193 】		【 53.3 】	
23 見込		432,309 <305,457>	(236,466) [232,589]	56.0 <39.6>	(30.7) [30.2]
		【 416,652 】		【 54.0 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成21年度までは決算額、平成22年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成23年度見込は当初予算額である。
- 2 地方税は、平成21年度までは決算額、平成22年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成23年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 3 国税欄の< >内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の< >内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
- 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政

地 方 税		租 税 総 額		区分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C		年度
601 百万円	35.3	1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557	35.7	1,559		8
632	34.5	1,834		10
757	20.5	3,690		14
879	(1,302) 百万円	5,810		16
986	(1,834)	12,527		20
1,883 億円	(2,968) 億円	7,585 億円		25
3,815	(5,636)	13,178		30
4,499	(6,386)	15,361		31
5,272	(7,597)	17,287		32
5,439	(8,003)	17,343		33
6,109	(9,027)	19,823		34
7,442	(10,914)	25,452		35
9,065	(13,537)	31,334		36
10,567	(15,750)	34,464		37
12,129	(18,292)	39,435		38
13,996	(20,942)	45,588		39
15,494	(23,156)	48,279		40
17,686	(26,576)	54,316		41
21,495	(32,037)	65,441		42
25,801	(37,662)	79,021		43
30,902	(46,566)	95,434		44
37,507	(56,691)	115,239		45
42,358	(63,414)	126,784		46
50,044	(75,708)	154,021		47
64,913	(99,149)	205,386		48
82,375	(126,587)	239,919		49
81,548	(117,540)	226,591		50
95,641	(137,401)	263,661		51
110,052	(160,303)	294,393		52
122,371	(181,335)	354,610		53
140,315	(201,556)	389,881		54
158,938	(239,148)	442,626		55
173,255	(263,121)	477,806		56
186,286	(265,132)	506,317		57
198,413	(276,561)	540,034		58
214,939	(308,683)	582,687		59
233,165	(335,973)	624,667		60
246,282	(348,458)	674,792		61
272,040	(388,028)	750,108		62
301,169	(433,154)	823,107		63
317,951	(486,024)	889,312		平成 元 年 度
334,504	(510,442)	962,302		2
350,727	(525,922)	982,837		3
345,683	(506,498)	919,647		4
335,913	(495,637)	907,055		5
325,391	(465,128)	865,398		6
336,750	(479,173)	886,380		7
350,937	(507,431)	903,198		8
361,555	(530,105)	917,562		9
359,222	(508,224)	871,199		10
350,261 <475,235>	(480,795) [487,194]	842,400		11
355,464 <503,315>	(505,528) [514,668]	882,673		12
355,488 <499,023>	(525,094) [534,112]	855,172		13
333,785 <458,055>	(495,882) [504,918]	792,227		14
326,657 <439,739>	(497,524) [507,586]	780,351		15
335,388 <472,584>	(502,255) [513,304]	816,417		16
348,044 <506,152>	(523,200) [538,380]	870,949		17
365,062 <549,040>	(558,899) [567,059]	906,231		18
402,668 <553,018>	(565,352) [568,472]	929,226		19
395,585 <524,300>	(559,645) [565,036]	853,894		20
351,830 <453,609>	(525,908) [530,528]	754,262		21
【 358,234 】	【 47.5 】	【 753,928 】		
339,579 <466,531>	(532,698) [536,530]	756,672		22実績見込
【 354,558 】	【 46.7 】	【 758,751 】		
339,085 <465,937>	(534,928) [538,805]	771,394		23見込
【 354,726 】	【 44.0 】	【 771,378 】		

交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄、地方税欄の[]内は、()内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。

6 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和34年度	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22実績見込	967,284	821,268	84.9
23見 込	924,116	825,054	89.3

- (注) 1 国の歳出は平成21年度までは決算額、平成22年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成23年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、平成21年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成22年度実績見込及び平成23年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成23年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
31	78,962	10,862	4,499	15,361	13.8	5.7	19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	5.7	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	5.8	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,700,109	540,007	325,391	865,398	14.6	8.8	23.4
7	3,689,367	549,630	336,750	886,380	14.9	9.1	24.0
8	3,801,609	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.8
9	3,822,945	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,689,757	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,643,409	492,139	350,261	842,400	13.5	9.6	23.1
12	3,718,039	527,209	355,464	882,673	14.2	9.6	23.7
13	3,613,335	499,684	355,488	855,172	13.8	9.8	23.7
14	3,557,610	458,442	333,785	792,227	12.9	9.4	22.3
15	3,580,792	453,694	326,657	780,351	12.7	9.1	21.8
16	3,638,976	481,029	335,388	816,417	13.2	9.2	22.4
17	3,658,783	522,905	348,044	870,949	14.3	9.5	23.8
18	3,752,258	541,169	365,062	906,231	14.4	9.7	24.2
19	3,787,290	526,558	402,668	929,226	13.9	10.6	24.5
20	3,518,834	458,309	395,585	853,894	13.0	11.2	24.3
21	3,392,234	402,433	351,830	754,262	11.9	10.4	22.2
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.7)	(10.6)	(22.2)
22 実績見込	3,455,000	417,093	339,579	756,672	12.1	9.8	21.9
		(404,193)	(354,558)	(758,751)	(11.7)	(10.3)	(22.0)
23 見 込	3,511,000	432,309	339,085	771,394	12.3	9.7	22.0
		(416,652)	(354,726)	(771,378)	(11.9)	(10.1)	(22.0)

(注) 1 国民所得は、平成21年度までは実績、平成22年度実績見込額及び平成23年度見込は「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成23年1月24日閣議決定)における額である。
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成21年度までは決算額、平成22年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成23年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成21年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成22年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成23年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
21	516	51	567	709
22	2,422	259	2,681	3,351
23	5,710	995	6,705	8,381
24	7,929	1,776	9,705	12,131
25	6,854	2,263	9,117	11,396
26	8,688	3,272	11,960	14,950
27	10,122	3,699	13,821	17,276
28	10,630	3,792	14,422	18,028
29	10,387	4,072	14,459	18,074
30	10,311	4,201	14,512	18,140
31	11,830	4,900	16,730	20,913
32	12,924	5,671	18,595	23,244
33	12,657	5,784	18,441	23,051
34	14,421	6,425	20,846	26,058
35	18,772	7,757	26,529	33,161
36	23,035	9,377	32,412	40,515
37	24,543	10,852	35,395	44,244
38	27,760	12,330	40,090	50,113
39	31,756	14,068	45,824	57,280
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
22 実績見込	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
	328,270	267,263	595,533	744,416
23 見込	(318,117)	(279,052)	(597,170)	(746,463)
	340,246	266,874	607,120	758,900
	(327,923)	(279,185)	(607,108)	(758,885)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成22年度及び平成23年度は、平成22年3月31日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 税 総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 10 年度	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
	億円		億円		億円	
25	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
61	674,792	100.0	523,391	77.6	151,401	22.4
62	750,108	100.0	583,967	77.9	166,141	22.1
63	823,107	100.0	642,804	78.1	180,303	21.9
平成 元 年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9
22 実績見込	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
	756,672	100.0	516,123	68.2	240,550	31.8
23 見込	(758,751)	(100.0)	(518,201)	(68.3)	(240,550)	(31.7)
	771,394	100.0	531,170	68.9	240,224	31.1
	(771,378)	(100.0)	(531,154)	(68.9)	(240,224)	(31.1)

区分 年度	国 税		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 10 年度	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
	億円		億円		億円	
25	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
61	428,510	100.0	313,144	73.1	115,366	26.9
62	478,068	100.0	350,270	73.3	127,798	26.7
63	521,938	100.0	382,228	73.2	139,710	26.8
平成 元 年度	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8
2	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
3	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7
4	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3
5	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6
6	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1
22 実績見込	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
	417,093	100.0	228,580	54.8	188,513	45.2
23 見込	(404,193)	(100.0)	(215,680)	(53.4)	(188,513)	(46.6)
	432,309	100.0	242,707	56.1	189,602	43.9
	(416,652)	(100.0)	(227,050)	(54.5)	(189,602)	(45.5)

地方税							区 分
総 額		直 接 税		間 接 税 等		年 度	
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率		
百万円	%	百万円	%	百万円	%		
632	100.0	587	92.9	45	7.1	昭 和 10 年 度	
784	100.0	721	92.0	63	8.0		
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0	25	
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30	
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35	
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40	
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45	
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50	
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55	
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60	
246,282	100.0	210,247	85.4	36,035	14.6	61	
272,040	100.0	233,697	85.9	38,343	14.1	62	
301,169	100.0	260,576	86.5	40,593	13.5	63	
317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6	平 成 元 年 度	
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1		
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8	2	
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1	3	
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3	4	
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9	5	
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	6	
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	7	
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	8	
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	9	
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	10	
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	11	
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	12	
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	13	
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	14	
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	15	
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	16	
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	17	
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	18	
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	19	
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	20	
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	21	
339,579	100.0	287,543	84.7	52,037	15.3	22 実 績 見 込	
(354,558)	(100.0)	(302,521)	(85.3)	(52,037)	(14.7)		
339,085	100.0	288,463	85.1	50,622	14.9	23 見 込	
(354,726)	(100.0)	(304,104)	(85.7)	(50,622)	(14.3)		

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成21年度までは決算額、平成22年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成23年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧路税、釧路業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まず、平成21年度までは決算額、平成22年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成23年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧路税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧路業税、特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の()内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娛樂施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娛樂施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地 方 譲 与 税
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	国 県 支 出 金
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	そ の 他
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	小 計
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	地 方 債
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	繰 越 金
												市 町 村 計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合 計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地 方 譲 与 税
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	国 庫 支 出 金 等
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	そ の 他
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	小 計
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	地 方 債
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	繰 越 金
												合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	都道府県
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地方税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地方譲与税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	地方交付税
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	国庫支出金
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	その他
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	小計
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	地方債
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	繰越金
												都道府県計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地方税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地方譲与税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地方交付税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国県支出金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	その他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地方債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰越金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市町村計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地方税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地方譲与税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地方交付税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国庫支出金等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	その他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地方債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰越金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成16年度			平成17年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	16,306,851	33.3	39.8	17,137,360	35.2	40.6
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	402,981	0.8	1.0	853,575	1.8	2.0
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	464,113	0.9	1.1	872,575	1.8	2.1
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,308,168	19.0	22.7	9,221,643	18.9	21.9
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	7,173,629	14.6	17.5	6,583,581	13.5	15.6
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,294,322	14.9	17.8	7,521,993	15.4	17.8
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	40,950,064	83.6	100.0	42,190,727	86.6	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	7,159,644	14.6	—	5,709,473	11.7	—
繰越金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	885,783	1.8	—	794,318	1.6	—
都道府県計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,995,491	100.0	—	48,694,518	100.0	—
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,231,954	34.0	39.1	17,667,049	35.0	39.7
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	761,093	1.5	1.7	995,387	2.0	2.2
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	640,721	1.3	1.5	645,431	1.3	1.5
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,711,941	15.2	17.5	7,737,076	15.3	17.4
国県支出金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,313,861	14.4	16.6	7,456,398	14.8	16.8
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	10,411,130	20.6	23.6	9,958,796	19.7	22.4
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,070,700	87.0	100.0	44,460,137	88.1	100.0
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	5,283,400	10.4	—	4,718,975	9.3	—
繰越金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,295,937	2.6	—	1,299,494	2.6	—
市町村計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,650,037	100.0	—	50,478,606	100.0	—
純計												
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	33,538,805	35.9	42.5	34,804,409	37.4	43.3
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,164,074	1.2	1.5	1,848,962	2.0	2.3
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,104,834	1.2	1.4	1,518,006	1.6	1.9
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	17,020,109	18.2	21.6	16,958,719	18.2	21.1
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	12,380,868	13.2	15.7	11,809,626	12.7	14.7
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,676,576	14.6	17.3	13,526,590	14.6	16.8
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	78,885,266	84.4	100.0	80,466,312	86.6	100.0
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	12,375,250	13.2	—	10,376,345	11.2	—
繰越金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,181,720	2.3	—	2,093,812	2.3	—
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	93,442,236	100.0	—	92,936,469	100.0	—

(単位 百万円)

平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
18,345,200	37.9	43.4	20,793,974	43.1	49.9	20,012,065	41.7	48.4	16,508,841	32.4	38.8	地 方 税
2,358,589	4.9	5.6	177,468	0.4	0.4	162,330	0.3	0.4	810,283	1.6	1.9	地 方 譲 与 税
280,920	0.6	0.7	178,317	0.4	0.4	292,888	0.6	0.7	216,047	0.4	0.5	地 方 特 例 交 付 金
8,622,328	17.8	20.4	8,176,235	16.9	19.6	8,119,540	16.9	19.7	8,184,136	16.1	19.2	地 方 交 付 税
5,520,083	11.4	13.1	5,137,245	10.6	12.3	5,750,978	12.0	13.9	8,516,808	16.7	20.0	国 庫 支 出 金
7,130,797	14.7	16.9	7,237,568	15.0	17.4	6,976,023	14.5	16.9	8,292,243	16.3	19.5	そ の 他
42,257,917	87.2	100.0	41,700,807	86.4	100.0	41,313,824	86.0	100.0	42,528,358	83.4	100.0	小 計
5,367,442	11.1	—	5,646,869	11.7	—	5,981,676	12.4	—	7,755,661	15.2	—	地 方 債
812,842	1.7	—	898,198	1.9	—	750,317	1.6	—	684,181	1.3	—	繰 越 金
48,438,201	100.0	—	48,245,874	100.0	—	48,045,817	100.0	—	50,968,200	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,160,960	36.8	41.5	19,472,842	39.3	44.0	19,546,461	38.9	43.4	18,674,113	34.9	39.6	地 方 税
1,369,946	2.8	3.1	537,095	1.1	1.2	516,496	1.0	1.1	486,267	0.9	1.0	地 方 譲 与 税
535,040	1.1	1.2	133,666	0.3	0.3	246,220	0.5	0.5	245,964	0.5	0.5	地 方 特 例 交 付 金
7,373,022	14.9	16.8	7,026,510	14.2	15.9	7,286,542	14.5	16.2	7,636,101	14.3	16.2	地 方 交 付 税
7,110,662	14.4	16.2	7,515,034	15.2	17.0	8,257,723	16.4	18.3	10,861,001	20.3	23.0	国 県 支 出 金
9,236,267	18.7	21.1	9,527,154	19.2	21.5	9,213,110	18.3	20.4	9,269,697	17.3	19.7	そ の 他
43,785,897	88.7	100.0	44,212,301	89.3	100.0	45,066,552	89.7	100.0	47,173,143	88.1	100.0	小 計
4,297,209	8.7	—	3,974,571	8.0	—	3,970,672	7.9	—	4,666,867	8.7	—	地 方 債
1,278,824	2.6	—	1,312,604	2.7	—	1,176,303	2.3	—	1,714,707	3.2	—	繰 越 金
49,361,930	100.0	—	49,499,476	100.0	—	50,213,527	100.0	—	53,554,717	100.0	—	市 町 村 計
												純計
36,506,160	39.9	45.7	40,266,817	44.2	50.7	39,558,526	42.9	49.2	35,182,954	35.8	42.1	地 方 税
3,728,536	4.1	4.7	714,562	0.8	0.9	678,826	0.7	0.8	1,296,551	1.3	1.6	地 方 譲 与 税
815,960	0.9	1.0	311,983	0.3	0.4	539,108	0.6	0.7	462,011	0.5	0.6	地 方 特 例 交 付 金
15,995,350	17.5	20.0	15,202,745	16.7	19.2	15,406,082	16.7	19.2	15,820,237	16.1	18.9	地 方 交 付 税
10,447,116	11.4	13.1	10,254,113	11.2	12.9	11,615,285	12.6	14.5	16,765,312	17.0	20.1	国 庫 支 出 金 等
12,321,272	13.5	15.4	12,635,930	13.9	15.9	12,566,944	13.6	15.6	14,043,706	14.3	16.8	そ の 他
79,814,394	87.2	100.0	79,386,150	87.1	100.0	80,364,771	87.2	100.0	83,570,771	85.0	100.0	小 計
9,622,265	10.5	—	9,584,445	10.5	—	9,922,067	10.8	—	12,396,036	12.6	—	地 方 債
2,091,666	2.3	—	2,210,802	2.4	—	1,926,621	2.1	—	2,398,888	2.4	—	繰 越 金
91,528,325	100.0	—	91,181,397	100.0	—	92,213,459	100.0	—	98,365,695	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事 業 税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特 別 所 得 税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不 動 産 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道 府 県 た ば こ 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入 場 税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娛 楽 施 設 利 用 税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料 理 飲 食 等 消 費 税	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
（遊興飲食税）										
自 動 車 税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉦 区 税	274	11.8	335	2.3	329	1.3	383	0.9	414	3.8
漁 業 権 税	48		50		—		—		—	
狩 猟 者 税	294		366		308		351		315	
法 定 外 普 通 税	220		264		339		251		261	
道 府 県 固 定 資 産 税	—		—		—		—		—	
旧 法 に よ る 税	7,331	1,782	672	258	4,580					
水 利 地 益 税	50	23	5	2	—					
軽 油 引 取 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個 人 均 等 割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所 得 均 等 割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法 人 均 等 割	—	—	—	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法 人 税 均 等 割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固 定 資 産 税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土 地 地 屋	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家 賃 却 資 産	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
純 固 定 資 産 税 小 計	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
交 付 金	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
納 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 転 車 荷 車 税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自 転 車 税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷 車 税	1,175		1,189		1,229		1,245			
軽 自 動 車 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
市 町 村 た ば こ 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電 気 ガ ス 税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉦 産 税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木 材 引 取 税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入 湯 税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広 告 税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接 客 人 税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法 定 外 普 通 税	294	11.9	484	4.0	323	1.6	814	1.0	843	0.7
旧 法 に よ る 税	13,820		5,556		2,652		1,281		722	
入 湯 税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
都 市 計 画 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
水 利 地 益 税	226	0.2	303	0.2	349	0.2	339	0.2	305	0.1
共 同 施 設 税	8		17		22		21		18	
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地 方 税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊 興 飲 食 税)
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	自 動 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁 業 権 税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	軽 油 引 取 税
										計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 屋
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廣 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,179	—	9,053	—	都 市 計 画 税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水 利 地 益 税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。

10 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦区税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105	}	4,926	}	5,824	}	4,545	}	4,441	}
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦産税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16	}	18	}	20	}	21	}	26	}
計	395,288		462,297		534,098		607,417		689,937	
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	個人均等割
								197,116	11.4	所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	法人均等割
								125,112	7.2	法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税
825		802		846		878		861		鉦 区 税
393		435		491		546		604		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道府県固定資産税
15		2		1		1		15		旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市町村税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709		2,711		2,595		木材引取税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都市計画税
302		297		290		306		300		水利地益税
26		4		3		3		3		共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税 旧法による税	3,542 6		2,946 4		1,853 101		1,815 110		2,582 33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電 気 税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガ ス 税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地 方 税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,855	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592		530		993		961		1,029		鉦 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	法定外普通税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道府県固定資産税
6		4		1		3		0		旧法による税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	自動車取得税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	軽油引取税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	入 猟 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償却資産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交付金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納付金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税 (電気ガス税)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ガ ス 税
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	鉦 産 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	木材引取税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	特別土地保有税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	法定外普通税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	旧法による税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	入 湯 税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		事業所税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		都市計画税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	水利地益税
265		257		267		282		294		共同施設税
—		—		—		—		—		計
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	地 方 税
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,938		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉾 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地 税
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋 税
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産 税
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉾 産 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,230,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,912,205	19.6	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道府県民税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613	} 0.3	594	} 0.2	580	} 0.2	537	} 0.2	492	} 0.3	鉾区税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903		21,256		21,980		20,467		20,211		法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入猟税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市町村税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市町村民税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉾産税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006	} 8.2	20,823	} 8.3	21,733	} 8.3	22,207	} 7.9	22,612	} 8.2	入湯税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515		1,304,476		1,369,145		1,325,671		1,352,233		都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉾 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉾 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

（単位 百万円）

区 分	平成21年度	
	税 額	比率
道府県税		%
道府県民税	5,766,272	39.3
個人均等割	78,067	0.5
所得割	4,767,910	32.5
法人均等割	143,319	1.0
法人税割	543,516	3.7
利子割	165,147	1.1
配当割	46,174	0.3
株式等譲渡所得割	22,140	0.2
事業税	2,904,803	19.8
（個人分）	203,747	1.4
（法人分）	2,701,056	18.4
地方消費税	2,413,077	16.5
譲渡割	1,904,111	13.0
貨物割	508,966	3.5
不動産取得税	404,183	2.8
道府県たばこ税	249,666	1.7
ゴルフ場利用税	58,355	0.4
自動車取得税	231,032	1.6
軽油引取税	908,336	6.2
自動車税	1,654,390	11.3
鉱区税	394	} 0.4
法定外普通税	36,222	
道府県固定資産税	18,551	
旧法による税	12	
狩猟税	1,993	0.0
法定外目的税	7,253	0.0
計	14,654,541	100.0
市町村税		
市町村民税	9,124,144	44.4
個人均等割	181,583	0.9
所得割	7,167,340	34.9
法人均等割	401,725	2.0
法人税割	1,373,495	6.7
固定資産税	8,874,438	43.2
土地	3,467,441	16.9
家屋	3,664,150	17.8
償却資産	1,647,317	8.0
純固定資産税小計	8,778,908	42.8
交付金	95,530	0.5
軽自動車税	173,939	0.8
市町村たばこ税	766,630	3.7
鉱産税	1,950	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0
法定外普通税	1,218	0.0
旧法による税	4	0.0
入湯税	22,790	} 7.7
事業所税	327,465	
都市計画税	1,232,527	
水利地益税	37	
共同施設税	—	
法定外目的税	1,253	0.0
計	20,528,413	100.0
地方税	35,182,954	—

（注）自動車取得税及び軽油引取税（平成21年度）の税額には、平成21年度改正前の目的税分を含む。

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度	
	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108
法人均等割					106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111
法人税割	321	144	543	100	125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107
利子割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81
配当割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貨物割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97
自動車取得税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104
鉱区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97
狩猟者登録税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96
法定外税及旧法による税	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74
入猟税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102
市町村税																
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101
電気税	-	-	-	-	-	-	-	101	-	148	-	105	-	-	-	-
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-
ガス税	-	-	-	-	-	-	-	80	-	153	-	99	-	-	-	-
鉱産税	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97
木材引取税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97
法定外税及旧法による税	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51
入湯税	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104
事業所税	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98
都市計画税	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106
水利地益税	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100
共同施設税	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104
地方税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			区 分
指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		
18,995	125	%	13,817	95	%	14,345	104	%	15,133	105	%	16,838	111	%	26,228	156	%	26,332	100	%	24,338	92	%	道 府 県 税
1,460	99		1,444	100		1,457	101		1,667	114		2,018	121		2,163	107		2,361	109		2,428	103		道 府 県 民 税
1,187	97		1,107	96		1,078	97		1,116	104		1,238	111		2,299	186		2,448	106		2,419	99		個 人 均 等 割
19,548	103		20,574	101		20,956	102		21,316	102		21,557	101		21,933	102		21,781	99		21,295	98		所 得 割
554	109		512	108		577	113		658	114		777	118		828	107		733	89		434	59		法 人 均 等 割
147	334		30	65		31	103		20	65		18	90		24	133		23	96		19	83		法 人 税 割
-	-		6	皆増		100	1667		180	180		256	142		300	117		128	43		106	83		利 子 割
-	-		0	皆増		100	皆増		238	238		210	88		197	94		46	23		48	104		配 当 割
5,139	105		4,773	105		5,385	113		6,099	113		6,924	114		7,231	104		6,726	93		3,605	54		株 式 等 譲 渡 所 得 割
1,105	97		1,073	97		1,068	100		1,069	100		1,073	100		1,082	101		1,074	99		1,010	94		事 業 割
6,488	106		6,010	105		6,828	114		7,780	114		8,880	114		9,286	105		8,615	93		4,473	52		(個 人 分)
99	102		94	99		102	109		100	98		103	103		101	98		97	96		95	98		(法 人 分)
98	101		91	99		98	108		93	95		92	99		88	96		82	93		87	106		地 方 消 費 税
103	107		114	101		132	116		144	109		172	119		179	104		189	106		145	77		譲 渡 割
10,865	98		9,212	92		8,750	95		9,139	104		9,299	102		9,288	100		8,537	92		7,749	91		貨 物 割
2,934	102		2,895	103		2,945	102		2,867	97		2,925	102		2,895	99		2,743	95		2,602	95		不 動 産 取 得 税
5,510	93		4,674	93		4,319	92		4,197	97		4,175	99		4,080	98		4,049	99		3,948	98		道 府 県 た ば こ 税
77	11		2	67		1	50		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		ゴ ル フ 場 利 用 税
651	100		627	107		632	101		635	100		641	101		595	93		513	86		324	63		特 別 地 方 消 費 税
20,954	96		19,130	96		19,086	100		18,843	99		18,231	97		17,940	98		15,943	89		15,762	99		自 動 車 取 得 税
22,471	101		22,240	98		21,817	98		22,322	102		21,975	98		21,872	100		21,406	98		21,070	98		軽 油 引 取 税
100	99		88	95		86	98		86	100		86	100		85	99		84	99		83	99		自 動 車 税
511	98		465	97		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		鉦 区 税
4,024	113		6,543	160		8,487	130		8,832	104		9,204	104		6,775	74		7,172	106		7,483	104		狩 猟 者 登 録 税
518	82		719	164		765	106		762	100		465	61		661	142		816	123		861	106		法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税
415	99		386	98		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		道 府 県 固 定 資 産 税
-	-		-	-		404	94		385	98		385	97		340	88		323	95		311	96		入 猟 税
10,598	107		9,311	99		9,851	106		10,354	105		11,101	107		12,692	114		12,191	96		9,965	82		狩 猟 計
11,116	98		10,326	98		10,369	100		11,028	106		12,270	111		13,939	114		13,788	99		12,337	89		市 町 村 税
1,525	99		1,516	100		1,787	118		1,983	111		2,232	113		2,283	102		2,333	102		2,361	101		市 町 村 民 税
11,892	96		11,074	96		10,692	97		11,127	104		12,172	109		14,282	117		14,578	102		14,380	99		個 人 均 等 割
42,973	103		42,678	101		43,344	102		43,998	102		44,226	101		44,950	102		45,111	100		43,856	97		所 得 割
11,495	106		10,382	108		11,641	112		13,246	114		15,676	118		16,788	107		15,081	90		8,857	59		法 人 均 等 割
8,189	97		7,941	96		7,976	100		8,027	101		7,764	97		7,907	102		8,040	102		8,038	100		法 人 税 割
8,652	99		8,207	98		8,046	98		7,865	98		7,839	100		7,861	100		7,877	100		8,007	102		固 定 資 産 税
7,465	94		7,481	92		7,798	104		8,103	104		7,461	92		7,741	104		8,019	104		7,886	98		土 地 税
8,431	99		7,992	97		7,756	97		7,676	99		7,773	101		7,868	101		7,969	101		7,984	100		家 屋 税
8,191	108		8,426	102		8,468	100		9,194	109		9,243	101		9,037	98		9,061	100		9,124	101		償 却 資 産 税
-	-		-	-		100	皆増		115	115		105	91		102	97		-	-		-	-		交 付 金
6,119	105		6,882	104		7,143	104		7,417	104		7,706	104		8,011	104		8,264	103		8,518	103		納 付 金
4,500	100		4,441	103		4,515	102		4,397	97		4,484	102		4,437	99		4,205	95		3,988	95		軽 自 動 車 税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		市 町 村 た ば こ 税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		電 気 税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		(電 気 ガ ス 税)
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		ガ ス 税
90	97		83	104		82	99		90	110		97	108		109	112		112	103		113	101		鉦 産 税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		木 材 引 取 税
39	89		8	33		7	88		4	57		3	75		4	133		4	100		2	50		特 別 土 地 保 有 税
51	90		125	179		251	201		300	120		276	92		335	121		329	98		266	81		法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税
6,680	101		7,203	102		6,913	96		6,962	101		7,146	103		7,053	99		6,773	96		6,511	96		入 湯 税
404	101		373	92		364	98		371	102		377	102		390	103		403	103		409	101		事 業 所 税
41,854	96		39,353	95		39,255	100		39,156	100		37,529	96		38,157	102		38,900	102		39,140	101		都 市 計 画 税
49	98		30	100		30	100		17	58		16	94		15	94		13	87		12	92		水 利 地 益 税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		共 同 施 設 税
8,515	98		8,093	97		8,127	100		8,351	103		8,609	103		9,215	107		9,227	100		8,757	95		計
9,318	101		8,563	98		8,792	103		9,123	104		9,569	105		10,555	110		10,369	98		9,222	89		地 方 税

3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。

5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

6 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度における自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
均等割		26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人
所得割		13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成22年度において
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条例で
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の非課
 割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18年度

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
第一事業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486
第二事業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692
第三事業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125
総計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
普通法人人口	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714
特別法人等 公益法人等 人格なき社団等 清算法人 特定信託	特別法人	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人
	公益法人等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764
	人格なき社団等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887
	清算法人 特定信託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884
課税収入法人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人
	県内法人	91	140	154	209	243	264
	計	184	243	267	324	362	382
総計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
法人均等割		616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人
法人税割		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708
固定資産税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成22年度においては速報値である。

平成2年度	7	12	17	18	19	20	21	22
41,047,866 人	45,441,915 人	46,570,162 人	55,400,971 人	59,191,562 人	59,846,597 人	60,381,477 人	60,456,903 人	59,359,483 人
45,691,945	51,050,417	51,634,930	51,361,677	55,037,980	55,627,624	56,094,654	56,108,704	54,773,740

は速報値である。

定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度以前と同様、所得

までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

平成2年度	7	12	17	18	19	20	21
1,464,048 人	1,319,743 人	1,030,237 人	909,915 人	891,468 人	874,348 人	854,812 人	779,828 人
13,187	11,115	32,695	21,033	18,788	19,313	21,478	23,368
1,477,235	1,330,858	1,062,932	930,948	910,256	893,661	876,290	803,196
2,119 人	1,601 人	1,355 人	1,021 人	1,062 人	1,031 人	1,076 人	892 人
26	59	81	34	30	15	17	23
2,145	1,660	1,436	1,055	1,092	1,046	1,093	915
227,493 人	218,623 人	194,654 人	181,613 人	179,029 人	179,366 人	180,536 人	172,763 人
2,377	2,429	6,450	4,406	4,713	4,814	5,128	5,535
229,870	221,052	201,104	186,019	183,742	184,180	185,664	178,298
1,709,250	1,553,570	1,265,472	1,118,022	1,095,090	1,078,887	1,063,047	982,409

平成2年度	7	12	17	18	19	20	21
102,099 人	114,527 人	122,128 人	126,662 人	128,503 人	129,904 人	130,603 人	129,918 人
2,002,180	2,298,605	2,354,731	2,381,754	2,402,347	2,413,968	2,404,461	2,387,255
2,104,279	2,413,132	2,476,859	2,508,416	2,530,850	2,543,872	2,535,064	2,517,173
69,397 人	77,022 人	87,289 人	89,462 人	91,134 人	96,378 人	93,528 人	92,793 人
24,730	28,114	31,792	43,080	45,696	48,134	48,933	50,357
4,384	5,565	7,158	12,151	12,406	12,999	13,074	12,875
11,553	18,003	30,692	34,111	35,718	36,282	38,106	39,729
			416	1,107			
116 人	116 人	149 人	143 人	153 人	159 人	173 人	172 人
282	269	950	1,221	1,208	1,317	1,550	1,585
398	385	1,099	1,364	1,361	1,476	1,723	1,757
2,214,741	2,542,221	2,634,889	2,689,000	2,718,272	2,739,141	2,730,428	2,714,684

平成2年度	7	12	17	18	19	20	21	22
2,810,888 人	3,339,390 人	3,563,841 人	3,670,576 人	3,687,871 人	3,714,524 人	3,760,852 人	3,688,980 人	3,741,795 人
2,737,275	3,238,327	3,412,841	3,508,610	3,531,117	3,562,851	3,590,826	3,611,162	3,586,768
38,154,255	39,469,959	43,096,333	45,551,292	45,691,272	46,163,101	46,794,056	47,266,179	47,530,840

13 平成 22 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,746	2	1,750	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 22 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 22 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)

(注) 4 平成 22 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 5.4% (平成 22 年度分) 半田市 5.6% (平成 22 年度分)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,745	3	1,750	—
構 成 比	0.1%	99.7%	0.2%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 22 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から) 宮崎市 3,500 円 (平成 21 年度から)

(注) 3 平成 22 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市 2,700 円 (平成 22 年度分) 半田市 100 円 (平成 22 年度分)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課 税 団 体
		12.6% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	21
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	102	1	9	9	230	249	351	165
人口 5 万未満の市	72	5	6	7	136	154	226	17
町 村	548	11	19	27	305	362	910	31
合 計	724	17	34	43	675	769	1,493	234
構 成 比	48.5%	1.1%	2.3%	2.9%	45.2%	51.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	382	—	1	—	127	128	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,333	1	4	1	380	386	1,720	7
構 成 比	0.1	77.5%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	375	—	2	—	133	135	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,326	1	5	1	386	393	1,720	7
構 成 比	0.1	77.1%	0.1%	0.3%	0.1%	22.4%	22.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	374	—	1	—	135	136	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,324	1	4	1	389	395	1,720	7
構 成 比	0.1	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	374	—	1	—	135	136	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,324	1	4	1	389	395	1,720	7
構 成 比	0.1	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	15
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	469	91.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	42	8.2	511	100.0	213
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	42	8.2			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	199	80.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	45	18.2	247	100.0	137
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	48	19.4			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	869	92.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	54	5.7	941	100.0	273
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.9			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	72	7.7			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	90.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	141	8.2	1,728	100.0	638
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	21	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	162	9.4			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度決算	昭和49年度決算		昭和50年度決算		昭和51年度決算		昭和52年度決算		昭和53年度決算		昭和54年度決算		昭和55年度決算		昭和56年度決算		昭和57年度決算	
	昭和48年度決算	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	該当 なし	1	(-)	20	4,616	42	37,900	44	53,841	44	56,575	44	68,294	44	79,876	45	89,712	45	93,873
法人税割		1	11,335	2	38,453	4	53,670	5	71,994	5	88,504	6	107,545	7	129,712	7	141,934	7	148,568
事業税		(該当なし)			1	796	1	1,109	1	1,003	1	1,274	1	1,311	1	1,180	1	1,051	1
自動車税		-	11,335	-	43,865	-	92,679	-	126,838	-	146,353	-	177,150	-	210,768	-	232,697	-	243,369
合計																			

税目	昭和58年度決算	昭和59年度決算		昭和60年度決算		昭和61年度決算		昭和62年度決算		昭和63年度決算		平成元年度決算		平成2年度決算		平成3年度決算		平成4年度決算		
	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	45	95,294	46	111,826	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	45	121,606	45	100,328
法人税割	7	148,499	7	168,770	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	7	172,714	7	142,982
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	243,793	-	280,596	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	-	294,320	-	243,310

税目	平成5年度決算	平成6年度決算		平成7年度決算		平成8年度決算		平成9年度決算		平成10年度決算		平成11年度決算		平成12年度決算		平成13年度決算		平成14年度決算		
	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776	
法人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税割	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537
事業税	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492
法人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
合計	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805

税目	平成15年度決算	平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度決算		平成20年度決算		平成21年度決算		平成22年度決算見込		
	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,233
個人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,474
法人均等割	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,978
法人税割	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	78,020
事業税	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	85,646
法人	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	192,359

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13~15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成12年度決算	平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算見込
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	239,376	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	202,011	205,241
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	22	19	20	-	-	-	2	2	1,498	1,710
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	75	69
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	13,990	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	14,601	15,351
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	225,364	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	185,836	188,111
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,858	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	37,706	37,789
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,733	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	12,339	12,300
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,067	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	15,813	16,233
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,058	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	9,554	9,256
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	443	468	483	501	528	497	509	564	666	676
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	11	5	9	9	9	9	9	7	8	8
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	22	26	25	21	24	23	23	24	23	23
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	280,710	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	240,413	243,737

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

(単位 百万円)

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成12年度決算	平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算見込
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	462,972	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	419,773	436,096

15 平成22年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成23年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から 条例で定める欠減数量 を控除した数量	揮発油の精製業者又は 輸入業者その他これら に類する者のうち県内 に事務所を設けて揮発 油の販売を業とするも ので知事が指定するも の(元売業者)	申告納付	1,500円/k1	S47.6.1施行 (H19.4.1) 981
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S51.11.10施行 (H18.11.10) 5,123
福島県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額(福島県については価額及び重量)	発電用原子炉の設置者	申告納付	従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52.11.10施行 (H19.12.31) 5,098
愛媛県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54.1.16施行 (H21.1.16) 765
佐賀県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54.4.1施行 (H21.4.1) 4,293
島根県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 747
静岡県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 1,804
鹿児島県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.1施行 (H20.6.1) 756
宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H20.6.21) 958
新潟県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の14.5	S59.11.15施行 (H21.11.15) 1,276
北海道	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S63.9.1施行 (H20.9.1) 1,740
石川県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	H4.10.8施行 (H19.10.8) 338

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
茨城県	核燃料等 取扱税	①原子炉への核燃料の挿入	①原子炉に挿入した核燃料の価額	①原子炉設置者	申告納付	①核燃料価額の 100分の13	S53. 10. 18施行
		②使用済燃料の受入れ	②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量	②再処理事業者		②46,000円/kg	(H21. 4. 1)
		③高放射性廃液の保管	③高放射性廃液の数量	③再処理事業者		③1,219,000円/m ³	601
		④ガラス固化体の保管	④ガラス固化体の容器の数量	④再処理事業者		④1,219,000円/本	
		⑤放射性廃棄物の発生	⑤放射性廃棄物の容器の容量	⑤原子力事業者		⑤81,100円/m ³	
		⑥放射性廃棄物の保管	⑥放射性廃棄物の容器の容量	⑥原子力事業者		⑥3,900円/m ³	
青森県	核燃料物質等取扱 税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①16,500円/kg	H3. 9. 28施行
		②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の 100分の10 (当面の間 100分の12)	(H18. 9. 28)
		③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③19,400円/kg	11, 118
		④使用済燃料の貯蔵	④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,300円/kg (当面の間 8,300円/kg)	
		⑤廃棄物の埋設	⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑤廃棄物埋設事業者		⑤23,700円/m ³	
		⑥廃棄物の管理	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥廃棄物管理事業者		⑥728,700円/本	
神奈川県	臨時特例 企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13. 8. 1施行 (H21. 3. 31失効) 625

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
- 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の臨時特例企業税については、同日後も効力を有しているため、記載した。

(2) 市町村法定外普通税

平成23年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
京都市 城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ …40円	S43. 12. 1施行 (H18. 6. 1) 16
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	洗浄した 砂利 1 m ³ …30円 その他 1 m ³ …15円	S47. 6. 1施行 (H19. 6. 1) 6
神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1 m ³ …10円 砂利 1 m ³ …15円	S57. 4. 1施行 (H19. 4. 1) 6
静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m ² …年 650円	S51. 4. 1施行 (H18. 4. 1) 557
福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車（自転車を除く）…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 70
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料（使用済核燃料集合体）の数量（1発電用原子炉につき157体を超える分）	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15. 11. 1施行 (H21. 1. 5) 340
東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸（専用面積30m ² 未満の住戸）を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 223

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成23年1月現在

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中 間処理施設又は 最終処分場への 搬入	産業廃棄物の発 生抑制、再生、 減量その他適正 な処理に係る施 策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬 入：当該産業廃棄物の 重量に処理係数を乗じ て得た重量	最終処分場又は中 間処理施設へ搬入 される産業廃棄物 の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は 免税	H14.4.1施行 247
滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中 間処理施設又は 最終処分場への 搬入	産業廃棄物の発 生抑制及び再利 用その他適正な 処理に係る施 策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬 入：当該産業廃棄物の 重量に処理係数を乗じ て得た重量	最終処分場又は中 間処理施設へ搬入 される産業廃棄物 の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は 免税	H16.1.1施行 75
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃棄物対策 促進費用	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 420
広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃棄物の排 出抑制、減量 化、リサイクル その他産業廃棄 物の適正な処 理に関する施 策に要する費用	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者 ※自社処分は原則 課税免除	特別徴収 ※他者から 搬入された 産業廃棄物 を自社の処 分場におい る場合 は申告納 付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H20.4.1) 511
鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃棄物処 理施設の設置の 促進及び産業 廃棄物の発生 抑制、再生 その他適正な 処理に関する 施策に要する 費用	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び中 間処理業者 ※自社処分は原則 課税対象外 ※下水処理に伴う 汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から 搬入された 産業廃棄物 を自社の処 分場におい る場合 は申告納 付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H20.4.1) 5
青森県	産業廃棄物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃棄物の発 生の抑制及びそ の減量化、再生 利用その他適 正な処理の促 進に関する施 策に要する費用	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ 産業廃棄物の最終 処分を委託した者 ・自らその産業 廃棄物の最終処分 を行う者 ※県が供給する工 業用水のうち、河 川の表流水を原水 により供給してい るものから発生す る汚泥を自社処理 する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 227
岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃棄物の発 生抑制、再使 用、再生利用 その他適正な 処分に係る施 策に要する費用	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 61
秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃棄物の発 生の抑制、減量 化、再生利用 その他産業 廃棄物の適 正な処理の 促進に関する 費用	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立 区域内に県が設 置する最終処分 場への指定副産 物の搬入につい ては250円/トン)	H16.1.1施行 202

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 139
山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物の処分を自社において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 214
新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 141
京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 55
宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 325
島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 379
熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 145
福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 498
愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 526

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 85
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 736
山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 145
愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1施行 178
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 267
佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 110
長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 69
大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 152
鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 81
宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 229

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満 ……100円 15千円以上 ……200円	H14.10.1施行 1,010
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 ……3,000円/回 ・一般乗合用バス ……2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 ……1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 ……300円/回 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	H15.4.1施行 21

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成23年1月現在

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1 施行 11
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1 施行 678
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30 施行 558
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25 施行 4
沖縄県 伊平屋村	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H20.7.1 施行 3
沖縄県 渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H23.4.1 施行予定 平年度見込額 10

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 ○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。
 ○ 沖縄県渡嘉敷村の環境協力税の税収額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

16 平成21年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	828,617	274,794	33.2	101,734	12.3	192,943	23.3	54,027	6.5	205,119	24.8
仙台	434,835	175,213	40.3	23,007	5.3	78,982	18.2	63,066	14.5	94,567	21.7
さいたま	431,781	216,470	50.1	3,175	0.7	61,907	14.3	54,578	12.6	95,651	22.2
千葉	358,021	172,372	48.1	627	0.2	60,734	17.0	46,228	12.9	78,060	21.8
横浜	1,535,564	713,954	46.5	1,210	0.1	233,581	15.2	139,762	9.1	447,056	29.1
川崎	587,765	285,247	48.5	470	0.1	113,199	19.3	62,360	10.6	126,490	21.5
新潟	360,939	118,262	32.8	48,883	13.5	67,008	18.6	48,013	13.3	78,774	21.8
静岡	302,257	124,897	41.3	12,957	4.3	64,262	21.3	49,821	16.5	50,320	16.6
浜松	284,473	128,157	45.1	19,266	6.8	60,299	21.2	24,017	8.4	52,735	18.5
名古屋	1,035,217	493,790	47.7	638	0.1	174,166	16.8	114,683	11.1	251,940	24.3
京都	762,247	252,455	33.1	66,362	8.7	148,355	19.5	83,411	10.9	211,663	27.8
大阪	1,671,647	623,613	37.3	38,032	2.3	388,332	23.2	154,319	9.2	467,351	28.0
堺	338,940	127,339	37.6	24,363	7.2	87,373	25.8	38,532	11.4	61,333	18.1
神戸	810,595	273,086	33.7	80,925	10.0	168,962	20.8	83,106	10.3	204,516	25.2
岡山	251,846	108,573	43.1	33,324	13.2	52,401	20.8	20,117	8.0	37,430	14.9
広島	561,701	202,284	36.0	39,073	7.0	128,221	22.8	61,446	10.9	130,678	23.3
北九州	538,038	160,894	29.9	59,960	11.1	113,100	21.0	56,966	10.6	147,118	27.3
福岡	757,225	264,211	34.9	41,363	5.5	147,798	19.5	73,626	9.7	230,227	30.4
計	11,851,708	4,715,611	39.8	595,369	5.0	2,341,623	19.8	1,228,079	10.4	2,971,026	25.1

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標 準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年 度から適用するこ ととされたが、同 年度において再び 法改正が行われ、 実施されなかつ た。	所得割 150 万円以下 2% 150 万年超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が ない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者が ない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創設 (昭和42年1月1日 以後に支払を受ける べき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所 得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47 年度 1.3% (ロ) 48, 49 年度 1.6% (ハ) 50, 51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計 算した場合の課 税短期譲渡所得 金額に対する税 額の110%相当 額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がない場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

(注) 2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度	58	59
項目		
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
- 2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡 に係る分は従前の税率適用）

は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 30万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 特定扶養親族 1人 35万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ㊷ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ㊹ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得 ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (創設 (平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。

6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。

7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ) について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度)</p> <p>(ロ) について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額(7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する(平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する(平成 18 年度改正による。)
- 4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。
- 5 平成 20 年度欄において、配当割(※を除く)については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した 金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 20 年度) 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額 の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株 式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を 受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当に係る税率 5%</p> <p>(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受け るべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の 株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受 ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場 合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円 を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口 座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正案によるものである。
4 平成 24 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正案によるものである。

23 (改正案による)	24	25 (改正案による)
	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組	
	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組	合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族 (23 歳以上 70 歳未満) に係る扶養控除については、負担調整措置を講じた上で廃止 ただし、障害者・要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な者、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象
<p>所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 24 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p> <p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>		<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42	45
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 資本の金額又は出 資金額が 1,000 万 円を超える法人 年 1,000 円 上記法人以外の法 人等 年 600 円	法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%

年度 項目	昭和 53 年度	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円 以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円 以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円 以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額・資本の金額又は出資金額と資本積立金との合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%

49	51	52
法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成6年度
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	20
税 率	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円	
税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち 助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び 第 3 種事業 6% 第 3 種事業のうち 助産婦業等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%
事業専従者 控除等				特別所得税が 事業税の第 3 種事業とされ た。			

年度 項目	昭和 43 年度	44	45	46	47	48	49	50
事業主控除等			事業主控除 年 320,000 円	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円
税率								制限税率が設けら れた。 (標準税率の 1.1 倍)
事業専従者 控除等	事業専従者控 除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控 除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円			事業専従者控 除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控 除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)

33	34	37	39	40	41	42
	基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円
		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%				
事業専従者控除 (青色) 年 80,000円		事業専従者控除 (白色) 年 50,000円 (青色の年80,000 円についても法律 に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円

51	52	60	63	平成2年度	5	8	11
事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円	事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年 2,700,000円		事業主控除 年 2,900,000円
事業専従者控除 (白色) 年 400,000円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 600,000円 その他の事業専 従者 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 800,000円 その他の事業専 従者 年 470,000円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 860,000円 その他の事業専 従者 年 500,000円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。

(注) 2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額 課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上 の道府県 に事務所 等を有す る法人で 資本金等 500 万円 以上の法 人の所得 及び清算 所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上 の道府県に事務所 等を有する法人で 資本金等 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超 及び清算所得 8% ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 700 万円以下 9% 年 700 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間 に終了する法人につい ては次による。</p> <p>普通法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 600 万円以下 9% 年 600 万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率 が設けら れた。 標準 税率 の 1.1 倍</p>	<p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超 及び清算所得 11% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 及び清算所得 7.5% ただし、3 以上の 道府県に事務所等を 有する法人で資本金 等 1,000 万円以上の 法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 及び清算所得 9.6% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 及び清算所得 6.6% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な 減税として法附則 40 ⑩に定められている ものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは 異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度	16	
項目		
税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超 5.5% 800万円以下 5.5% 年800万円超 7.2% 及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下 の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超 7.3% 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6% 及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超 6.6% 及び清算所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等につ ては年10億円超 7.9%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等につ ては年10億円超 7.9%] 収入金額課税法人 収入割 1.3%
	※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。 制限税率が引き上げられた。[標準税率の1.2倍]	
その他		

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

(注) 2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	0.48%	所得割	
資本割	0.2%	年400万円以下	2.7%
所得割		年400万円超	
年400万円以下	1.5%	800万円以下	4.0%
年400万円超		年800万円超	
800万円以下	2.2%	及び清算所得	5.3%
年800万円超		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
及び清算所得	2.9%	資本金等1,000万円以上の法人の所得	5.3%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で			
資本金等1,000万円以上の法人の所得	2.9%	特別法人	
		所得割	
		年400万円以下	2.7%
		年400万円超	
		及び清算所得	3.6%
		[ただし、一定の協同組合等について]	
		ては年10億円超 4.3%	
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
		資本金等1,000万円以上の法人の所得	3.6%
		[ただし、一定の協同組合等について]	
		ては年10億円超 4.3%	
		収入金額課税法人	
		収入割	0.7%

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数 とした。	資本金が 1 億円以上の 法人の本社管理部門の 従業者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業 者数 1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の工場の従業者数につ いては 1.5 倍	本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額	3/4 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/4 を固定資産の 価額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

① 譲渡割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

② 貨物割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

4. 不動産取得税

年度	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
項目							
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率 4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭 和61年6月30日までの間に 行われた一定の住宅用土地の 取得については税額から4分 の1に相当する額を減額する こととされた。	住宅及び住 宅用土地に 係る税率等 の特例措置 について、 平成元年6 月30日ま で3年間延 長された。

年度	平成12年度	13	15	18
項目				
税率等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日 から平成14年12 月31日までに 行われた場合に おいては課税標 準を価格の2分 の1とする特 例措置が講じ られた。	住宅及び住宅用 地に係る税率等 の特例措置につ いて平成16年6 月30日まで3 年間延長され た。	税率 4% ただし、平成15 年4月1日から 平成18年3月3 1日までに 行われた不動 産の取得につ いては課税標 準を3%と する特例措 置が講じられ た。 宅地及び宅地 比準土地の取 得が平成15 年1月1日か ら平成17年1 2月31日ま でに行われた 場合において は課税標準を 価格の2分の 1とする特 例措置が講じ られた。	税率 4% ただし、住宅及 び土地に係る 税率の特例措 置については 平成21年3月 31日まで3 年間延長され た。 住宅以外の家 屋に係る税率 の特例措置に ついては平成 18年4月1日 から平成20 年3月31日 までの2年間 に限り、標準 税率を3.5% とする経過措 置が講じられ た。 宅地及び宅地 比準土地の取 得に係る課税 標準の特例措 置について平 成21年3月3 1日まで延長 する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115 分の 5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の売渡 し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円 ただし、昭和 61 年 5 月か ら昭和 62 年 3 月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,000 本につき 160 円を加算。

年度 項目	平成 15 年度	18	22	24 (改正案による)
税率等	平成 15 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円	平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,504 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 716 円	平成 24 年 4 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 860 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41
税率等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の 2 分の 1 に引 き下げられ た。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額) 税率 ばちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場に対 し定額課税が 採用された。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額 課税の税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町村 に対して 6 分の 1 を交 付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用（非課税制度が免税点制度に改められた。）

年度 項目	昭和46年度	48	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

8. 自動車税

年度 項目	昭和 25 年度	28	29	31	33	36	37
税率等	普通自動車 自家用 15,000 円	普通自動車 自家用 30,000 円	普通自動車 自家用 120 インチ以下 36,000 円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048 メートル 以下 36,000 円	小型四輪車 乗用車 自家用 1 リットル以下 12,000 円
	営業用 10,000 円	営業用 14,000 円	120 インチ超 60,000 円			3.048 メートル 超 60,000 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 14,000 円
	トラック及びバ ス 10,000 円	トラック 14,000 円	営業用 120 インチ以下 15,000 円			営業用 3.048 メートル 以下 15,000 円	1.5 リットル超 16,000 円
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円	観光用 25,000 円	120 インチ超 30,000 円			超 3.048 メートル 以下 30,000 円	営業用 1 リットル以下 6,000 円
	その他 3,000 円	その他 14,000 円	トラック 自家用 揮発油 15,000 円			トラック 15,000 円	1.5 リットル超 7,000 円
	三輪車 2,000 円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円	その他 23,000 円			バス 30,000 円	8,000 円
	二輪車 1,000 円	営業用 4,200 円	営業用 揮発油 14,000 円			観光用 30,000 円	
	軽自動車 500 円	三輪車 2,800 円	その他 21,000 円			その他 14,000 円	
		二輪車 1,400 円	バス 観光用 揮発油 30,000 円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円	
		軽自動車 700 円	その他 45,000 円			営業用 8,000 円	
			その他 揮発油 14,000 円			三輪車 3,800 円	
			その他 21,000 円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円				
			営業用 8,000 円				
			三輪車 自家用 4,300 円				
			営業用 3,300 円				
			二輪車 2,500 円				
			軽自動車 1,500 円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル 以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超 1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,000円 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられ た。(標準税率の1.2 倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,500円 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2リットル以下 39,500円 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リッ トル以下 8,500円 1.5リットル超2リッ トル以下 9,500円 2リットル超2.5リッ トル以下 13,800円 2.5リットル超3リッ トル以下 15,700円 3リットル超3.5リッ トル以下 17,900円 3.5リットル超4リッ トル以下 20,500円 4リットル超4.5リッ トル以下 23,600円 4.5リットル超6リッ トル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18		
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)		制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)			
	1 トン以下 6,500 円	5 トン超 6 トン以下 22,000 円		
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円	6 トン超 7 トン以下 25,500 円		
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円	7 トン超 8 トン以下 29,500 円		
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円	8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで		
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円	ごとに 4,700 円を加算した額		
	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)			
	1 トン以下 8,000 円	5 トン超 6 トン以下 30,000 円		
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円	6 トン超 7 トン以下 35,000 円		
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円	7 トン超 8 トン以下 40,500 円		
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円	8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで		
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円	ごとに 6,300 円を加算した額		
	けん引自動車			
	営業用			
	小型自動車 7,500 円			
	普通自動車 15,100 円			
	自家用			
	小型自動車 10,200 円			
	普通自動車 20,600 円			
	被けん引自動車			
	営業用			
	小型自動車 3,900 円			
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円			
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと			
		に 3,800 円を加算した額		
	自家用			
	小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円				
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと				
	に 5,100 円を加算した額			
※トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を				
加算した額				
営業用	自家用			
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円			
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円			
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円			
バス (三輪の小型自動車を除く。)				
営業用	自家用			
一般乗合用				
30 人以下 12,000 円	30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 29,000 円	80 人超 83,000 円			
一般乗合用以外				
30 人以下 26,500 円				
30 人超 40 人以下 32,000 円				
40 人超 50 人以下 38,000 円				
50 人超 60 人以下 44,000 円				
60 人超 70 人以下 50,500 円				
70 人超 80 人以下 57,000 円				
80 人超 64,000 円				

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税率等	軽 減 { 平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ☆☆かつ燃費基準達成 " 25%軽減 ☆かつ燃費基準達成 " 13%軽減	軽 減 { 平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 17 年度	19
税率等	軽 減 { 平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ燃費基準+5%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準達成 " 25%軽減 ★★かつ燃費基準+5%以上達成 }	軽 減 { 平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ燃費基準+20%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準+10%以上達成 " 25%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
 2 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ★★は " 50%以上 "

年度 項目	平成 21 年度	平成 23 年度
税率等	軽 減 { 平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減 ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ燃費基準+25%以上達成 } ★★★★★かつ燃費基準+15%以上達成 " 25%軽減	軽 減 { 平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減 ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ燃費基準+25%以上達成 }
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 (注) 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和 25 年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円 (交付金) 指定都市に対し て 10 分の 9 に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1 キロリットル 8,000 円	税率 1 キロリットル 10,400 円	税率 1 キロリットル 12,500 円	税率 1 キロリットル 15,000 円	税率 1 キロリットル 19,500 円 (2 年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。

年度 項目	平成 21 年度	平成 22 年度
税 率 等	目的税から普 通税に改めら れた。	平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間の暫定税率は廃止さ れたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準 (1 キロリ ットル 32,100 円) を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停 止される場合には、軽油引取税についても本則税率 (1 キロリットル 15,000 円) を上回る部分の課税措置を停 止することとされた。また、揮発油税において課税停止 措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合 には、軽油引取税についても元の税率水準に復元するこ ととされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定 税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5 年11月30日まで 延長され、平成5 年12月1日から平 成10年3月31日 までの間適用する 暫定税率が1キロ リットル当たり 32,100円とされ た。	暫定税率が5年 度間延長され た。	暫定税率が5年 度間延長され た。	暫定税率が10年 度間延長され た。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	33	38	41
税 率 等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の 10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和 58 年度	60	63	平成 2 年度
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の 1.1 倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としな 試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 い鉱業権の鉱区 採掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする 河床に存 延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 鉱業権の鉱区 するもの 河床でないもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円</p> <p>など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000 円又は 4,500 円 (入) 6,500 円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300 円 (入) 2,200 円</p> <p>など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに 2 年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに 3 年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに 5 年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50 万円 (3 年度間の暫定措置)</p>

年度 項目	平成 21 年度	平成 22 年度
税 率 等	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る平成 30 年 3 月 31 日の 10 年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは 5%）を維持することとされた。</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車 軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鈇区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

5	10	14	15	16	19	20
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。 自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。

II 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 800 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 400 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p> <p>ただし、昭和 25 年度に限り (1) 方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 700 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 300 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 20%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 600 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 200 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 800 円 (2) 年額 550 円 (3) 年額 300 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 7.5%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 15%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2) 以下左に同じ</p> <p>(3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%</p>	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者があ る場合1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 %</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 } 方式 } 本文 } (3) 第二課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 } 方式 } 本文 } (5) 第三課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } 準拠税率 (2) 但書方式 } 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の不 均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に 同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍 の率)</p> <p>2 39年度適用但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額控 除の最低限の法定</p> <p>3 上記1、2 による減収については 市町村民税臨時減税補 てん償により元利とも 補てんすることとされ た。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者 がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円	扶養親族1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る10% 税額控除の創設(昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれ か多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税短期譲 渡所得金額に対する 税額の110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50,51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者がない場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者がない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円 (3) その他の市町村 年額 1,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600 円 (2) 年額 2,000 円 (3) 年額 1,400 円 所得割 (1) 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 100 万円 " 6% 130 万円 " 7% 230 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の 当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度) ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を 超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を 超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合 の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計 額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>		<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額 2,500円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,500円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,200円</p> <p>(2) 年額 2,600円</p> <p>(3) 年額 2,000円</p> <p>所得割</p> <p>20万円以下の金額 2.5%</p> <p>20万円を超える金額 3%</p> <p>45万円 " 4%</p> <p>70万円 " 5%</p> <p>95万円 " 6%</p> <p>120万円 " 7%</p> <p>220万円 " 8%</p> <p>370万円 " 9%</p> <p>570万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>2,900万円 " 13%</p> <p>4,900万円 " 14%</p>

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設)配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63 年)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60 万円以下の金額 3%</p> <p>60 万円を超える金額 5%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>260 万円 " 8%</p> <p>460 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 11%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 // 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額

を延長したものである。

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7
基礎控除		33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 3,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 2,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,800 円</p> <p>(2) 年額 3,200 円</p> <p>(3) 年額 2,600 円</p> <p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 5.5%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 220 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 200 万円以下の金額 3%</p> <p>200 万円を超える金額 8%</p> <p>700 万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 9%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成 15 年度)</p> <p>㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 12%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊷ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>㊹ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 380 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 9%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

5 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

6 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。
2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 4%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税率（平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額

- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 2% ※ (イ)について、税率2%の特例を創設 (～平成20年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成21年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額 の3.4%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、均等割については平成16年度改正、(1)(※を除く)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)
- 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
- 5 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。

19	21
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 20 年度) 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.8%</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	22	23 (改正案による)	24	25 (改正案による)
基礎控除				
配偶者控除			同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組	
扶養控除			扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組	合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族 (23 歳以上 70 歳未満) に係る扶養控除については、負担調整措置を講じた上で廃止 ただし、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な者、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 2.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度)</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>	<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10% 税額控除の廃止 (平成 24 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>		<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%</p>

- (注) 1 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
- 2 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正案によるものである。
- 3 平成 24 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
- 4 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41	42
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口 50 万以上 の市 2,400 円 (4,000 円) 人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円) 上記以外の市 並びに町村 1,200 円 (2,000 円)	法人税率 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税率 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和 29 年 5 月 13 日施 行、昭和 29 年 4 月 1 日 の属する事 業年度から 適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和 30 年 7 月 1 日か ら同年 9 月 30 日までの 間に終了す る事業年度 分にあつて は、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率 (制限税率) 1 資本の金額又は出資金 額が 1 千万円を超える法 人及び保険業法に規定す る相 会 社 年額 4,000 円 (7,000 円) 2 上記法人以外の法人等 年額 2,400 円 (4,000 円)

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人以下 の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を 超え 10 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人以下の法人及び資本の 金額が又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人以下の法人及 び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円) 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人以下の法人及び 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以 下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円) (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億 円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 50 人超の法人 年額 48,000 円 (80,000 円) (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)

45	49	51	52
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円(20,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200 円(12,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円(134,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000 円(13,000 円)

59	平成 6 年度	14	18
均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000 円	均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 410,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (5) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (7) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 130,000 円 (8) 資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000 円	均等割 資本金等の額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資 産に対する特 例及び基準年 度制度が創設 された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所 在市町村交付 金、公社有資 産所在市町村 納付金制度が 創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に 伴い土地について税額 の 変 和の暫定措置 が講 られた。 (2) 免税点 暫定措置期間(昭和 39 年度～昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 以下の住宅用地(200 を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 までの住宅用地)について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講 られた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講 られた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講 られた。	(1) 宅地等 評価 えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講 られた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講 られた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年 え置かれた。	(1) 宅地等 評価 えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講 られた。 (2) 農地 評価 えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講 られた。 なお、上 率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講られた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講られた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講られた。	100分の1.7を超える税率で課す市町村は、一定の場合を除き、そのを自治大臣に け出ることとされた。	評価 えに伴い上 率 25 倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の変を和しつつ課税の適正化を図るための措置が講られた。なお、昭和 47 年度分に限り特例措置が講られた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の変和のための調整措置を講じながら昭和 50 年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市 の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講られた。 (3) 免税点 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価 えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講られた。 なお、上 率 1.3 倍超 1.5 倍以下、1.7 倍超 1.9 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農 地 評価 えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講られた。 なお、上 率 1.3 倍超 1.5 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市 の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講られた。	(1) 宅地等 評価 えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講られた。 (2) 農 地 評価 えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講られた。 (3) 特定市街化区域農地 適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講られた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講られた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価 えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講られた。 なお、上 率 1.15 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農 地 評価 えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講られた。 なお、上 率 1.075 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講られるとともに一定の新適用市街化区域農地についても 適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講られた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改 及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から 継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講 られた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価 えに伴い、①住宅用地については平成 3 年度から平成 5 年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成 3 年度から平成 5 年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成 3 年度から平成 5 年度まで昭和 63 年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講 られた。</p> <p>(2) 農 地 評価 えに伴い平成 3 年度から平成 5 年度まで昭和 63 年度と同様の負担調整措置が講 られた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講 られるとともに一定の新適用市街化区域農地についても 適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講 られた。</p> <p>(4) 免税点 土 地 30 万円 家 屋 20 万円 償却資産 150 万円</p>	<p>三大都市 の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成 9 年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価 えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び しい地価の下に対応して税額を え置く調整措置が講 られた。</p> <p>(2) 商業地等 評価 えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、 え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び しい地価の下 に対応して税額を え置く調整措置が講 られた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価 えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講 られた。なお、市街化区域農地にあつては しい地価の下 に対応して税額を え置く調整措置も併せて講 られた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講 られた。</p>	<p>(1) 平成 11 年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100 分の 1.7 を超える税率を採用する場合の自治大臣への出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が 3 分の 2 を超える場合であつて、100 分の 1.7 を超える税率で固定資産税を課する の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の 見を くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和 61 年法律第 94 号による改正に係るものである。
 2 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
 3 平成 6 年度欄の 1(1)及び(3)については、平成 5 年法律第 4 号による改正に係るものである。
 4 平成 6 年度欄の 2 については、平成 5 年 11 月 22 日付自治省告示第 136 号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価 へのに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡 、②平成 6 年度から平成 8 年度までの評価の上 割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の 入、③平成 6 年度から平成 8 年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講 られた。(注 3)</p> <p>(2) 一般農地 評価 へのに伴い、平成 6 年度から平成 8 年度まで平成 3 年度と同様の負担調整措置が講 られた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 1 の額 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額) とする特例措置及び住宅用地と同様 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる) の調整措置が講 られた。(注 3)</p> <p>2 家 屋 評価 へのに伴い、① 用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る 3%減価の措置が講 られた。(注 4)</p>	<p>地下の下 に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上 率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講 られた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、 存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講 られた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講 られた。</p>

12	13	14	15
<p>平成 9 年度税制改正により 入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の 80%から平成 12 年度、平成 13 年度に 75%、平成 14 年度に 70%に段階的に引き下げ、② しい地価の下 に対応して税額を え置く調整措置を継続し、対象となる価格下 率を 12%以上 (現行 : 25%以上) とすることとされた。</p>	<p>住宅が 災等の事 により 失・損 した土地について、 むを得ない事 により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、 災等の発生後 2 年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講 られた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信 を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一 の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の 制度を改正し、土地価格等 帳 及び家屋価格等 帳 を市町村内の納税者の に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の 制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における 報開示を推進するための措置が講 られた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成 14 年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、② しい地価の下 に対応した臨時的な税負担の 置措置について、対象となる価格下 率を過 3 年間 15%以上とする措置が講 られた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の 3 分の 1 とする等の措置が講 られた。</p>

(固定資産税つき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講られた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が 災等の事 により 失・損 した土地について、むを得ない事 により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、災等に基づく 難指示等が長期間に及 ときは、災等の発生から 難指示等の解除後 3 年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講 られた。</p>

3. 軽自動車税 (自転車税、荷車税、自転車荷車税)

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36
税 率	<p>自転車 200 円</p> <p>荷積 車 800 円</p> <p>荷積大車 400 円</p> <p>荷積小車 200 円</p> <p>リ カー 200 円</p>	<p>原動機付自転車 500 円</p> <p>その他の自転車 200 円</p> <p>自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。</p>	<p>原動機付自転車 50 以下 500 円</p> <p>50 ～90 800 円</p> <p>90 超 1,000 円</p>	<p>自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。</p> <p>二輪の小型自動車 2,500 円</p> <p>軽自動車 1,500 円</p>	<p>軽自動車</p> <p>二輪のもの 1,500 円</p> <p>三輪のもの 2,000 円</p> <p>四輪のもの 乗用 3,000 円</p> <p>貨物用 2,500 円</p>

年度 項目	平成 18 年度
税 率	制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の 化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一 促進する措置が講 られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額 1/6 又は 1/3。以下同じ。）の 5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の 60%、住宅用地にあつては評価額の 80%を上回る場合には 60%又は 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講 られた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講 られた。</p> <p>(3) しい地価の下 に対応した臨時的な税負担の 置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところ により、平成 21 年度から平成 23 年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に 1.1 以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講 られた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

□

40	51	54	59	60
<p>四輪以上 のもの 乗 用 4,500 円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50 以下 年額 650 円</p> <p>50 ～90 年額 1,000 円</p> <p>90 超 年額 1,300 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特 自動車</p> <p>二輪のもの (車付のものを含む。) 年額 2,000 円</p> <p>三輪のもの 年額 2,600 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗 用 { 営業用 年額 5,200 円</p> <p>自家用 年額 5,900 円</p> <p>貨物用 { 営業用 年額 2,900 円</p> <p>自家用 年額 3,300 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p>年額 3,300 円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.2 倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50 以下 年額 750 円</p> <p>50 ～90 年額 1,100 円</p> <p>90 超 年額 1,450 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特 自動車</p> <p>二輪のもの (車付のものを含む。) 年額 2,200 円</p> <p>三輪のもの 年額 2,850 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗 用 { 営業用 年額 5,200 円</p> <p>自家用 年額 6,500 円</p> <p>貨物用 { 営業用 年額 2,900 円</p> <p>自家用 年額 3,650 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p>年額 3,650 円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50 以下 年額 1,000 円</p> <p>50 ～90 年額 1,200 円</p> <p>90 超 年額 1,600 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小 型特 自動車</p> <p>二輪のもの (車付のものを含む。) 年額 2,400 円</p> <p>三輪のもの 年額 3,100 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗 用</p> <p>営業用 年額 5,500 円</p> <p>自家用 年額 7,200 円</p> <p>貨物用</p> <p>営業用 年額 3,000 円</p> <p>自家用 年額 4,000 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動 車</p> <p>年額 4,000 円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車</p> <p>(イ) 50 以下 ((=) に掲げるものを除く。) 年額 1,000 円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50 ～ 90 年額 1,200 円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90 超 年額 1,600 円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、 20 超 年額 2,500 円</p>

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%

年度 項目	昭和63年度	平成元年度	9
税率	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 ねん等 2% ねん 4% ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (績・生等) 2% ガス税 税率 3%	電気税 軽減税率 (メリス等) 2% ガス税 税率 2% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることができるとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月から昭和62 年3月までの間に行われた売渡し等分 については、特例措置として、1,000 本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、 昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、 昭和63年3月31日まで延長された。

11	15	18	22	24 (改正案による)
平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,190円	平成24年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,495円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (績 等) 4%	免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,000円

53	54	55	57	平成元年度
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和25年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1人1日 10円	税率 1人1日 20円	目的税とされ た。	税率 1人1日 40円	税率 1人1日 100円	税率 1人1日 150円 (53年1月 以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の 変 和の暫定措置が講 られた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講 られた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講 られた。

年度 項目	昭和 57 年度	60	63	平成 3 年度	4
税 率 等	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講 られた。 (2) 三大都市 の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講 られた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講 られた。 (2) 特定市街化区域農地 適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講 られた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講 られた。	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講 られた。 (2) 特定市街化区域農地 適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講 られるとともに一定の新適用市街化区域農地についても 適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講 られた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講 られた。 (2) 特定市街化区域農地 適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講 られるとともに一定の新適用市街化区域農地についても 適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講 られた。	三大都市 の特定の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産 地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については課税としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)

年度 項目	平成 10 年度	13	15
税 率 等	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。	住宅が 災等の事 により 失・損した土地について、 むを得ない事により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講 られた。	市町村が一定の場合に 置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講 られた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の()内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

47	48	51	53	54
市街化区域内の農地について、税負担の変を和しつつ課税の適正化を図るための措置が講られた。なお昭和47年分に限り特例措置が講られた。	三大都市の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講られた。	昭和51年度から昭和53年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講られた。	制限税率が0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講られた。

6	7	8	9
<p>(1) 小規模住宅用地(200を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200までの住宅用地)の課税標準を価格の3分の1の額、一般住宅用地の課税標準を価格の3分の2の額とする課税標準の特例措置が講られた。</p> <p>(2) 平成6年度から平成8年度まで、評価の上割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講られた。</p> <p>(3) 平成6年度から平成8年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講られた(一般農地についても同様の負担調整措置が講られた)。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の2の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講られた。 (注2)</p>	<p>地価の下に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講られた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講られた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講られた。</p>	<p>(1) 住宅地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に置減額できる条例を定めるための必要な措置が講られた。</p> <p>(2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講られた。</p> <p>(3) 農地(特例市街化区域農地を除く) 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講られた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講られた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講られた。</p>

16	17	18	21
<p>固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が70%(法定されている上限)の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講られた。</p>	<p>住宅が災等の事により失・損した土地について、むを得ない事により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、災等に基づく難指示等が長期間に及ぶときは、災等の発生から難指示等の解除後3年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講られた。</p>	<p>固定資産税と同様の負担調整措置が講られた。</p>	<p>・固定資産税と同様の負担調整措置が継続された。</p> <p>・固定資産税と同様に、住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る都市計画税について、地方公共団体の条例に定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講られた。</p>

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。

年度 項目	昭和 55 年度	56	57	58	59
課税標準 総額等	課税限度額が 24 万円に引き上げられた。	課税限度額が 26 万円に引き上げられた。	課税限度額が 27 万円に引き上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	7	9	12
課税標準 総額等	課税限度額が 46 万円に引き上げられた。	課税限度額が 50 万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入 時食事療養費、特定療養費、療養費、 護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 52 万円に引き上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
 2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
 3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。
 4 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正案によるものである。

38	43	46	49	51	52	53	54
標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。	標準課税総額が 65%とされた。	課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	課税限度額が 12 万円に引き上げられた。	課税限度額が 15 万円に引き上げられた。	課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	課税限度額が 19 万円に引き上げられた。	課税限度額が 22 万円に引き上げられた。

60	61	62	63	平成元年度	3
標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 37 万円に引き上げられた。	課税限度額が 39 万円に引き上げられた。	課税限度額が 40 万円に引き上げられた。	課税限度額が 42 万円に引き上げられた。	課税限度額が 44 万円に引き上げられた。

15	18	19	20	21	22	23 (改正案による)
介護納付金課税額に係る課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 9 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 56 万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が 47 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 12 万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 10 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 50 万円に引き上げられた。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 13 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額を 51 万円に引き上げる。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 14 万円に引き上げる。介護納付金課税額に係る課税限度額を 12 万円に引き上げる。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円 接 客 人 税 1 人 月 額 100 円	広告税及び接客人税は廃止された。	鉱産税、軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。

年度 項目	昭和 57 年度	60	61	63
税 率 等	特別土地保有税 (1) 保有期間 10 年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市 の特定の都市の市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間に取得された 500（特別区及び指定都市の区の区域にあっては 300）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降 2 年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について 10 年間特別土地保有税を課すこととされた。	特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間 10 年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市 の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円	特別土地保有税 三大都市 の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるとともに、昭和 63 年 4 月 1 日以後に取得される土地について免税点が 330（特別区及び指定都市の区の区域にあっては 200）に引き下げられた。

48	50	55
特別土地保有税が創設された。 税 率 保有分 1.4% 取得分 3%	事業所税が創設された。 税 率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300 円 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25	事業所税税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500 円

平成 2 年度	3
特別土地保有税 三大都市 の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。	特別土地保有税 (1) 三大都市 の特定市において、昭和 61 年 1 月 1 日以後に取得した土地の保有並びに平成 3 年 4 月 1 日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10 年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては 2,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに、その他の市の区域にあつては 5,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。 また、市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間 10 年を超える土地を課税対象外とする措置を 廃することとされた。 (2) 遊 地に対する特別土地保有税の 化を、次のとおり実施することとされた。 ① 課税対象は、遊 土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の 1,000 平方メートル以上の一団の土地とする。 ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通 要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。 ③ 税率 1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市 の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市 の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市 の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市 の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

年度 項目	平成13年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収 予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲渡者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡 したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収 予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収 予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、 予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収 予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成13年4月1日において徴収 予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収 予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市 の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を 1,000 に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市 の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（二保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下 に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を 予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収 予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収 予の 算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（ 地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収 予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収 予を受けている者が、当該徴収 予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収 予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、 予された税額を免除する措置を 2 年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収 予期間（現行 5 年以内）について、 むを得ない場合には、1 回に限り、5 年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税</p> <p>平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税 議会を廃止する等の所要の措置が講 られた。</p> <p>事業所税</p> <p>新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収 予期間の終期の 来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講 られた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収 予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公 をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回 能とされた。</p>

18 平成21年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,729,635	563,053	20.6	43,516	1.6	690,244	25.3		
青森県	745,537	138,068	18.5	10,281	1.4	209,590	28.1		
岩手県	741,843	119,675	16.1	11,151	1.5	213,915	28.8		
宮城県	873,281	254,819	29.2	14,638	1.7	172,536	19.8		
秋田県	669,555	94,393	14.1	9,100	1.4	182,729	27.3		
山形県	619,768	103,998	16.8	9,708	1.6	171,862	27.7		
福島県	898,246	214,147	23.8	15,579	1.7	211,368	23.5		
茨城県	1,165,231	338,910	29.1	19,241	1.7	166,681	14.3		
栃木県	810,448	234,609	28.9	13,847	1.7	127,889	15.8		
群馬県	855,040	218,381	25.5	13,674	1.6	130,752	15.3		
埼玉県	1,672,454	731,248	43.7	36,435	2.2	185,186	11.1		
千葉県	1,608,611	660,232	41.0	30,872	1.9	157,874	9.8		
東京都	6,658,296	4,256,072	63.9	82,378	1.2	-	-		
神奈川県	1,883,049	1,044,774	55.5	43,016	2.3	51,675	2.7		
新潟県	1,186,269	247,755	20.9	17,728	1.5	289,128	24.4		
富山県	586,343	120,383	20.5	8,565	1.5	115,732	19.7		
石川県	557,586	130,817	23.5	8,669	1.6	117,120	21.0		
福井県	506,185	98,019	19.4	6,423	1.3	109,004	21.5		
山梨県	499,356	92,308	18.5	6,234	1.2	111,494	22.3		
長野県	893,397	222,655	24.9	15,922	1.8	215,260	24.1		
岐阜県	826,851	221,792	26.8	14,831	1.8	166,403	20.1		
静岡県	1,185,992	447,914	37.8	22,572	1.9	148,379	12.5		
愛知県	2,325,829	964,454	41.5	40,870	1.8	41,213	1.8		
三重県	727,095	207,525	28.5	12,817	1.8	129,180	17.8		
滋賀県	527,945	148,509	28.1	9,162	1.7	91,709	17.4		
京都府	929,329	295,660	31.8	15,196	1.6	154,402	16.6		
大阪府	2,990,108	1,027,000	34.3	50,841	1.7	291,213	9.7		
兵庫県	2,245,679	595,590	26.5	31,915	1.4	307,782	13.7		
奈良県	500,658	124,246	24.8	8,132	1.6	131,500	26.3		
和歌山県	561,669	91,274	16.3	7,213	1.3	141,675	25.2		
鳥取県	381,423	53,718	14.1	5,139	1.3	113,094	29.7		
島根県	586,509	66,666	11.4	6,788	1.2	162,028	27.6		
岡山県	754,586	201,244	26.7	12,967	1.7	157,709	20.9		
広島県	970,454	315,899	32.6	18,624	1.9	184,773	19.0		
山口県	733,659	148,092	20.2	10,794	1.5	162,022	22.1		
徳島県	496,408	76,518	15.4	6,067	1.2	134,203	27.0		
香川県	450,833	111,473	24.7	7,021	1.6	95,378	21.2		
愛媛県	636,280	136,059	21.4	10,562	1.7	162,654	25.6		
高知県	504,177	64,091	12.7	6,488	1.3	156,207	31.0		
福岡県	1,692,383	515,498	30.5	29,472	1.7	276,573	16.3		
佐賀県	488,234	85,025	17.4	6,045	1.2	124,158	25.4		
長崎県	758,781	117,252	15.5	9,327	1.2	212,301	28.0		
熊本県	822,357	156,385	19.0	12,595	1.5	213,182	25.9		
大分県	624,395	109,329	17.5	9,214	1.5	160,190	25.7		
宮崎県	604,578	99,443	16.4	8,670	1.4	172,372	28.5		
鹿児島県	848,164	139,822	16.5	12,716	1.5	273,864	32.3		
沖縄県	633,693	104,046	16.4	7,269	1.1	189,935	30.0		
合計	50,968,200	16,508,841	32.4	810,283	1.6	8,184,136	16.1		

- (注) 1 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2 この調は決算額による。したがって東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分も含まれている。
 3 税収入は、都道府県間における地方消費税清算後の額である。
 4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
536,799	19.7	432,744	15.9	463,279	17.0	54	43	1,116,808	57	北海道
165,647	22.2	116,786	15.7	105,165	14.1	15	11	304,136	16	青森県
147,327	19.9	116,758	15.7	133,017	17.9	15	11	307,862	16	岩手県
146,711	16.8	124,154	14.2	160,423	18.4	17	18	358,691	18	宮城県
119,027	17.8	103,477	15.5	160,830	24.0	13	9	254,780	13	秋田県
110,062	17.8	111,666	18.0	112,472	18.1	12	9	254,862	13	山形県
164,358	18.3	143,098	15.9	149,695	16.7	18	16	376,130	19	福島県
183,803	15.8	204,895	17.6	251,702	21.6	23	23	449,022	23	茨城県
145,603	18.0	101,254	12.5	187,245	23.1	16	16	314,105	16	栃木県
135,901	15.9	120,167	14.1	236,166	27.6	17	16	306,713	16	群馬県
248,547	14.9	299,118	17.9	171,920	10.3	33	56	776,172	40	埼玉県
246,666	15.3	249,430	15.5	263,537	16.4	32	48	683,352	35	千葉県
583,976	8.8	475,295	7.1	1,260,574	18.9	131	99	1,639,970	84	東京都
274,645	14.6	325,085	17.3	143,854	7.6	37	70	891,438	46	神奈川県
226,408	19.1	171,484	14.5	233,766	19.7	23	19	474,678	24	新潟県
102,041	17.4	123,310	21.0	116,313	19.8	12	9	211,454	11	富山県
112,152	20.1	101,004	18.1	87,823	15.8	11	9	221,025	11	石川県
105,768	20.9	90,658	17.9	96,313	19.0	10	6	182,233	9	福井県
100,101	20.0	97,919	19.6	91,300	18.3	10	7	188,346	10	山梨県
169,036	18.9	142,376	15.9	128,148	14.3	18	17	394,818	20	長野県
143,558	17.4	122,476	14.8	157,792	19.1	16	16	345,576	18	岐阜県
203,579	17.2	235,271	19.8	128,277	10.8	23	30	508,561	26	静岡県
307,178	13.2	544,173	23.4	427,940	18.4	46	57	886,501	45	愛知県
131,474	18.1	165,271	22.7	80,828	11.1	14	15	305,824	16	三重県
94,664	17.9	99,990	18.9	83,911	15.9	10	11	221,415	11	滋賀県
145,684	15.7	146,896	15.8	171,490	18.5	18	20	376,270	19	京都府
389,516	13.0	366,827	12.3	864,711	28.9	59	68	1,094,556	56	大阪府
284,759	12.7	329,275	14.7	696,358	31.0	44	44	773,375	40	兵庫県
106,027	21.2	83,079	16.6	47,673	9.5	10	11	228,298	12	奈良県
118,776	21.1	98,568	17.5	104,162	18.5	11	8	215,072	11	和歌山県
90,039	23.6	72,904	19.1	46,529	12.2	7	5	153,117	8	鳥取県
133,382	22.7	93,661	16.0	123,984	21.1	12	6	212,737	11	島根県
131,141	17.4	116,420	15.4	135,106	17.9	15	15	314,275	16	岡山県
182,928	18.8	164,474	16.9	103,756	10.7	19	22	434,067	22	広島県
143,901	19.6	125,613	17.1	143,236	19.5	14	12	282,310	14	山口県
96,840	19.5	75,765	15.3	107,015	21.6	10	6	191,496	10	徳島県
75,338	16.7	72,969	16.2	88,655	19.7	9	8	179,069	9	香川県
121,977	19.2	97,964	15.4	107,063	16.8	12	11	269,142	14	愛媛県
121,656	24.1	87,583	17.4	68,152	13.5	10	6	204,122	10	高知県
318,987	18.8	290,695	17.2	261,157	15.4	33	40	668,531	34	福岡県
107,227	22.0	85,900	17.6	79,880	16.4	10	7	184,566	9	佐賀県
173,795	22.9	113,809	15.0	132,297	17.4	15	11	300,490	15	長崎県
192,375	23.4	129,730	15.8	118,090	14.4	16	14	335,623	17	熊本県
142,615	22.8	100,974	16.2	102,074	16.3	12	9	244,895	13	大分県
124,614	20.6	86,594	14.3	112,885	18.7	12	9	247,574	13	宮崎県
217,382	25.6	128,710	15.2	75,669	8.9	17	14	379,210	19	鹿児島県
192,793	30.4	69,391	11.0	70,259	11.1	12	11	264,905	14	沖縄県
8,516,786	16.7	7,755,661	15.2	9,192,492	18.0	1,000	1,000	19,528,170	1,000	合計

19 平成21年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	563,053	684,910	1,247,963
青	森	県	138,068	147,105	285,173
岩	手	県	119,675	144,126	263,801
宮	城	県	254,819	319,852	574,671
秋	田	県	94,393	114,125	208,518
山	形	県	103,998	133,439	237,438
福	島	県	214,147	263,618	477,765
茨	城	県	338,910	429,006	767,916
栃	木	県	234,609	309,623	544,233
群	馬	県	218,381	291,902	510,283
埼	玉	県	731,248	1,074,872	1,806,120
千	葉	県	660,232	964,083	1,624,316
東	京	都	2,401,772	3,530,321	5,932,093
神	奈	川	1,044,774	1,650,368	2,695,142
新	潟	県	247,755	321,986	569,741
富	山	県	120,383	163,013	283,396
石	川	県	130,817	176,873	307,689
福	井	県	98,019	125,503	223,522
山	梨	県	92,308	118,001	210,309
長	野	県	222,655	297,778	520,433
岐	阜	県	221,792	296,472	518,264
静	岡	県	447,914	632,470	1,080,383
愛	知	県	964,454	1,364,149	2,328,604
三	重	県	207,525	281,528	489,053
滋	賀	県	148,509	210,469	358,978
京	都	府	295,660	408,854	704,515
大	阪	府	1,027,000	1,526,158	2,553,158
兵	庫	県	595,590	895,267	1,490,858
奈	良	県	124,246	175,514	299,760
和	歌	山	91,274	128,139	219,413
鳥	取	県	53,718	67,812	121,529
島	根	県	66,666	82,500	149,166
岡	山	県	201,244	280,515	481,759
広	島	県	315,899	449,729	765,628
山	口	県	148,092	204,641	352,733
徳	島	県	76,518	102,187	178,704
香	川	県	111,473	136,346	247,819
愛	媛	県	136,059	179,448	315,508
高	知	県	64,091	85,425	149,516
福	岡	県	515,498	712,121	1,227,620
佐	賀	県	85,025	97,732	182,758
長	崎	県	117,252	156,803	274,056
熊	本	県	156,385	197,872	354,258
大	分	県	109,329	152,483	261,812
宮	崎	県	99,443	122,309	221,752
鹿	児	島	139,822	184,607	324,429
冲	縄	県	104,046	136,356	240,402
合	計		14,654,541	20,528,413	35,182,954

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100とした場合の数値である。人口は平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。また、都道府県間における地方消費税清算後の額を掲げてある。

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
101,986	88.4	124,058	76.8	226,044	81.6	北海道
98,232	85.2	104,661	64.8	202,893	73.3	青森県
88,977	77.1	107,156	66.3	196,134	70.8	岩手県
109,395	94.8	137,314	85.0	246,709	89.1	宮城県
85,174	73.8	102,979	63.7	188,153	67.9	秋田県
88,377	76.6	113,396	70.2	201,773	72.9	山形県
104,379	90.5	128,492	79.5	232,871	84.1	福島県
113,761	98.6	144,003	89.1	257,764	93.1	茨城県
117,259	101.7	154,752	95.8	272,011	98.2	栃木県
108,930	94.4	145,603	90.1	254,533	91.9	群馬県
102,659	89.0	150,900	93.4	253,559	91.6	埼玉県
107,358	93.1	156,767	97.0	264,125	95.4	千葉県
190,467	165.1	279,964	173.3	470,431	169.9	東京都
117,582	101.9	185,738	115.0	303,321	109.5	神奈川県
103,616	89.8	134,661	83.3	238,277	86.0	新潟県
109,665	95.1	148,500	91.9	258,164	93.2	富山県
112,487	97.5	152,090	94.1	264,577	95.5	石川県
121,092	105.0	155,044	96.0	276,136	99.7	福井県
106,812	92.6	136,542	84.5	243,354	87.9	山梨県
103,006	89.3	137,760	85.3	240,766	86.9	長野県
106,471	92.3	142,321	88.1	248,792	89.8	岐阜県
118,820	103.0	167,778	103.8	286,598	103.5	静岡県
133,256	115.5	188,481	116.7	321,736	116.2	愛知県
112,194	97.3	152,202	94.2	264,396	95.5	三重県
107,105	92.9	151,791	93.9	258,897	93.5	滋賀県
115,868	100.5	160,228	99.2	276,096	99.7	京都府
118,277	102.5	175,763	108.8	294,040	106.2	大阪府
106,619	92.4	160,265	99.2	266,883	96.4	兵庫県
88,011	76.3	124,327	77.0	212,338	76.7	奈良県
88,377	76.6	124,073	76.8	212,449	76.7	和歌山県
90,231	78.2	113,906	70.5	204,137	73.7	鳥取県
92,184	79.9	114,080	70.6	206,264	74.5	島根県
103,764	90.0	144,637	89.5	248,400	89.7	岡山県
110,597	95.9	157,451	97.5	268,048	96.8	広島県
101,137	87.7	139,756	86.5	240,893	87.0	山口県
96,019	83.3	128,231	79.4	224,250	81.0	徳島県
110,069	95.4	134,629	83.3	244,698	88.4	香川県
93,322	80.9	123,083	76.2	216,405	78.2	愛媛県
82,976	71.9	110,596	68.5	193,572	69.9	高知県
102,310	88.7	141,334	87.5	243,644	88.0	福岡県
98,936	85.8	113,722	70.4	212,657	76.8	佐賀県
80,862	70.1	108,138	66.9	189,000	68.3	長崎県
85,281	73.9	107,905	66.8	193,187	69.8	熊本県
90,581	78.5	126,335	78.2	216,915	78.3	大分県
86,283	74.8	106,124	65.7	192,407	69.5	宮崎県
81,178	70.4	107,180	66.3	188,358	68.0	鹿児島県
73,992	64.2	96,969	60.0	170,961	61.7	沖縄県
115,338	100.0	161,567	100.0	276,905	100.0	合計

3 都道府県が徴収した道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税)はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

20 平成21年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数
北海道	162,221	29,383	73	18,564	3,363	62.2	180,786	32,746	72
青森県	32,719	23,278	58	3,794	2,699	49.9	36,512	25,977	57
岩手県	33,759	25,100	63	4,013	2,984	55.2	37,772	28,083	62
宮城県	73,650	31,618	79	11,566	4,966	91.9	85,216	36,584	81
秋田県	25,985	23,447	59	3,050	2,752	50.9	29,035	26,199	58
山形県	31,136	26,459	66	3,359	2,855	52.8	34,495	29,314	65
福島県	57,191	27,876	70	6,938	3,382	62.6	64,129	31,258	69
茨城県	106,211	35,652	89	13,801	4,632	85.7	120,012	40,284	89
栃木県	71,491	35,732	89	9,315	4,656	86.1	80,806	40,388	89
群馬県	67,842	33,840	85	8,091	4,036	74.7	75,933	37,876	83
埼玉県	305,203	42,847	107	24,163	3,392	62.8	329,366	46,239	102
千葉県	276,156	44,905	112	22,021	3,581	66.2	298,178	48,486	107
東京都	854,271	67,746	169	195,386	15,495	286.6	1,049,657	83,241	183
神奈川県	473,753	53,318	133	39,539	4,450	82.3	513,292	57,768	127
新潟県	71,281	29,811	75	9,502	3,974	73.5	80,783	33,785	74
富山県	39,359	35,855	90	4,592	4,183	77.4	43,951	40,038	88
石川県	41,196	35,423	89	5,403	4,646	85.9	46,599	40,069	88
福井県	27,794	34,336	86	3,363	4,155	76.9	31,157	38,491	85
山梨県	28,345	32,799	82	3,027	3,503	64.8	31,372	36,301	80
長野県	71,128	32,906	82	7,488	3,464	64.1	78,616	36,370	80
岐阜県	73,938	35,494	89	7,529	3,614	66.9	81,467	39,108	86
静岡県	153,362	40,683	102	15,210	4,035	74.6	168,573	44,718	99
愛知県	348,317	48,126	120	38,969	5,384	99.6	387,286	53,510	118
三重県	69,030	37,320	93	6,789	3,670	67.9	75,820	40,990	90
滋賀県	52,815	38,091	95	5,694	4,106	76.0	58,509	42,197	93
京都府	99,288	38,910	97	15,160	5,941	109.9	114,448	44,852	99
大阪府	340,086	39,167	98	63,988	7,369	136.3	404,074	46,536	103
兵庫県	227,922	40,801	102	23,011	4,119	76.2	250,933	44,920	99
奈良県	54,697	38,745	97	3,282	2,325	43.0	57,979	41,070	90
和歌山県	30,151	29,194	73	3,751	3,632	67.2	33,902	32,826	72
鳥取県	15,870	26,657	67	1,945	3,267	60.4	17,815	29,925	66
島根県	19,517	26,987	68	2,226	3,078	56.9	21,743	30,065	66
岡山県	64,670	33,344	83	9,190	4,739	87.7	73,860	38,083	84
広島県	107,177	37,523	94	15,013	5,256	97.2	122,190	42,779	94
山口県	47,596	32,505	81	6,291	4,296	79.5	53,887	36,801	81
徳島県	23,282	29,216	73	3,163	3,969	73.4	26,445	33,184	73
香川県	33,682	33,258	83	6,120	6,043	111.8	39,802	39,301	87
愛媛県	41,240	28,286	71	6,342	4,350	80.5	47,582	32,637	72
高知県	20,406	26,419	66	2,234	2,892	53.5	22,639	29,311	65
福岡県	165,861	32,918	82	23,834	4,730	87.5	189,696	37,649	83
佐賀県	22,625	26,327	66	2,978	3,465	64.1	25,603	29,792	66
長崎県	37,527	25,880	65	4,686	3,231	59.8	42,212	29,111	64
熊本県	47,518	25,913	65	5,495	2,997	55.4	53,013	28,910	64
大分県	32,973	27,318	68	4,389	3,637	67.3	37,362	30,955	68
宮崎県	27,689	24,025	60	3,425	2,971	55.0	31,114	26,996	59
鹿児島県	41,857	24,302	61	4,835	2,807	51.9	46,693	27,109	60
沖縄県	29,648	21,084	53	4,311	3,066	56.7	33,959	24,150	53
合計	5,079,437	39,977	100	686,835	5,406	100.0	5,766,272	45,383	100

(注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 3 個人道府県民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

事業税									都道府県	
個人			法人			計				
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数		
4,064	736	45.9	80,974	14,667	69.0	85,038	15,403	67.4	北海道	
848	603	37.6	18,257	12,989	61.1	19,105	13,592	59.5	青森県	
939	698	43.6	14,947	11,113	52.3	15,887	11,812	51.7	岩手県	
2,336	1,003	62.6	48,043	20,625	97.0	50,379	21,628	94.6	宮城県	
753	679	42.3	12,191	11,001	51.7	12,944	11,680	51.1	秋田県	
904	768	47.9	13,209	11,225	52.8	14,113	11,993	52.5	山形県	
1,511	737	45.9	38,572	18,801	88.4	40,083	19,537	85.5	福島県	
2,799	940	58.6	55,713	18,701	88.0	58,512	19,641	85.9	茨城県	
1,897	948	59.1	36,575	18,281	86.0	38,472	19,229	84.1	栃木県	
1,808	902	56.2	32,687	16,305	76.7	34,495	17,207	75.3	群馬県	
12,251	1,720	107.3	92,273	12,954	60.9	104,524	14,674	64.2	埼玉県	
7,784	1,266	78.9	93,562	15,214	71.6	101,346	16,480	72.1	千葉県	
55,884	4,432	276.4	682,206	54,101	254.5	738,090	58,533	256.0	東京都	
19,323	2,175	135.6	163,658	18,419	86.6	182,981	20,593	90.1	神奈川県	
2,144	897	55.9	43,267	18,095	85.1	45,411	18,992	83.1	新潟県	
1,048	955	59.5	19,359	17,635	83.0	20,407	18,590	81.3	富山県	
1,382	1,189	74.1	22,022	18,936	89.1	23,404	20,125	88.0	石川県	
849	1,049	65.4	19,061	23,547	110.8	19,910	24,596	107.6	福井県	
978	1,131	70.5	15,180	17,566	82.6	16,158	18,697	81.8	山梨県	
1,691	783	48.8	30,947	14,317	67.3	32,638	15,099	66.0	長野県	
2,567	1,232	76.8	32,985	15,834	74.5	35,552	17,067	74.7	岐阜県	
6,413	1,701	106.1	73,297	19,444	91.5	79,710	21,145	92.5	静岡県	
14,317	1,978	123.4	168,469	23,277	109.5	182,786	25,255	110.5	愛知県	
2,170	1,173	73.2	30,377	16,423	77.3	32,547	17,596	77.0	三重県	
1,449	1,045	65.1	22,649	16,334	76.8	24,097	17,379	76.0	滋賀県	
3,960	1,552	96.8	65,818	25,794	121.3	69,778	27,345	119.6	京都府	
16,831	1,938	120.9	230,459	26,541	124.9	247,289	28,480	124.6	大阪府	
7,401	1,325	82.6	98,116	17,564	82.6	105,516	18,889	82.6	兵庫県	
1,374	973	60.7	12,382	8,771	41.3	13,756	9,744	42.6	奈良県	
981	950	59.2	15,734	15,235	71.7	16,715	16,185	70.8	和歌山県	
409	687	42.9	8,246	13,851	65.2	8,655	14,538	63.6	鳥取県	
621	858	53.5	11,169	15,444	72.6	11,789	16,302	71.3	島根県	
1,678	865	54.0	35,259	18,180	85.5	36,938	19,045	83.3	岡山県	
3,737	1,308	81.6	59,062	20,678	97.3	62,799	21,986	96.2	広島県	
1,483	1,013	63.2	27,263	18,619	87.6	28,747	19,632	85.9	山口県	
540	678	42.3	13,606	17,073	80.3	14,146	17,751	77.6	徳島県	
812	802	50.0	21,265	20,997	98.8	22,077	21,799	95.3	香川県	
1,204	826	51.5	25,682	17,615	82.9	26,886	18,441	80.7	愛媛県	
691	894	55.7	8,687	11,247	52.9	9,378	12,141	53.1	高知県	
6,202	1,231	76.8	87,832	17,432	82.0	94,034	18,663	81.6	福岡県	
774	901	56.2	13,376	15,565	73.2	14,151	16,466	72.0	佐賀県	
1,207	832	51.9	18,132	12,505	58.8	19,339	13,337	58.3	長崎県	
1,499	817	51.0	20,290	11,065	52.0	21,789	11,882	52.0	熊本県	
965	800	49.9	17,214	14,262	67.1	18,179	15,062	65.9	大分県	
949	823	51.3	14,871	12,903	60.7	15,820	13,727	60.0	宮崎県	
1,181	686	42.8	18,608	10,803	50.8	19,789	11,489	50.3	鹿児島県	
1,138	810	50.5	17,504	12,448	58.6	18,643	13,258	58.0	沖縄県	
203,747	1,604	100.0	2,701,056	21,258	100.0	2,904,803	22,862	100.0	合計	

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税(目的税分)を含む。
7 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成21年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	地方消費税			不動産取得税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	108,717	19,692	103.7	15,316	2,774	87.2
青森県	25,832	18,379	96.8	5,056	3,598	113.1
岩手県	24,531	18,239	96.0	2,479	1,843	57.9
宮城県	44,574	19,136	100.8	7,078	3,039	95.5
秋田県	20,424	18,429	97.0	2,438	2,200	69.2
山形県	21,172	17,992	94.7	2,284	1,941	61.0
福島県	37,114	18,090	95.3	4,435	2,162	68.0
茨城県	52,661	17,677	93.1	6,318	2,121	66.7
栃木県	39,066	19,525	102.8	5,895	2,946	92.6
群馬県	38,078	18,993	100.0	5,772	2,879	90.5
埼玉県	116,693	16,382	86.3	18,638	2,617	82.3
千葉県	100,096	16,276	85.7	16,272	2,646	83.2
東京都	321,022	25,458	134.0	77,780	6,168	193.9
神奈川県	149,905	16,871	88.8	25,917	2,917	91.7
新潟県	45,087	18,856	99.3	5,761	2,409	75.7
富山県	19,775	18,015	94.9	2,400	2,186	68.7
石川県	22,758	19,569	103.0	3,625	3,117	98.0
福井県	15,770	19,481	102.6	1,921	2,373	74.6
山梨県	16,766	19,400	102.2	2,595	3,002	94.4
長野県	43,557	20,151	106.1	5,225	2,417	76.0
岐阜県	38,513	18,488	97.3	4,669	2,242	70.5
静岡県	75,528	20,036	105.5	11,660	3,093	97.2
愛知県	148,175	20,473	107.8	23,623	3,264	102.6
三重県	32,409	17,521	92.3	5,560	3,006	94.5
滋賀県	22,950	16,552	87.2	5,157	3,719	116.9
京都府	52,739	20,668	108.8	7,840	3,072	96.6
大阪府	174,486	20,095	105.8	39,114	4,505	141.6
兵庫県	96,421	17,261	90.9	18,255	3,268	102.7
奈良県	21,410	15,166	79.9	2,606	1,846	58.0
和歌山県	16,445	15,923	83.8	2,153	2,085	65.5
鳥取県	11,214	18,836	99.2	1,147	1,926	60.6
島根県	13,366	18,482	97.3	1,164	1,609	50.6
岡山県	32,695	16,858	88.8	4,471	2,305	72.5
広島県	54,123	18,949	99.8	7,579	2,654	83.4
山口県	23,205	15,847	83.4	3,008	2,054	64.6
徳島県	13,909	17,454	91.9	1,858	2,331	73.3
香川県	18,897	18,659	98.2	3,332	3,290	103.4
愛媛県	24,610	16,880	88.9	3,213	2,204	69.3
高知県	14,066	18,211	95.9	1,385	1,793	56.4
福岡県	95,920	19,037	100.2	16,682	3,311	104.1
佐賀県	15,278	17,777	93.6	1,983	2,308	72.6
長崎県	25,666	17,700	93.2	3,466	2,391	75.1
熊本県	34,032	18,558	97.7	3,713	2,025	63.6
大分県	21,797	18,059	95.1	3,006	2,491	78.3
宮崎県	20,965	18,191	95.8	2,576	2,235	70.3
鹿児島県	29,756	17,276	91.0	3,724	2,162	68.0
沖縄県	20,907	14,868	78.3	4,034	2,869	90.2
合 計	2,413,077	18,992	100.0	404,183	3,181	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
12,952	2,346	119.4	2,148	389	84.7	83,210	15,072	115.8	北海道
2,975	2,117	107.7	181	129	28.0	17,974	12,788	98.2	青森県
2,401	1,785	90.9	354	263	57.3	18,770	13,955	107.2	岩手県
4,726	2,029	103.3	813	349	76.0	33,538	14,398	110.6	宮城県
2,002	1,806	91.9	222	200	43.6	15,274	13,782	105.8	秋田県
2,015	1,712	87.1	160	136	29.5	17,124	14,552	111.8	山形県
4,091	1,994	101.5	883	430	93.7	31,417	15,313	117.6	福島県
6,013	2,018	102.7	3,584	1,203	261.9	53,573	17,983	138.1	茨城県
4,064	2,031	103.4	3,162	1,580	344.1	37,431	18,708	143.7	栃木県
3,919	1,955	99.5	1,788	892	194.1	36,760	18,336	140.8	群馬県
12,905	1,812	92.2	2,591	364	79.2	91,965	12,911	99.2	埼玉県
11,396	1,853	94.3	5,211	847	184.5	79,313	12,897	99.0	千葉県
29,329	2,326	118.4	712	56	12.3	116,149	9,211	70.7	東京都
15,882	1,787	91.0	1,864	210	45.7	100,960	11,362	87.3	神奈川県
4,456	1,864	94.8	694	290	63.2	34,169	14,290	109.7	新潟県
1,962	1,787	91.0	406	370	80.6	18,131	16,517	126.8	富山県
2,290	1,969	100.2	655	563	122.7	18,456	15,870	121.9	石川県
1,507	1,862	94.8	334	412	89.7	12,832	15,852	121.7	福井県
1,696	1,963	99.9	1,008	1,166	253.9	13,894	16,077	123.5	山梨県
3,649	1,688	85.9	1,164	538	117.2	34,212	15,827	121.6	長野県
3,560	1,709	87.0	2,116	1,016	221.1	34,869	16,739	128.6	岐阜県
7,206	1,912	97.3	3,120	828	180.2	58,841	15,609	119.9	静岡県
14,257	1,970	100.2	1,872	259	56.3	119,865	16,561	127.2	愛知県
3,408	1,842	93.8	2,413	1,305	284.0	29,293	15,836	121.6	三重県
2,910	2,099	106.8	1,432	1,032	224.8	19,170	13,826	106.2	滋賀県
4,860	1,905	96.9	1,069	419	91.2	27,850	10,914	83.8	京都府
20,327	2,341	119.1	1,735	200	43.5	84,639	9,748	74.9	大阪府
9,721	1,740	88.6	5,237	938	204.1	64,910	11,620	89.2	兵庫県
2,135	1,512	77.0	1,062	752	163.8	17,067	12,090	92.8	奈良県
1,959	1,897	96.5	531	515	112.0	12,222	11,834	90.9	和歌山県
1,069	1,796	91.4	160	269	58.6	7,459	12,529	96.2	鳥取県
1,170	1,618	82.3	192	265	57.7	8,693	12,020	92.3	島根県
3,560	1,836	93.4	1,074	554	120.5	27,175	14,012	107.6	岡山県
5,085	1,780	90.6	950	333	72.4	35,417	12,400	95.2	広島県
2,576	1,760	89.5	695	475	103.3	19,233	13,135	100.9	山口県
1,469	1,843	93.8	345	433	94.3	11,016	13,824	106.2	徳島県
1,913	1,889	96.1	465	459	100.0	13,900	13,725	105.4	香川県
2,608	1,789	91.0	552	379	82.5	17,057	11,699	89.9	愛媛県
1,471	1,904	96.9	284	368	80.2	8,562	11,084	85.1	高知県
10,277	2,040	103.8	1,190	236	51.4	62,306	12,366	95.0	福岡県
1,678	1,952	99.4	352	409	89.1	10,754	12,513	96.1	佐賀県
2,619	1,806	91.9	362	249	54.3	13,816	9,528	73.2	長崎県
3,357	1,831	93.2	734	400	87.2	23,022	12,555	96.4	熊本県
2,313	1,916	97.5	443	367	79.9	15,174	12,572	96.6	大分県
2,152	1,867	95.0	638	553	120.5	14,059	12,198	93.7	宮崎県
3,047	1,769	90.0	523	304	66.1	19,377	11,250	86.4	鹿児島県
2,728	1,940	98.7	876	623	135.6	13,493	9,595	73.7	沖縄県
249,666	1,965	100.0	58,355	459	100.0	1,654,390	13,021	100.0	合 計

平成21年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	釧 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	33	6	195.4	-	-	-	9,680	1,753	96.4
青森県	4	3	80.6	1,803	1,283	878.7	2,544	1,810	99.5
岩手県	19	14	450.0	-	-	-	2,341	1,741	95.7
宮城県	3	1	44.9	-	-	-	4,020	1,726	94.9
秋田県	15	14	441.2	-	-	-	2,087	1,883	103.6
山形県	6	5	151.0	-	-	-	2,221	1,888	103.8
福島県	12	6	193.7	463	226	154.5	3,585	1,747	96.1
茨城県	4	2	48.5	740	248	170.2	5,716	1,919	105.5
栃木県	10	5	156.4	-	-	-	4,104	2,051	112.8
群馬県	3	2	54.5	-	-	-	4,638	2,313	127.2
埼玉県	7	1	32.4	-	-	-	12,269	1,722	94.7
千葉県	44	7	228.0	278	45	30.9	10,410	1,693	93.1
東京都	2	0	6.3	527	42	28.6	23,177	1,838	101.1
神奈川県	0	0	0.0	-	-	-	15,413	1,735	95.4
新潟県	53	22	709.7	307	128	88.0	4,631	1,937	106.5
富山県	2	2	67.6	-	-	-	2,141	1,950	107.2
石川県	1	1	25.6	-	-	-	2,254	1,938	106.6
福井県	2	3	99.4	-	-	-	1,658	2,048	112.6
山梨県	0	1	16.2	387	448	307.0	1,635	1,892	104.1
長野県	6	3	85.5	433	200	137.1	4,673	2,162	118.9
岐阜県	25	12	391.8	-	-	-	4,759	2,284	125.6
静岡県	5	1	43.2	79	21	14.3	7,967	2,114	116.2
愛知県	4	1	18.6	13,534	1,870	1,280.8	19,231	2,657	146.1
三重県	5	3	85.3	-	-	-	4,360	2,357	129.6
滋賀県	9	6	202.1	-	-	-	2,726	1,966	108.1
京都府	1	1	16.6	-	-	-	4,358	1,708	93.9
大阪府	0	0	0.7	-	-	-	13,611	1,568	86.2
兵庫県	5	1	29.8	-	-	-	9,663	1,730	95.1
奈良県	1	1	21.7	-	-	-	2,355	1,668	91.7
和歌山県	0	0	7.9	-	-	-	1,769	1,713	94.2
鳥取県	1	1	40.7	-	-	-	984	1,652	90.9
島根県	1	2	59.1	-	-	-	1,280	1,770	97.3
岡山県	13	7	211.2	-	-	-	3,491	1,800	99.0
広島県	5	2	58.7	-	-	-	5,227	1,830	100.6
山口県	10	7	221.1	-	-	-	2,755	1,881	103.5
徳島県	1	2	60.5	-	-	-	1,311	1,645	90.5
香川県	0	0	0.4	-	-	-	1,788	1,766	97.1
愛媛県	5	4	114.1	-	-	-	2,106	1,445	79.5
高知県	8	10	324.2	-	-	-	1,108	1,435	78.9
福岡県	6	1	40.0	-	-	-	8,189	1,625	89.4
佐賀県	1	1	19.7	-	-	-	1,279	1,488	81.8
長崎県	4	3	91.3	-	-	-	1,822	1,257	69.1
熊本県	10	6	183.0	-	-	-	2,579	1,406	77.3
大分県	13	11	353.9	-	-	-	1,807	1,497	82.3
宮崎県	8	7	219.2	-	-	-	1,708	1,482	81.5
鹿児島県	10	6	189.1	-	-	-	2,292	1,330	73.2
沖縄県	14	10	319.6	-	-	-	1,313	934	51.4
合計	394	3	100.0	18,551	146	100.0	231,032	1,818	100.0

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
62,569	11,333	158.5	128	23	148.3	2,475	448	131.0	北 海 道
14,713	10,468	146.4	24	17	107.3	11,345	8,072	2,358.3	青 森 県
15,012	11,161	156.1	47	35	224.1	63	46	13.6	岩 手 県
23,153	9,940	139.0	33	14	90.3	1,285	551	161.1	宮 城 県
9,714	8,765	122.6	37	33	210.0	202	182	53.3	秋 田 県
10,230	8,693	121.6	33	28	177.0	146	124	36.2	山 形 県
22,267	10,854	151.8	72	35	224.3	5,595	2,727	796.8	福 島 県
31,096	10,438	146.0	80	27	171.5	601	202	59.0	茨 城 県
21,542	10,767	150.6	57	29	183.1	0	0	0.0	栃 木 県
16,932	8,446	118.1	63	31	200.3	0	0	0.0	群 馬 県
42,250	5,931	83.0	38	5	33.8	0	0	0.0	埼 玉 県
37,624	6,118	85.6	64	10	66.5	0	0	0.0	千 葉 県
44,310	3,514	49.2	7	1	3.3	1,010	80	23.4	東 京 都
37,904	4,266	59.7	30	3	21.8	625	70	20.6	神 奈 川 県
24,939	10,430	145.9	46	19	123.5	1,416	592	173.1	新 潟 県
11,194	10,197	142.6	15	14	86.5	-	-	-	富 山 県
10,422	8,961	125.4	13	11	69.1	341	293	85.7	石 川 県
7,786	9,618	134.5	21	26	165.5	5,123	6,329	1,849.1	福 井 県
6,742	7,801	109.1	54	63	400.1	0	0	0.0	山 梨 県
18,399	8,512	119.1	84	39	246.9	0	0	0.0	長 野 県
16,192	7,773	108.7	47	23	144.9	22	11	3.1	岐 阜 県
33,345	8,846	123.7	76	20	128.1	1,804	478	139.8	静 岡 県
53,262	7,359	102.9	32	4	28.0	526	73	21.2	愛 知 県
21,418	11,579	162.0	46	25	160.0	247	133	38.9	三 重 県
11,450	8,258	115.5	24	17	109.6	75	54	15.9	滋 賀 県
12,627	4,948	69.2	35	14	87.6	56	22	6.4	京 都 府
41,712	4,804	67.2	11	1	8.4	2	0	0.1	大 阪 府
34,863	6,241	87.3	65	12	73.8	1	0	0.0	兵 庫 県
5,717	4,049	56.6	21	15	95.2	139	99	28.8	奈 良 県
5,534	5,358	75.0	43	41	263.6	0	0	0.0	和 歌 山 県
5,193	8,722	122.0	16	27	171.5	5	9	2.6	鳥 取 県
6,113	8,453	118.2	30	42	265.1	1,125	1,556	454.7	島 根 県
17,497	9,021	126.2	51	26	168.0	420	217	63.3	岡 山 県
21,969	7,691	107.6	42	15	94.0	511	179	52.3	広 島 県
13,725	9,373	131.1	37	26	162.8	214	146	42.8	山 口 県
5,989	7,516	105.1	28	35	226.1	0	0	0.0	徳 島 県
9,283	9,166	128.2	16	16	102.6	-	-	-	香 川 県
10,449	7,167	100.2	48	33	208.9	944	647	189.1	愛 媛 県
5,131	6,643	92.9	58	76	482.5	0	0	0.1	高 知 県
36,889	7,321	102.4	42	8	53.3	267	53	15.5	福 岡 県
9,524	11,083	155.0	20	23	148.9	4,403	5,123	1,496.9	佐 賀 県
7,856	5,418	75.8	20	14	89.5	69	48	13.9	長 崎 県
13,938	7,601	106.3	55	30	189.5	145	79	23.0	熊 本 県
9,029	7,480	104.6	54	45	286.9	152	126	36.8	大 分 県
10,113	8,775	122.7	61	53	339.4	229	199	58.2	宮 崎 県
13,713	7,962	111.4	62	36	230.8	836	486	141.9	鹿 児 島 県
7,009	4,984	69.7	4	3	19.5	1,066	758	221.5	沖 縄 県
908,336	7,149	100.0	1,993	16	100.0	43,487	342	100.0	合 計

平成21年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	563,053	101,986	88.4	690,244	125,024	194.1
青森県	138,068	98,232	85.2	209,590	149,118	231.5
岩手県	119,675	88,977	77.1	213,915	159,044	246.9
宮城県	254,819	109,395	94.8	172,536	74,071	115.0
秋田県	94,393	85,174	73.8	182,729	164,882	256.0
山形県	103,998	88,377	76.6	171,862	146,047	226.7
福島県	214,147	104,379	90.5	211,368	103,025	159.9
茨城県	338,910	113,761	98.6	166,681	55,949	86.9
栃木県	234,609	117,259	101.7	127,889	63,920	99.2
群馬県	218,381	108,930	94.4	130,752	65,220	101.3
埼玉県	731,248	102,659	89.0	185,186	25,998	40.4
千葉県	660,232	107,358	93.1	157,874	25,671	39.9
東京都	2,401,772	190,467	165.1	-	-	-
神奈川県	1,044,774	117,582	101.9	51,675	5,816	9.0
新潟県	247,755	103,616	89.8	289,128	120,919	187.7
富山県	120,383	109,665	95.1	115,732	105,428	163.7
石川県	130,817	112,487	97.5	117,120	100,710	156.4
福井県	98,019	121,092	105.0	109,004	134,661	209.1
山梨県	92,308	106,812	92.6	111,494	129,012	200.3
長野県	222,655	103,006	89.3	215,260	99,585	154.6
岐阜県	221,792	106,471	92.3	166,403	79,882	124.0
静岡県	447,914	118,820	103.0	148,379	39,361	61.1
愛知県	964,454	133,256	115.5	41,213	5,694	8.8
三重県	207,525	112,194	97.3	129,180	69,838	108.4
滋賀県	148,509	107,105	92.9	91,709	66,141	102.7
京都府	295,660	115,868	100.5	154,402	60,509	93.9
大阪府	1,027,000	118,277	102.5	291,213	33,538	52.1
兵庫県	595,590	106,619	92.4	307,782	55,097	85.5
奈良県	124,246	88,011	76.3	131,500	93,149	144.6
和歌山県	91,274	88,377	76.6	141,675	137,179	213.0
鳥取県	53,718	90,231	78.2	113,094	189,968	294.9
島根県	66,666	92,184	79.9	162,028	224,048	347.8
岡山県	201,244	103,764	90.0	157,709	81,316	126.2
広島県	315,899	110,597	95.9	184,773	64,689	100.4
山口県	148,092	101,137	87.7	162,022	110,650	171.8
徳島県	76,518	96,019	83.3	134,203	168,407	261.4
香川県	111,473	110,069	95.4	95,378	94,176	146.2
愛媛県	136,059	93,322	80.9	162,654	111,563	173.2
高知県	64,091	82,976	71.9	156,207	202,236	314.0
福岡県	515,498	102,310	88.7	276,573	54,891	85.2
佐賀県	85,025	98,936	85.8	124,158	144,470	224.3
長崎県	117,252	80,862	70.1	212,301	146,412	227.3
熊本県	156,385	85,281	73.9	213,182	116,254	180.5
大分県	109,329	90,581	78.5	160,190	132,720	206.0
宮崎県	99,443	86,283	74.8	172,372	149,562	232.2
鹿児島県	139,822	81,178	70.4	273,864	159,001	246.8
沖縄県	104,046	73,992	64.2	189,935	135,072	209.7
合計	14,654,541	115,338	100.0	8,184,136	64,413	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
43,516	7,882	123.6	1,296,813	234,892	126.2	北海道
10,281	7,315	114.7	357,939	254,664	136.8	青森県
11,151	8,291	130.0	344,741	256,312	137.7	岩手県
14,638	6,284	98.5	441,993	189,750	101.9	宮城県
9,100	8,211	128.8	286,222	258,267	138.8	秋田県
9,708	8,250	129.4	285,568	242,674	130.4	山形県
15,579	7,593	119.1	441,094	214,997	115.5	福島県
19,241	6,458	101.3	524,831	176,169	94.6	茨城県
13,847	6,921	108.5	376,346	188,100	101.1	栃木県
13,674	6,820	106.9	362,807	180,970	97.2	群馬県
36,435	5,115	80.2	952,869	133,772	71.9	埼玉県
30,872	5,020	78.7	848,978	138,050	74.2	千葉県
82,378	6,533	102.4	2,484,150	197,000	105.8	東京都
43,016	4,841	75.9	1,139,465	128,239	68.9	神奈川県
17,728	7,414	116.3	554,611	231,949	124.6	新潟県
8,565	7,802	122.3	244,680	222,895	119.8	富山県
8,669	7,454	116.9	256,606	220,651	118.5	石川県
6,423	7,934	124.4	213,446	263,688	141.7	福井県
6,234	7,213	113.1	210,035	243,037	130.6	山梨県
15,922	7,366	115.5	453,838	209,957	112.8	長野県
14,831	7,119	111.6	403,025	193,472	103.9	岐阜県
22,572	5,988	93.9	618,864	164,169	88.2	静岡県
40,870	5,647	88.5	1,046,537	144,597	77.7	愛知県
12,817	6,929	108.7	349,522	188,961	101.5	三重県
9,162	6,608	103.6	249,380	179,854	96.6	滋賀県
15,196	5,955	93.4	465,259	182,332	98.0	京都府
50,841	5,855	91.8	1,369,054	157,670	84.7	大阪府
31,915	5,713	89.6	935,288	167,429	90.0	兵庫県
8,132	5,761	90.3	263,878	186,920	100.4	奈良県
7,213	6,984	109.5	240,162	232,540	124.9	和歌山県
5,139	8,633	135.4	171,950	288,832	155.2	鳥取県
6,788	9,387	147.2	235,482	325,619	174.9	島根県
12,967	6,686	104.8	371,920	191,766	103.0	岡山県
18,624	6,520	102.2	519,295	181,807	97.7	広島県
10,794	7,371	115.6	320,908	219,158	117.7	山口県
6,067	7,613	119.4	216,788	272,040	146.2	徳島県
7,021	6,932	108.7	213,871	211,177	113.5	香川県
10,562	7,244	113.6	309,275	212,130	114.0	愛媛県
6,488	8,400	131.7	226,787	293,612	157.7	高知県
29,472	5,849	91.7	821,544	163,051	87.6	福岡県
6,045	7,034	110.3	215,228	250,440	134.6	佐賀県
9,327	6,432	100.9	338,880	233,706	125.6	長崎県
12,595	6,868	107.7	382,162	208,404	112.0	熊本県
9,214	7,634	119.7	278,733	230,935	124.1	大分県
8,670	7,523	118.0	280,485	243,368	130.8	宮崎県
12,716	7,383	115.8	426,402	247,562	133.0	鹿児島県
7,269	5,169	81.1	301,250	214,233	115.1	沖縄県
810,283	6,377	100.0	23,648,961	186,127	100.0	合 計

21 平成21年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県		市 町 村 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
北海道		239,068	43,302	74.9	53,284	9,651	69.1
青森県		48,509	34,513	59.7	9,934	7,068	50.6
岩手県		49,128	36,526	63.2	9,770	7,264	52.0
宮城県		108,757	46,690	80.7	28,377	12,183	87.2
秋田県		37,877	34,177	59.1	7,759	7,001	50.1
山形県		45,138	38,358	66.3	8,553	7,268	52.0
福島県		82,949	40,431	69.9	16,206	7,899	56.5
茨城県		154,702	51,929	89.8	33,706	11,314	81.0
栃木県		104,585	52,272	90.4	23,588	11,790	84.4
群馬県		99,411	49,587	85.7	21,659	10,804	77.3
埼玉県		450,180	63,200	109.3	65,521	9,198	65.8
千葉県		406,527	66,104	114.3	58,289	9,478	67.8
東京都		1,206,489	95,678	165.4	513,129	40,693	291.2
神奈川県		690,881	77,754	134.4	98,392	11,073	79.3
新潟県		104,507	43,707	75.6	24,971	10,443	74.7
富山県		56,434	51,409	88.9	11,716	10,673	76.4
石川県		59,523	51,182	88.5	13,250	11,393	81.5
福井県		40,347	49,844	86.2	9,017	11,140	79.7
山梨県		41,637	48,180	83.3	7,199	8,330	59.6
長野県		103,188	47,737	82.5	19,616	9,075	65.0
岐阜県		107,872	51,784	89.5	18,594	8,926	63.9
静岡県		223,485	59,285	102.5	39,928	10,592	75.8
愛知県		502,541	69,435	120.0	101,882	14,077	100.8
三重県		100,678	54,430	94.1	16,279	8,801	63.0
滋賀県		76,689	55,308	95.6	14,519	10,471	74.9
京都府		142,549	55,864	96.6	41,453	16,245	116.3
大阪府		485,710	55,938	96.7	156,081	17,975	128.7
兵庫県		325,766	58,316	100.8	63,107	11,297	80.9
奈良県		78,033	55,275	95.6	8,408	5,956	42.6
和歌山県		42,904	41,542	71.8	9,058	8,771	62.8
鳥取県		23,021	38,670	66.9	4,736	7,955	56.9
島根県		28,452	39,343	68.0	5,771	7,980	57.1
岡山県		93,400	48,158	83.3	23,090	11,905	85.2
広島県		155,379	54,399	94.1	38,843	13,599	97.3
山口県		68,959	47,094	81.4	16,016	10,938	78.3
徳島県		33,311	41,800	72.3	7,548	9,471	67.8
香川県		48,195	47,588	82.3	15,291	15,098	108.1
愛媛県		59,143	40,566	70.1	16,783	11,511	82.4
高知県		29,422	38,092	65.9	5,745	7,438	53.2
福岡県		241,530	47,936	82.9	63,532	12,609	90.2
佐賀県		33,087	38,500	66.6	7,571	8,810	63.1
長崎県		54,846	37,824	65.4	11,762	8,112	58.1
熊本県		69,583	37,946	65.6	13,946	7,605	54.4
大分県		48,248	39,974	69.1	10,890	9,023	64.6
宮崎県		40,650	35,270	61.0	8,594	7,457	53.4
鹿児島県		61,476	35,692	61.7	12,067	7,006	50.1
沖縄県		44,160	31,404	54.3	9,789	6,961	49.8
合 計		7,348,924	57,839	100.0	1,775,220	13,972	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100として算出した。なお、人口は平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

2 東京都の収入については、都が徴収する市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
292,352	52,954	73.7	73,776	13,363	49.0	北 海 道
58,443	41,581	57.9	22,960	16,335	59.9	青 森 県
58,898	43,790	61.0	24,649	18,327	67.2	岩 手 県
137,134	58,872	82.0	45,806	19,665	72.1	宮 城 県
45,635	41,178	57.3	18,578	16,764	61.4	秋 田 県
53,691	45,626	63.5	21,293	18,095	66.3	山 形 県
99,155	48,330	67.3	39,591	19,297	70.7	福 島 県
188,408	63,243	88.1	65,722	22,061	80.8	茨 城 県
128,173	64,062	89.2	51,349	25,664	94.0	栃 木 県
121,070	60,390	84.1	51,175	25,526	93.5	群 馬 県
515,701	72,399	100.8	199,748	28,042	102.8	埼 玉 県
464,817	75,582	105.3	142,635	23,193	85.0	千 葉 県
1,719,618	136,370	189.9	670,645	53,184	194.9	東 京 都
789,273	88,827	123.7	282,088	31,747	116.3	神 奈 川 県
129,478	54,150	75.4	49,854	20,850	76.4	新 潟 県
68,149	62,082	86.5	25,123	22,886	83.9	富 山 県
72,772	62,575	87.1	27,710	23,827	87.3	石 川 県
49,364	60,983	84.9	20,632	25,488	93.4	福 井 県
48,836	56,510	78.7	19,824	22,939	84.1	山 梨 県
122,804	56,812	79.1	48,144	22,273	81.6	長 野 県
126,466	60,710	84.5	50,632	24,306	89.1	岐 阜 県
263,413	69,877	97.3	109,915	29,158	106.8	静 岡 県
604,423	83,511	116.3	238,074	32,894	120.5	愛 知 県
116,958	63,231	88.1	41,307	22,332	81.8	三 重 県
91,208	65,780	91.6	29,955	21,603	79.2	滋 賀 県
184,002	72,109	100.4	72,101	28,256	103.5	京 都 府
641,792	73,913	102.9	271,263	31,241	114.5	大 阪 府
388,874	69,614	96.9	148,303	26,548	97.3	兵 庫 県
86,441	61,231	85.3	30,632	21,698	79.5	奈 良 県
51,962	50,313	70.1	23,208	22,471	82.3	和 歌 山 県
27,757	46,625	64.9	11,879	19,954	73.1	鳥 取 県
34,223	47,323	65.9	13,599	18,805	68.9	島 根 県
116,490	60,063	83.6	45,985	23,711	86.9	岡 山 県
194,223	67,998	94.7	76,138	26,656	97.7	広 島 県
84,974	58,032	80.8	33,955	23,189	85.0	山 口 県
40,858	51,271	71.4	19,638	24,643	90.3	徳 島 県
63,485	62,686	87.3	23,330	23,036	84.4	香 川 県
75,926	52,077	72.5	33,862	23,226	85.1	愛 媛 県
35,168	45,531	63.4	17,752	22,983	84.2	高 知 県
305,062	60,545	84.3	113,468	22,520	82.5	福 岡 県
40,658	47,309	65.9	15,620	18,176	66.6	佐 賀 県
66,609	45,936	64.0	20,224	13,948	51.1	長 崎 県
83,529	45,551	63.4	31,070	16,943	62.1	熊 本 県
59,138	48,997	68.2	23,176	19,201	70.4	大 分 県
49,244	42,727	59.5	18,239	15,825	58.0	宮 崎 県
73,543	42,698	59.5	28,489	16,540	60.6	鹿 児 島 県
53,948	38,365	53.4	24,328	17,301	63.4	沖 縄 県
9,124,144	71,811	100.0	3,467,441	27,290	100.0	合 計

平成21年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県			固定資産税					
			家屋			償却資産		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			158,278	28,669	99.4	52,102	9,437	72.8
青森県			35,627	25,348	87.9	15,698	11,169	86.1
岩手県			31,561	23,466	81.4	14,440	10,736	82.8
宮城県			64,896	27,860	96.6	27,830	11,947	92.2
秋田県			25,602	23,102	80.1	11,032	9,955	76.8
山形県			28,388	24,124	83.7	11,950	10,155	78.3
福島県			53,273	25,966	90.0	39,033	19,025	146.7
茨城県			85,130	28,575	99.1	46,848	15,725	121.3
栃木県			59,448	29,712	103.0	34,621	17,304	133.5
群馬県			56,271	28,068	97.3	33,001	16,461	127.0
埼玉県			171,498	24,076	83.5	63,545	8,921	68.8
千葉県			165,585	26,925	93.4	79,258	12,888	99.4
東京都			490,861	38,927	135.0	177,522	14,078	108.6
神奈川県			256,827	28,904	100.2	107,073	12,050	92.9
新潟県			67,378	28,179	97.7	36,101	15,098	116.5
富山県			35,709	32,530	112.8	18,882	17,201	132.7
石川県			34,533	29,694	103.0	17,417	14,976	115.5
福井県			25,694	31,742	110.1	16,423	20,288	156.5
山梨県			24,401	28,235	97.9	13,379	15,482	119.4
長野県			61,820	28,600	99.2	31,256	14,460	111.5
岐阜県			56,541	27,142	94.1	29,938	14,372	110.8
静岡県			113,698	30,161	104.6	67,593	17,931	138.3
愛知県			231,840	32,033	111.1	112,080	15,486	119.4
三重県			51,068	27,609	95.7	47,438	25,646	197.8
滋賀県			42,090	30,356	105.3	24,878	17,942	138.4
京都府			69,782	27,347	94.8	27,536	10,791	83.2
大阪府			279,256	32,161	111.5	90,049	10,371	80.0
兵庫県			163,313	29,235	101.4	71,951	12,880	99.3
奈良県			28,600	20,259	70.2	10,703	7,582	58.5
和歌山県			23,628	22,878	79.3	11,442	11,079	85.4
鳥取県			15,478	25,999	90.2	6,707	11,266	86.9
島根県			17,430	24,102	83.6	9,838	13,603	104.9
岡山県			49,893	25,725	89.2	28,643	14,769	113.9
広島県			76,987	26,953	93.5	42,780	14,977	115.5
山口県			36,923	25,216	87.4	25,638	17,509	135.0
徳島県			20,893	26,218	90.9	10,983	13,783	106.3
香川県			28,717	28,355	98.3	10,013	9,887	76.3
愛媛県			36,569	25,082	87.0	18,034	12,369	95.4
高知県			17,740	22,967	79.6	6,579	8,518	65.7
福岡県			142,019	28,186	97.7	50,410	10,005	77.2
佐賀県			20,483	23,834	82.6	11,290	13,137	101.3
長崎県			34,116	23,528	81.6	11,918	8,219	63.4
熊本県			42,260	23,045	79.9	18,008	9,820	75.7
大分県			30,158	24,986	86.6	18,601	15,411	118.9
宮崎県			26,468	22,966	79.6	13,404	11,630	89.7
鹿児島県			40,081	23,270	80.7	15,294	8,879	68.5
沖縄県			35,339	25,131	87.1	8,161	5,804	44.8
合計			3,664,150	28,838	100.0	1,647,317	12,965	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
4,179	757	100.7	288,334	52,226	74.8	北 海 道
933	664	88.3	75,218	53,516	76.6	青 森 県
1,694	1,259	167.5	72,344	53,787	77.0	岩 手 県
1,254	538	71.6	139,785	60,010	85.9	宮 城 県
2,415	2,179	289.9	57,628	52,000	74.4	秋 田 県
964	819	108.9	62,595	53,193	76.2	山 形 県
1,180	575	76.5	133,076	64,864	92.9	福 島 県
1,668	560	74.5	199,369	66,922	95.8	茨 城 県
975	487	64.8	146,393	73,168	104.8	栃 木 県
1,087	542	72.1	141,534	70,598	101.1	群 馬 県
3,668	515	68.5	438,459	61,555	88.1	埼 玉 県
2,589	421	56.0	390,067	63,428	90.8	千 葉 県
18,749	1,487	197.8	1,357,777	107,675	154.2	東 京 都
5,461	615	81.7	651,449	73,316	105.0	神 奈 川 県
1,206	504	67.1	154,539	64,631	92.5	新 潟 県
684	623	82.9	80,399	73,241	104.9	富 山 県
1,061	912	121.3	80,721	69,410	99.4	石 川 県
803	992	132.0	63,552	78,511	112.4	福 井 県
548	634	84.3	58,152	67,289	96.3	山 梨 県
1,394	645	85.7	142,613	65,977	94.5	長 野 県
446	214	28.5	137,557	66,034	94.5	岐 阜 県
1,406	373	49.6	292,611	77,622	111.1	静 岡 県
3,465	479	63.7	585,459	80,891	115.8	愛 知 県
510	276	36.7	140,324	75,863	108.6	三 重 県
310	223	29.7	97,232	70,124	100.4	滋 賀 県
720	282	37.5	170,139	66,677	95.5	京 都 府
7,685	885	117.7	648,253	74,657	106.9	大 阪 府
3,955	708	94.2	387,522	69,371	99.3	兵 庫 県
327	232	30.8	70,261	49,770	71.3	奈 良 県
353	342	45.5	58,631	56,770	81.3	和 歌 山 県
364	612	81.4	34,428	57,831	82.8	鳥 取 県
451	623	82.9	41,318	57,134	81.8	島 根 県
1,230	634	84.3	125,751	64,839	92.8	岡 山 県
1,484	520	69.1	197,389	69,106	98.9	広 島 県
1,118	764	101.6	97,635	66,678	95.5	山 口 県
435	546	72.6	51,950	65,190	93.3	徳 島 県
438	432	57.5	62,498	61,711	88.4	香 川 県
954	655	87.1	89,419	61,332	87.8	愛 媛 県
712	922	122.6	42,783	55,390	79.3	高 知 県
6,014	1,194	158.8	311,912	61,905	88.6	福 岡 県
392	456	60.6	47,785	55,602	79.6	佐 賀 県
2,277	1,571	208.9	68,536	47,265	67.7	長 崎 県
891	486	64.7	92,229	50,295	72.0	熊 本 県
627	520	69.1	72,561	60,118	86.1	大 分 県
1,080	937	124.6	59,191	51,358	73.5	宮 崎 県
3,027	1,757	233.7	86,890	50,447	72.2	鹿 児 島 県
2,344	1,667	221.7	70,172	49,902	71.4	沖 縄 県
95,530	752	100.0	8,874,438	69,846	100.0	合 計

平成21年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	6,700	1,214	88.7	39,758	7,201	119.4
青森県	2,605	1,853	135.4	9,137	6,501	107.7
岩手県	2,636	1,960	143.2	7,373	5,482	90.9
宮城県	3,480	1,494	109.1	14,513	6,230	103.3
秋田県	2,128	1,920	140.3	6,146	5,546	91.9
山形県	2,427	2,063	150.7	6,186	5,257	87.1
福島県	3,709	1,808	132.0	12,561	6,123	101.5
茨城県	4,802	1,612	117.7	18,465	6,198	102.7
栃木県	3,245	1,622	118.5	12,478	6,237	103.4
群馬県	3,744	1,868	136.4	12,035	6,003	99.5
埼玉県	6,992	982	71.7	39,629	5,563	92.2
千葉県	6,013	978	71.4	34,995	5,690	94.3
東京都	5,451	432	31.6	90,062	7,142	118.4
神奈川県	5,905	665	48.5	48,769	5,489	91.0
新潟県	4,883	2,042	149.2	13,683	5,723	94.8
富山県	2,079	1,894	138.4	6,025	5,489	91.0
石川県	1,950	1,677	122.5	7,031	6,046	100.2
福井県	1,552	1,917	140.0	4,628	5,718	94.8
山梨県	1,828	2,115	154.5	5,209	6,027	99.9
長野県	4,805	2,223	162.4	11,204	5,183	85.9
岐阜県	3,710	1,781	130.1	10,932	5,248	87.0
静岡県	6,612	1,754	128.1	22,129	5,870	97.3
愛知県	9,096	1,257	91.8	43,779	6,049	100.3
三重県	3,603	1,948	142.3	10,461	5,656	93.7
滋賀県	2,537	1,829	133.6	8,935	6,444	106.8
京都府	3,056	1,197	87.5	14,925	5,849	96.9
大阪府	6,790	782	57.1	62,417	7,188	119.1
兵庫県	6,365	1,139	83.2	29,845	5,343	88.5
奈良県	1,977	1,401	102.3	6,555	4,643	77.0
和歌山県	2,254	2,182	159.4	6,015	5,824	96.5
鳥取県	1,329	2,232	163.0	3,283	5,515	91.4
島根県	1,805	2,496	182.3	3,591	4,966	82.3
岡山県	4,100	2,114	154.4	10,932	5,637	93.4
広島県	4,818	1,687	123.2	15,613	5,466	90.6
山口県	2,884	1,969	143.9	7,911	5,403	89.5
徳島県	1,756	2,204	161.0	4,511	5,660	93.8
香川県	2,166	2,139	156.2	5,874	5,800	96.1
愛媛県	2,960	2,030	148.3	8,009	5,493	91.0
高知県	1,825	2,363	172.6	4,516	5,846	96.9
福岡県	7,181	1,425	104.1	31,574	6,267	103.9
佐賀県	1,887	2,195	160.4	5,152	5,995	99.4
長崎県	2,860	1,972	144.1	8,041	5,546	91.9
熊本県	3,622	1,975	144.3	10,310	5,622	93.2
大分県	2,434	2,017	147.3	7,103	5,885	97.5
宮崎県	2,583	2,241	163.7	6,607	5,733	95.0
鹿児島県	3,789	2,200	160.7	9,357	5,432	90.0
沖縄県	3,008	2,139	156.3	8,364	5,948	98.6
合計	173,939	1,369	100.0	766,630	6,034	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県	
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		
327	59	385.6	65	12	73.7	北海道	
16	11	73.8	-	-	-	青森県	
8	6	40.9	13	10	62.3	岩手県	
1	0	2.5	2	1	6.2	宮城県	
85	77	499.8	0	0	2.2	秋田県	
7	6	37.1	0	0	0.1	山形県	
1	0	2.7	5	2	14.4	福島県	
2	1	4.3	200	67	423.9	茨城県	
26	13	83.6	1	0	2.3	栃木県	
4	2	13.2	14	7	44.0	群馬県	
27	4	24.9	14	2	12.5	埼玉県	
66	11	70.1	771	125	789.5	千葉県	
6	0	2.9	12	1	5.8	東京都	
-	-	-	24	3	16.9	神奈川県	
917	384	2,500.5	2	1	4.5	新潟県	
0	0	2.9	0	0	0.4	富山県	
0	0	0.1	39	33	209.4	石川県	
1	1	7.9	4	5	32.7	福井県	
-	-	-	0	0	0.4	山梨県	
1	0	1.5	0	0	0.2	長野県	
9	4	27.5	8	4	25.6	岐阜県	
2	0	2.8	33	9	55.0	静岡県	
6	1	5.4	35	5	30.8	愛知県	
12	6	42.2	18	10	62.1	三重県	
6	4	27.7	55	39	247.7	滋賀県	
0	0	1.0	3	1	6.6	京都府	
-	-	-	2	0	1.2	大阪府	
3	0	3.0	15	3	16.8	兵庫県	
-	-	-	552	391	2,462.1	奈良県	
-	-	-	3	3	18.3	和歌山県	
-	-	-	-	-	-	鳥取県	
0	0	3.2	-	-	-	島根県	
9	5	30.4	21	11	68.3	岡山県	
0	0	1.1	33	12	73.5	広島県	
53	36	236.6	2	1	7.2	山口県	
2	2	15.6	0	0	1.5	徳島県	
-	-	-	0	0	0.0	香川県	
0	0	0.0	-	-	-	愛媛県	
26	34	221.9	6	8	51.6	高知県	
36	7	46.5	12	2	15.6	福岡県	
-	-	-	-	-	-	佐賀県	
1	1	6.4	39	27	169.2	長崎県	
0	0	0.4	3	2	9.6	熊本県	
45	37	243.2	2	1	9.4	大分県	
0	0	0.0	0	0	2.0	宮崎県	
208	121	787.1	8	5	30.0	鹿児島県	
36	26	167.8	1	1	3.2	沖縄県	
1,950	15	100.0	2,017	16	100.0	合計	

平成21年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,387	432	241.0	9,069	1,643	63.7
青森県	228	162	90.6	-	-	-
岩手県	570	424	236.2	-	-	-
宮城県	551	237	131.9	4,756	2,042	79.2
秋田県	740	668	372.3	1,457	1,314	51.0
山形県	671	570	318.1	-	-	-
福島県	905	441	246.0	4,098	1,997	77.5
茨城県	397	133	74.3	-	-	-
栃木県	906	453	252.5	3,038	1,518	58.9
群馬県	941	469	261.6	-	-	-
埼玉県	64	9	5.0	8,288	1,164	45.1
千葉県	341	55	30.9	10,171	1,654	64.2
東京都	220	17	9.7	99,714	7,908	306.8
神奈川県	950	107	59.6	30,929	3,481	135.1
新潟県	972	407	226.7	4,259	1,781	69.1
富山県	315	287	160.2	2,903	2,644	102.6
石川県	571	491	273.7	2,435	2,094	81.3
福井県	440	543	302.9	-	-	-
山梨県	796	921	513.7	-	-	-
長野県	1,274	589	328.6	1,855	858	33.3
岐阜県	765	367	204.8	1,380	663	25.7
静岡県	1,689	448	249.8	6,376	1,691	65.6
愛知県	340	47	26.2	27,278	3,769	146.2
三重県	550	297	165.8	-	-	-
滋賀県	214	155	86.2	1,450	1,046	40.6
京都府	112	44	24.4	6,911	2,708	105.1
大阪府	147	17	9.5	36,592	4,214	163.5
兵庫県	640	115	63.9	16,585	2,969	115.2
奈良県	41	29	16.1	856	606	23.5
和歌山県	449	435	242.3	2,065	1,999	77.6
鳥取県	182	306	170.5	-	-	-
島根県	195	270	150.3	-	-	-
岡山県	194	100	55.9	7,574	3,905	151.5
広島県	260	91	50.8	9,222	3,229	125.3
山口県	236	161	89.9	-	-	-
徳島県	67	84	46.7	-	-	-
香川県	110	108	60.4	1,761	1,738	67.5
愛媛県	169	116	64.5	1,817	1,247	48.4
高知県	53	68	38.0	1,047	1,355	52.6
福岡県	250	50	27.6	13,812	2,741	106.4
佐賀県	170	198	110.5	-	-	-
長崎県	222	153	85.2	1,431	987	38.3
熊本県	440	240	133.8	1,886	1,029	39.9
大分県	495	410	228.5	2,897	2,400	93.1
宮崎県	194	169	94.0	1,019	885	34.3
鹿児島県	312	181	101.0	1,772	1,029	39.9
沖縄県	54	39	21.5	766	545	21.1
合計	22,790	179	100.0	327,465	2,577	100.0

都市計画税			その他の市町村税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
45,919	8,317	85.7	-	-	-	北	海	道
1,458	1,037	10.7	-	-	-	青	森	県
2,283	1,697	17.5	-	-	-	岩	手	県
19,630	8,427	86.9	1	0	1.5	宮	城	県
304	275	2.8	-	-	-	秋	田	県
7,862	6,681	68.9	-	-	-	山	形	県
10,108	4,927	50.8	-	-	-	福	島	県
17,363	5,828	60.1	-	-	-	茨	城	県
15,363	7,679	79.2	-	-	-	栃	木	県
12,561	6,265	64.6	-	-	-	群	馬	県
65,697	9,223	95.1	-	-	-	埼	玉	県
56,843	9,243	95.3	0	0	0.3	千	葉	県
257,239	20,400	210.3	223	18	89.4	東	京	都
123,057	13,849	142.8	12	1	6.6	神	奈	川
12,695	5,309	54.7	558	233	1,179.8	新	潟	県
3,137	2,858	29.5	5	4	21.0	富	山	県
11,354	9,763	100.6	-	-	-	石	川	県
5,962	7,365	75.9	-	-	-	福	井	県
3,168	3,666	37.8	11	13	65.6	山	梨	県
13,223	6,117	63.1	1	0	1.3	長	野	県
15,619	7,498	77.3	26	12	62.8	岐	阜	県
39,049	10,359	106.8	557	148	747.5	静	岡	県
93,733	12,951	133.5	-	-	-	愛	知	県
9,602	5,191	53.5	-	-	-	三	重	県
8,830	6,368	65.6	3	2	10.3	滋	賀	県
29,690	11,635	119.9	16	6	32.1	京	都	府
130,167	14,991	154.5	-	-	-	大	阪	府
65,420	11,711	120.7	-	-	-	兵	庫	県
8,831	6,256	64.5	-	-	-	奈	良	県
6,761	6,547	67.5	-	-	-	和	歌	山
832	1,398	14.4	-	-	-	鳥	取	県
1,367	1,891	19.5	-	-	-	島	根	県
15,441	7,962	82.1	3	1	7.1	岡	山	県
28,170	9,862	101.7	-	-	-	広	島	県
10,946	7,475	77.1	-	-	-	山	口	県
3,043	3,819	39.4	-	-	-	徳	島	県
453	447	4.6	-	-	-	香	川	県
1,148	787	8.1	-	-	-	愛	媛	県
-	-	-	0	1	2.7	高	知	県
41,535	8,243	85.0	748	148	750.3	福	岡	県
2,081	2,421	25.0	-	-	-	佐	賀	県
9,065	6,251	64.4	-	-	-	長	崎	県
5,850	3,190	32.9	3	2	8.3	熊	本	県
7,809	6,470	66.7	-	-	-	大	分	県
3,471	3,012	31.0	-	-	-	宮	崎	県
8,389	4,871	50.2	340	198	999.0	鹿	児	島
-	-	-	7	5	24.1	沖	縄	県
1,232,527	9,701	100.0	2,512	20	100.0	合	計	

平成21年度における市町村収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県			市町村税			地方交付税		
			A			B		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			684,910	124,058	76.8	813,374	147,326	245.1
青森県			147,105	104,661	64.8	202,879	144,343	240.2
岩手県			144,126	107,156	66.3	199,941	148,654	247.3
宮城県			319,852	137,314	85.0	183,565	78,806	131.1
秋田県			114,125	102,979	63.7	189,691	171,165	284.8
山形県			133,439	113,396	70.2	152,865	129,904	216.1
福島県			263,618	128,492	79.5	199,370	97,177	161.7
茨城県			429,006	144,003	89.1	145,791	48,937	81.4
栃木県			309,623	154,752	95.8	79,011	39,490	65.7
群馬県			291,902	145,603	90.1	113,235	56,482	94.0
埼玉県			1,074,872	150,900	93.4	108,625	15,250	25.4
千葉県			964,083	156,767	97.0	116,851	19,001	31.6
東京都			3,530,321	279,964	173.3	36,146	2,867	4.8
神奈川県			1,650,368	185,738	115.0	27,197	3,061	5.1
新潟県			321,986	134,661	83.3	269,136	112,558	187.3
富山県			163,013	148,500	91.9	89,935	81,927	136.3
石川県			176,873	152,090	94.1	106,694	91,744	152.7
福井県			125,503	155,044	96.0	65,271	80,634	134.2
山梨県			118,001	136,542	84.5	89,949	104,082	173.2
長野県			297,778	137,760	85.3	247,728	114,605	190.7
岐阜県			296,472	142,321	88.1	153,203	73,545	122.4
静岡県			632,470	167,778	103.8	89,859	23,837	39.7
愛知県			1,364,149	188,481	116.7	62,980	8,702	14.5
三重県			281,528	152,202	94.2	111,525	60,294	100.3
滋賀県			210,469	151,791	93.9	78,550	56,651	94.3
京都府			408,854	160,228	99.2	159,741	62,602	104.2
大阪府			1,526,158	175,763	108.8	218,923	25,213	42.0
兵庫県			895,267	160,265	99.2	309,264	55,362	92.1
奈良県			175,514	124,327	77.0	116,336	82,407	137.1
和歌山県			128,139	124,073	76.8	117,610	113,877	189.5
鳥取県			67,812	113,906	70.5	89,184	149,806	249.3
島根県			82,500	114,080	70.6	150,272	207,793	345.7
岡山県			280,515	144,637	89.5	184,114	94,931	158.0
広島県			449,729	157,451	97.5	198,955	69,655	115.9
山口県			204,641	139,756	86.5	133,667	91,285	151.9
徳島県			102,187	128,231	79.4	92,700	116,326	193.6
香川県			136,346	134,629	83.3	79,661	78,657	130.9
愛媛県			179,448	123,083	76.2	156,549	107,376	178.7
高知県			85,425	110,596	68.5	138,290	179,039	297.9
福岡県			712,121	141,334	87.5	348,292	69,125	115.0
佐賀県			97,732	113,722	70.4	97,025	112,898	187.9
長崎県			156,803	108,138	66.9	207,856	143,346	238.5
熊本県			197,872	107,905	66.8	223,951	122,127	203.2
大分県			152,483	126,335	78.2	136,424	113,029	188.1
宮崎県			122,309	106,124	65.7	146,744	127,325	211.9
鹿児島県			184,607	107,180	66.3	262,490	152,397	253.6
沖縄県			136,356	96,969	60.0	134,684	95,780	159.4
合計			20,528,413	161,567	100.0	7,636,101	60,099	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
35,729	6,472	169.1	1,534,013	277,856	123.2	北海道
6,462	4,597	120.1	356,446	253,602	112.5	青森県
9,278	6,898	180.2	353,345	262,708	116.5	岩手県
10,153	4,359	113.9	513,571	220,479	97.8	宮城県
6,910	6,235	162.9	310,726	280,379	124.3	秋田県
5,552	4,718	123.3	291,857	248,017	110.0	山形県
11,714	5,710	149.2	474,702	231,379	102.6	福島県
15,389	5,166	135.0	590,186	198,106	87.9	茨城県
8,609	4,303	112.4	397,243	198,545	88.0	栃木県
9,873	4,925	128.7	415,010	207,010	91.8	群馬県
19,717	2,768	72.3	1,203,214	168,918	74.9	埼玉県
19,057	3,099	81.0	1,099,991	178,866	79.3	千葉県
24,555	1,947	50.9	3,591,022	284,778	126.3	東京都
20,536	2,311	60.4	1,698,102	191,110	84.8	神奈川県
12,874	5,384	140.7	603,997	252,603	112.0	新潟県
5,026	4,578	119.6	257,974	235,006	104.2	富山県
4,885	4,201	109.8	288,452	248,034	110.0	石川県
3,698	4,568	119.4	194,471	240,246	106.5	福井県
3,357	3,885	101.5	211,307	244,509	108.4	山梨県
12,381	5,728	149.7	557,887	258,093	114.5	長野県
9,864	4,735	123.7	459,539	220,601	97.8	岐阜県
15,806	4,193	109.6	738,134	195,808	86.8	静岡県
24,697	3,412	89.2	1,451,827	200,595	89.0	愛知県
7,965	4,306	112.5	401,019	216,802	96.1	三重県
4,766	3,437	89.8	293,786	211,879	94.0	滋賀県
7,994	3,133	81.9	576,589	225,962	100.2	京都府
22,846	2,631	68.7	1,767,927	203,607	90.3	大阪府
19,583	3,506	91.6	1,224,114	219,132	97.2	兵庫県
4,396	3,114	81.4	296,246	209,848	93.1	奈良県
3,993	3,866	101.0	249,743	241,816	107.2	和歌山県
2,597	4,362	114.0	159,593	268,074	118.9	鳥取県
4,867	6,730	175.8	237,639	328,602	145.7	島根県
10,183	5,250	137.2	474,812	244,818	108.6	岡山県
11,427	4,001	104.5	660,111	231,107	102.5	広島県
5,924	4,046	105.7	344,231	235,087	104.3	山口県
3,816	4,789	125.1	198,703	249,346	110.6	徳島県
3,675	3,629	94.8	219,682	216,915	96.2	香川県
6,083	4,172	109.0	342,080	234,631	104.1	愛媛県
3,659	4,738	123.8	227,374	294,373	130.5	高知県
21,089	4,185	109.4	1,081,502	214,645	95.2	福岡県
3,791	4,411	115.3	198,548	231,030	102.5	佐賀県
6,158	4,247	111.0	370,818	255,732	113.4	長崎県
8,417	4,590	119.9	430,240	234,622	104.0	熊本県
6,209	5,145	134.4	295,116	244,509	108.4	大分県
7,168	6,219	162.5	276,221	239,668	106.3	宮崎県
9,252	5,372	140.4	456,348	264,948	117.5	鹿児島県
4,285	3,047	79.6	275,325	195,797	86.8	沖縄県
486,267	3,827	100.0	28,650,781	225,494	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成21年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,263,595	228,875	82.2	395,602	71,655	74.8
青森県	273,698	194,729	70.0	80,166	57,036	59.5
岩手県	267,065	198,560	71.4	81,202	60,373	63.0
宮城県	578,359	248,293	89.2	180,036	77,290	80.7
秋田県	209,491	189,031	67.9	62,605	56,491	59.0
山形県	241,014	204,812	73.6	74,634	63,423	66.2
福島県	478,763	233,358	83.9	137,183	66,866	69.8
茨城県	775,177	260,202	93.5	256,120	85,971	89.7
栃木県	548,906	274,347	98.6	173,066	86,500	90.3
群馬県	516,687	257,727	92.6	164,523	82,065	85.7
埼玉県	1,829,724	256,872	92.3	745,892	104,715	109.3
千葉県	1,643,600	267,261	96.0	673,594	109,531	114.3
東京都	5,878,371	466,171	167.5	2,002,283	158,786	165.7
神奈川県	2,710,642	305,065	109.6	1,143,604	128,705	134.3
新潟県	576,439	241,078	86.6	172,813	72,274	75.4
富山県	281,792	256,703	92.2	93,448	85,128	88.9
石川県	309,917	266,492	95.8	98,552	84,743	88.5
福井県	220,575	272,495	97.9	66,769	82,485	86.1
山梨県	214,083	247,721	89.0	68,873	79,695	83.2
長野県	527,869	244,206	87.8	170,729	78,984	82.4
岐阜県	526,097	252,553	90.8	178,551	85,713	89.5
静岡県	1,091,895	289,652	104.1	370,048	98,164	102.5
愛知県	2,346,929	324,268	116.5	833,047	115,100	120.1
三重県	496,911	268,644	96.5	166,694	90,119	94.1
滋賀県	362,864	261,699	94.0	126,994	91,589	95.6
京都府	705,017	276,292	99.3	236,089	92,522	96.6
大阪府	2,555,382	294,296	105.8	804,961	92,705	96.8
兵庫県	1,498,330	268,221	96.4	539,975	96,663	100.9
奈良県	304,072	215,392	77.4	129,288	91,582	95.6
和歌山県	222,501	215,439	77.4	70,982	68,729	71.7
鳥取県	121,467	204,033	73.3	38,043	63,902	66.7
島根県	148,071	204,749	73.6	47,040	65,046	67.9
岡山県	486,521	250,855	90.1	154,648	79,738	83.2
広島県	772,812	270,563	97.2	257,347	90,098	94.0
山口県	355,822	243,002	87.3	114,148	77,955	81.4
徳島県	181,076	227,226	81.7	55,140	69,193	72.2
香川県	250,044	246,895	88.7	79,759	78,754	82.2
愛媛県	317,814	217,987	78.3	97,842	67,109	70.0
高知県	150,049	194,263	69.8	48,672	63,014	65.8
福岡県	1,235,957	245,299	88.1	399,954	79,378	82.9
佐賀県	180,732	210,300	75.6	54,702	63,651	66.4
長崎県	278,912	192,350	69.1	90,767	62,597	65.3
熊本県	359,132	195,845	70.4	115,091	62,762	65.5
大分県	265,715	220,149	79.1	79,831	66,141	69.0
宮崎県	222,865	193,373	69.5	67,118	58,236	60.8
鹿児島県	329,514	191,310	68.7	101,653	59,018	61.6
沖縄県	245,439	174,544	62.7	72,999	51,913	54.2
合計	35,357,707	278,280	100.0	12,173,082	95,807	100.0

(注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
2 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。また、地方消費税清算後の額をベースにしている。
3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いたものである。

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
144,821	26,231	69.4	287,309	52,040	74.7	北 海 道		
30,512	21,708	57.4	71,607	50,946	73.1	青 森 県		
27,329	20,319	53.7	70,914	52,724	75.6	岩 手 県		
81,214	34,866	92.2	139,785	60,010	86.1	宮 城 県		
21,629	19,517	51.6	55,028	49,654	71.2	秋 田 県		
23,854	20,271	53.6	62,129	52,797	75.8	山 形 県		
60,442	29,461	77.9	132,129	64,402	92.4	福 島 県		
98,057	32,915	87.1	200,109	67,170	96.4	茨 城 県		
64,764	32,369	85.6	146,393	73,168	105.0	栃 木 県		
58,547	29,204	77.2	141,534	70,598	101.3	群 馬 県		
173,865	24,409	64.6	438,459	61,555	88.3	埼 玉 県		
166,767	27,117	71.7	390,344	63,473	91.1	千 葉 県		
1,259,172	99,856	264.1	1,358,304	107,717	154.6	東 京 都		
282,905	31,839	84.2	651,449	73,316	105.2	神 奈 川 県		
74,131	31,003	82.0	154,846	64,760	92.9	新 潟 県		
33,437	30,460	80.6	75,461	68,742	98.6	富 山 県		
38,521	33,124	87.6	79,631	68,473	98.2	石 川 県		
29,684	36,671	97.0	63,217	78,097	112.1	福 井 県		
24,833	28,735	76.0	58,519	67,714	97.2	山 梨 県		
55,392	25,626	67.8	142,675	66,005	94.7	長 野 県		
57,562	27,633	73.1	136,469	65,512	94.0	岐 阜 県		
123,628	32,795	86.7	292,690	77,643	111.4	静 岡 県		
291,200	40,234	106.4	598,923	82,751	118.7	愛 知 県		
52,326	28,289	74.8	140,324	75,863	108.8	三 重 県		
40,572	29,261	77.4	97,232	70,124	100.6	滋 賀 県		
112,167	43,958	116.3	167,952	65,819	94.4	京 都 府		
406,601	46,827	123.9	647,997	74,628	107.1	大 阪 府		
167,582	29,999	79.3	387,164	69,307	99.4	兵 庫 県		
22,938	16,248	43.0	70,048	49,619	71.2	奈 良 県		
27,379	26,510	70.1	58,319	56,468	81.0	和 歌 山 県		
14,004	23,523	62.2	32,492	54,578	78.3	鳥 取 県		
18,098	25,026	66.2	39,086	54,047	77.5	島 根 県		
63,706	32,847	86.9	125,721	64,823	93.0	岡 山 県		
106,721	37,363	98.8	197,389	69,106	99.2	広 島 県		
46,907	32,034	84.7	96,639	65,998	94.7	山 口 県		
22,959	28,810	76.2	51,950	65,190	93.5	徳 島 県		
39,884	39,382	104.2	62,498	61,711	88.5	香 川 県		
45,653	31,313	82.8	89,126	61,131	87.7	愛 媛 県		
15,643	20,252	53.6	40,884	52,931	75.9	高 知 県		
163,766	32,502	86.0	309,062	61,339	88.0	福 岡 県		
22,681	26,392	69.8	47,363	55,112	79.1	佐 賀 県		
32,854	22,658	59.9	68,536	47,265	67.8	長 崎 県		
37,384	20,387	53.9	91,267	49,770	71.4	熊 本 県		
30,888	25,591	67.7	72,561	60,118	86.3	大 分 県		
25,510	22,134	58.5	56,690	49,188	70.6	宮 崎 県		
33,816	19,633	51.9	86,890	50,447	72.4	鹿 児 島 県		
31,259	22,230	58.8	70,172	49,903	71.6	沖 縄 県		
4,803,562	37,806	100.0	8,855,284	69,695	100.0	合 計		

4 法人二税の税収額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。

5 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いたものである。

6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
北海道	13,737.0	13,091.6	-1.8	-4.7	13,952.1	13,411.6	-1.1	-3.9	19,118.7	18,458.4
青森県	3,426.0	3,320.0	10.0	-3.1	3,497.8	3,422.9	10.3	-2.1	4,666.0	4,570.2
岩手県	3,259.5	3,230.1	0.3	-0.9	3,247.5	3,250.3	0.5	0.1	4,556.8	4,544.4
宮城県	6,044.3	5,948.9	1.5	-1.6	6,120.6	6,056.6	1.4	-1.0	8,478.9	8,285.5
秋田県	2,778.9	2,788.0	4.2	0.3	2,749.8	2,782.2	4.1	1.2	3,782.0	3,808.5
山形県	2,957.7	3,035.3	2.6	2.6	2,973.6	3,045.0	2.3	2.4	4,120.1	4,208.7
福島県	5,897.4	5,805.0	1.6	-1.6	5,926.3	5,884.5	1.7	-0.7	7,939.4	7,883.4
茨城県	8,134.5	8,446.6	2.2	3.8	8,597.0	8,926.0	1.9	3.8	11,198.0	11,577.9
栃木県	6,271.2	6,210.9	0.1	-1.0	6,272.1	6,252.1	0.0	-0.3	8,261.1	8,268.5
群馬県	5,684.5	5,637.4	0.5	-0.8	5,774.1	5,805.8	0.5	0.5	7,561.8	7,540.4
埼玉県	15,229.8	15,185.4	0.7	-0.3	20,954.1	21,078.6	1.2	0.6	21,081.5	21,108.1
千葉県	13,346.7	13,692.8	-0.0	2.6	17,816.4	18,358.7	0.0	3.0	19,140.1	19,650.9
東京都	68,641.5	68,822.6	0.5	0.3	57,707.6	57,927.0	2.0	0.4	91,661.4	92,300.5
神奈川県	22,580.7	22,426.8	2.2	-0.7	28,843.3	29,165.9	1.9	1.1	31,953.3	31,960.3
新潟県	6,474.3	6,336.3	-1.6	-2.1	6,632.6	6,550.8	-0.7	-1.2	9,165.2	8,979.4
富山県	3,378.5	3,330.4	-2.8	-1.4	3,407.9	3,414.9	-2.8	0.2	4,691.5	4,654.3
石川県	3,338.2	3,367.8	0.2	0.9	3,380.4	3,445.0	-0.2	1.9	4,663.3	4,709.1
福井県	2,299.7	2,277.4	-1.5	-1.0	2,296.6	2,301.7	-1.3	0.2	3,313.7	3,308.1
山梨県	2,398.5	2,350.9	1.9	-2.0	2,462.6	2,425.7	1.4	-1.5	3,271.1	3,236.4
長野県	5,953.3	6,028.8	-2.4	1.3	6,037.5	6,123.4	-2.6	1.4	8,068.4	8,147.9
岐阜県	5,467.0	5,356.5	-0.2	-2.0	5,881.3	5,827.1	-0.5	-0.9	7,501.6	7,386.4
静岡県	12,816.0	12,599.3	1.5	-1.7	12,866.8	12,859.6	1.8	-0.1	17,062.0	16,927.5
愛知県	26,402.1	26,815.7	1.6	1.6	25,982.0	26,409.3	2.5	1.6	36,526.0	37,171.9
三重県	5,619.7	5,666.9	2.9	0.8	5,942.0	6,057.2	2.6	1.9	8,055.1	8,207.1
滋賀県	4,537.3	4,330.0	1.6	-4.6	4,491.3	4,380.8	1.7	-2.5	6,144.2	6,017.1
京都府	7,407.7	7,424.2	0.3	0.2	7,712.0	7,886.7	1.3	2.3	10,071.6	10,092.7
大阪府	27,713.6	28,147.1	0.8	1.6	26,597.6	27,376.8	0.7	2.9	38,444.4	38,921.8
兵庫県	14,008.4	13,628.5	2.7	-2.7	16,039.6	15,777.9	3.5	-1.6	19,493.7	19,135.7
奈良県	2,766.1	2,742.7	-1.3	-0.8	3,848.2	3,780.9	0.0	-1.7	3,777.6	3,749.9
和歌山県	2,479.1	2,435.7	-2.6	-1.7	2,729.0	2,687.8	-1.9	-1.5	3,461.1	3,403.4
鳥取県	1,462.4	1,405.0	3.0	-3.9	1,466.4	1,418.4	3.2	-3.3	2,061.9	1,999.2
島根県	1,700.8	1,746.4	-0.5	2.7	1,752.8	1,780.9	-0.5	1.6	2,447.8	2,506.2
岡山県	5,407.9	5,368.6	5.6	-0.7	5,484.8	5,491.4	5.0	0.1	7,575.6	7,532.5
広島県	8,433.9	8,767.4	-2.4	4.0	8,452.8	8,790.9	-0.5	4.0	11,566.6	11,981.5
山口県	4,134.3	4,178.6	-2.5	1.1	4,295.6	4,394.2	-2.4	2.3	5,761.9	5,840.3
徳島県	2,055.4	2,033.5	-1.3	-1.1	2,235.9	2,245.3	-0.6	0.4	2,672.9	2,643.7
香川県	2,680.2	2,615.2	4.8	-2.4	2,710.7	2,667.2	3.7	-1.6	3,728.8	3,663.7
愛媛県	3,646.2	3,508.3	3.8	-3.8	3,720.7	3,608.7	4.4	-3.0	5,053.3	4,942.1
高知県	1,644.8	1,602.8	0.1	-2.6	1,712.1	1,652.5	2.1	-3.5	2,319.3	2,285.2
福岡県	13,459.5	13,582.1	0.6	0.9	13,589.1	13,884.0	0.7	2.2	18,312.4	18,510.9
佐賀県	2,088.8	2,182.1	-0.4	4.5	2,115.8	2,212.4	-1.0	4.6	2,899.8	3,011.6
長崎県	3,070.8	3,061.1	-0.3	-0.3	3,159.6	3,185.1	-0.8	0.8	4,307.6	4,282.2
熊本県	4,118.8	4,163.5	0.5	1.1	4,267.9	4,351.8	0.7	2.0	5,687.8	5,745.3
大分県	3,113.3	3,075.9	-0.5	-1.2	3,149.7	3,170.7	-0.5	0.7	4,499.6	4,474.6
宮崎県	2,453.3	2,462.1	-0.7	0.4	2,437.8	2,459.1	-1.4	0.9	3,515.1	3,531.6
鹿児島県	3,861.3	3,874.9	0.4	0.4	4,004.8	4,071.9	0.5	1.7	5,432.7	5,464.3
沖縄県	2,531.3	2,538.1	0.2	0.3	2,798.1	2,813.9	0.7	0.6	3,641.5	3,662.0
合計	376,912.0	376,645.4	0.8	-0.1	388,094.0	390,871.2	1.2	0.7	518,714.3	520,291.5

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成22年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名 目)		県 内 総 生 産 (実 質)				1 人 当 た り 県 民 所 得				項 目 県 別
増 加 率 (%)		実 数 (10 億 円)		増 加 率 (%)		実 数 (1,000 円)		増 加 率 (%)		
18 年 度	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度	19 年 度	
-0.9	-3.5	20,324.5	19,662.8	-0.0	-3.3	2,491	2,408	-0.6	-3.4	北海道
8.2	-2.1	4,834.2	4,737.4	8.1	-2.0	2,459	2,433	11.4	-1.1	青森県
0.6	-0.3	5,080.3	5,158.6	2.3	1.5	2,362	2,383	1.2	0.9	岩手県
1.3	-2.3	8,860.1	8,578.1	1.6	-3.2	2,599	2,580	1.6	-0.7	宮城県
3.4	0.7	4,206.9	4,274.4	4.9	1.6	2,425	2,483	5.2	2.4	秋田県
2.0	2.2	4,691.6	4,827.7	2.9	2.9	2,463	2,541	3.0	3.2	山形県
1.5	-0.7	8,894.7	8,935.1	2.4	0.5	2,849	2,847	2.2	-0.1	福島県
1.8	3.4	11,617.4	11,993.8	1.6	3.2	2,893	3,007	2.1	3.9	茨城県
0.3	0.1	9,026.9	9,183.5	1.9	1.7	3,112	3,105	0.1	-0.2	栃木県
1.0	-0.3	7,903.1	7,896.1	-0.0	-0.1	2,858	2,880	0.7	0.8	群馬県
1.1	0.1	22,586.3	22,603.2	1.4	0.1	2,963	2,973	1.0	0.3	埼玉県
0.7	2.7	19,958.8	20,483.3	0.7	2.6	2,933	3,010	-0.3	2.6	千葉県
0.6	0.7	97,450.9	99,409.3	0.6	2.0	4,559	4,540	1.4	-0.4	東京都
1.7	0.0	34,763.5	34,999.0	2.5	0.7	3,267	3,284	1.5	0.5	神奈川県
-1.4	-2.0	9,633.0	9,454.5	-1.5	-1.9	2,743	2,724	-0.2	-0.7	新潟県
-1.8	-0.8	5,069.1	5,047.5	-1.1	-0.4	3,070	3,088	-2.6	0.6	富山県
0.4	1.0	5,031.3	5,091.6	1.2	1.2	2,885	2,945	-0.0	2.1	石川県
-0.7	-0.2	3,686.8	3,685.4	2.3	-0.0	2,804	2,821	-1.0	0.6	福井県
1.7	-1.1	3,393.3	3,345.0	1.6	-1.4	2,797	2,767	1.9	-1.1	山梨県
-1.6	1.0	9,030.4	9,338.9	-1.9	3.4	2,758	2,808	-2.3	1.8	長野県
0.8	-1.5	7,994.9	7,882.3	0.9	-1.4	2,794	2,770	-0.4	-0.9	岐阜県
1.7	-0.8	17,620.4	17,546.6	1.9	-0.4	3,388	3,384	1.7	-0.1	静岡県
2.2	1.8	40,412.9	42,014.6	4.1	4.0	3,555	3,588	1.7	0.9	愛知県
3.8	1.9	8,752.4	9,016.4	5.0	3.0	3,173	3,229	2.3	1.8	三重県
2.0	-2.1	6,772.7	6,488.1	0.3	-4.2	3,234	3,138	1.1	-3.0	滋賀県
0.6	0.2	10,498.4	10,483.6	-0.1	-0.1	2,918	2,993	1.5	2.5	京都府
1.0	1.2	40,440.4	41,076.0	0.7	1.6	3,017	3,107	0.7	3.0	大阪府
2.2	-1.8	21,164.4	20,974.0	2.6	-0.9	2,869	2,823	3.5	-1.6	兵庫県
-0.6	-0.7	4,030.1	4,027.1	0.2	-0.1	2,719	2,681	0.4	-1.4	奈良県
-1.6	-1.7	3,508.0	3,400.5	-2.4	-3.1	2,654	2,637	-1.1	-0.7	和歌山県
1.9	-3.0	2,158.9	2,095.6	2.4	-2.9	2,427	2,364	3.7	-2.6	鳥取県
-0.3	2.4	2,552.9	2,616.4	-0.4	2.5	2,380	2,436	0.3	2.4	島根県
4.3	-0.6	8,008.1	7,976.5	4.2	-0.4	2,806	2,812	5.1	0.2	岡山県
-1.0	3.6	12,403.2	12,935.8	-0.6	4.3	2,940	3,059	-0.5	4.0	広島県
-1.5	1.4	5,900.5	5,990.3	-2.3	1.5	2,896	2,982	-1.8	3.0	山口県
-1.9	-1.1	2,788.5	2,751.4	-1.7	-1.3	2,776	2,807	0.0	1.1	徳島県
3.7	-1.7	3,857.6	3,779.9	3.3	-2.0	2,686	2,652	4.1	-1.3	香川県
2.7	-2.2	5,235.5	5,096.2	2.4	-2.7	2,548	2,485	4.9	-2.5	愛媛県
0.3	-1.5	2,363.4	2,312.0	-1.0	-2.2	2,169	2,114	3.0	-2.5	高知県
1.0	1.1	19,183.9	19,440.4	1.0	1.3	2,689	2,746	0.6	2.1	福岡県
0.3	3.9	3,036.5	3,150.0	0.1	3.7	2,452	2,575	-0.6	5.0	佐賀県
0.0	-0.6	4,538.7	4,560.8	0.9	0.5	2,155	2,191	0.1	1.7	長崎県
0.4	1.0	6,143.5	6,208.5	0.9	1.1	2,324	2,381	1.0	2.4	熊本県
0.9	-0.6	4,875.2	4,805.6	1.4	-1.4	2,612	2,636	-0.2	0.9	大分県
0.3	0.5	3,778.3	3,823.1	1.2	1.2	2,123	2,152	-1.0	1.4	宮崎県
0.8	0.6	5,677.0	5,714.6	1.4	0.7	2,298	2,353	1.1	2.4	鹿児島県
0.6	0.6	3,910.7	3,916.3	2.0	0.1	2,045	2,049	0.2	0.2	沖縄県
1.0	0.3	553,650.1	558,787.7	1.3	0.9	3,037	3,059	1.2	0.7	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
61	3,422,664	103.6	717,238	100.2	563,462	103.3
62	3,622,967	105.9	826,181	115.2	600,936	106.7
63	3,876,856	107.0	955,102	115.6	718,103	119.5
平成元年度	4,158,852	107.3	1,066,512	111.7	807,038	112.4
2	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
3	4,736,076	104.9	1,196,915	100.5	929,323	100.9
4	4,832,556	102.0	1,102,788	92.1	873,450	94.0
5	4,826,076	99.9	987,425	89.5	751,634	86.1
6	4,893,788	101.4	978,202	99.1	725,658	96.5
7	4,977,400	101.7	991,559	101.4	734,111	101.2
8	5,090,958	102.3	1,057,485	106.6	762,071	103.8
9	5,136,129	100.9	1,049,894	99.3	787,681	103.4
10	5,033,241	98.0	915,859	87.2	710,753	90.2
11	4,995,442	99.2	870,429	95.0	690,786	97.2
12	5,041,188	100.9	944,834	108.5	724,526	104.9
13	4,936,447	97.9	865,533	91.6	688,294	95.0
14	4,898,752	99.2	827,183	95.6	651,154	94.6
15	4,937,475	100.8	861,779	104.2	673,970	103.5
16	4,984,906	101.0	913,266	106.0	715,037	106.1
17	5,031,867	100.9	955,895	104.7	759,010	106.1
18	5,109,376	101.5	1,011,041	105.8	798,259	105.2
19	5,158,043	101.0	1,006,390	99.5	809,179	101.4
20	4,920,670	95.4	934,952	92.9	763,216	94.3
21	4,740,402	96.3	729,781	78.1	636,846	83.4
22	4,792,000	101.1	762,000	104.4	664,000	104.2
23	4,838,000	101.0	805,000	105.6	692,000	104.2

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
61	-6,399	-	160,175	108.7	1,854,787	103.7
62	21,219	-	204,026	127.4	1,953,447	105.3
63	18,569	-	218,430	107.1	2,067,900	105.9
平成元年度	28,738	-	230,736	105.6	2,205,700	106.7
2	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
3	33,881	-	233,711	93.2	2,499,230	104.8
4	232	-	229,106	98.0	2,572,736	102.9
5	-4,557	-	240,348	104.9	2,631,921	102.3
6	-5,335	-	257,879	107.3	2,698,040	102.5
7	15,594	-	241,854	93.8	2,745,145	101.7
8	18,053	-	277,361	114.7	2,822,367	102.8
9	34,642	-	227,571	82.0	2,831,504	100.3
10	6,596	-	198,510	87.2	2,829,992	99.9
11	-24,601	-	204,244	102.9	2,843,407	100.5
12	17,066	-	203,242	99.5	2,831,253	99.6
13	-7,915	-	185,154	91.1	2,833,489	100.1
14	-3,249	-	179,278	96.8	2,832,005	99.9
15	8,445	-	179,364	100.0	2,825,632	99.8
16	14,094	-	184,135	102.7	2,841,726	100.6
17	13,015	-	183,870	99.9	2,872,716	101.1
18	25,278	-	187,504	102.0	2,903,313	101.1
19	31,185	-	166,026	88.5	2,936,439	101.1
20	7,692	-	164,044	98.8	2,872,837	97.8
21	-36,122	-	129,057	78.7	2,806,872	97.7
22	-32,000	-	130,000	100.7	2,817,000	100.4
23	-25,000	-	138,000	105.8	2,822,000	100.2

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.6	110.8	57.9	102.1	33.0	-
50	49.6	95.6	89.4	102.3	57.0	110.4
55	67.0	102.2	117.7	112.5	78.1	107.6
60	79.7	102.5	115.7	98.3	88.4	101.9
61	79.6	99.8	109.6	94.7	88.4	100.0
62	84.4	105.9	107.7	98.3	88.9	100.5
63	91.7	108.9	107.1	99.4	89.6	100.8
平成元年度	95.7	104.3	109.9	102.6	92.1	102.9
2	100.4	105.0	111.3	101.5	95.0	103.3
3	99.7	99.3	111.8	100.4	97.6	102.8
4	93.8	93.7	110.6	99.0	99.2	101.6
5	90.4	96.0	108.6	98.2	100.5	101.2
6	93.2	103.0	107.2	98.7	100.8	100.4
7	95.2	102.1	106.0	99.2	100.6	99.9
8	98.4	103.4	104.5	98.5	101.0	100.4
9	99.5	101.1	105.5	101.0	103.1	102.0
10	92.7	93.0	103.2	97.8	103.3	100.2
11	95.1	102.6	102.4	99.2	102.8	99.5
12	99.2	104.3	101.8	99.9	102.1	99.5
13	90.1	90.9	99.4	97.6	101.1	99.0
14	92.7	102.8	97.7	98.4	100.5	99.4
15	95.4	103.5	97.2	99.5	100.3	99.8
16	99.1	103.9	98.7	101.5	100.2	99.9
17	100.7	101.6	100.5	102.1	100.0	99.9
18	105.3	104.6	102.5	102.0	100.2	100.2
19	108.1	102.7	104.9	102.3	100.6	100.4
20	94.4	87.3	108.2	103.2	101.7	101.1
21	86.0	91.1	102.6	94.8	100.0	98.3
22	-	108.6	-	100.3	-	99.4
23	-	102.5	-	100.4	-	100.0

(注) 平成21年度までは実績、平成22年度及び平成23年度は「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成23年1月24日閣議決定)による。
 なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものである。

参 考

- I 平成23年度地方財政計画
- II 平成23年度租税及び印紙収入予算額
- III 平成23年度主要経済指標

I 平成23年度地方財政計画

(単位：億円)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	334,037	325,096	8,941	2.8
1 普 通 税	318,047	309,247	8,800	2.8
2 目 的 税	15,990	15,849	141	0.9
II 地 方 譲 与 税	21,749	19,171	2,578	13.4
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,778	2,777	1	0.0
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	119	123	△ 4	△ 3.3
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,968	3,090	△ 122	△ 3.9
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	131	143	△ 12	△ 8.4
5 特 別 と ん 譲 与 税	112	102	10	9.8
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	15,641	12,936	2,705	20.9
III 地 方 特 例 交 付 金	3,877	3,832	45	1.2
IV 地 方 交 付 税	173,734	168,935	4,799	2.8
V 国 庫 支 出 金	121,745	115,663	6,082	5.3
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,666	15,938	△ 272	△ 1.7
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	77,533	69,244	8,289	12.0
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	26,044	22,367	3,677	16.4
(イ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,378	5,140	238	4.6
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	8,503	7,841	662	8.4
(エ) 児 童 手 当 及 び 子 ども 手 当 交 付 金	21,226	16,699	4,527	27.1
(オ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,867	3,876	△ 9	△ 0.2
(カ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	12,515	13,321	△ 806	△ 6.1
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	25,656	27,668	△ 2,012	△ 7.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	25,182	27,305	△ 2,123	△ 7.8
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	474	363	111	30.6
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	267	267	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	68	68	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	733	758	△ 25	△ 3.3
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,455	1,415	40	2.8
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	311	248	63	25.4
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	56	57	△ 1	△ 1.8
VI 地 方 債	114,772	134,939	△ 20,167	△ 14.9
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	14,279	13,126	1,153	8.8
VIII 雑 収 入	40,861	40,506	355	0.9
歳 入 合 計	825,054	821,268	3,786	0.5

(単位：億円)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	212,694	216,864	△ 4,170	△ 1.9
1 給与費(追加費用、地方議会議員共済会負担金及び退職手当を除く)	180,033	183,692	△ 3,659	△ 2.0
(ア) 義務教育教職員	55,085	55,508	△ 423	△ 0.8
(イ) 警察関係職員	22,341	22,343	△ 2	△ 0.0
(ウ) 消防職員	11,968	12,095	△ 127	△ 1.1
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	90,639	93,746	△ 3,107	△ 3.3
2 追加費用	9,307	9,820	△ 513	△ 5.2
3 地方議会議員共済会負担金	1,347	240	1,107	461.3
4 退職手当	21,733	22,800	△ 1,067	△ 4.7
5 恩給	274	312	△ 38	△ 12.2
II 一 般 行 政 経 費	308,226	294,331	13,895	4.7
1 国庫補助負担金等を伴うもの	157,481	144,313	13,168	9.1
(ア) 生活保護費	34,726	29,823	4,903	16.4
(イ) 児童保護費	10,756	10,279	477	4.6
(ウ) 障害者自立支援給付費	17,005	15,682	1,323	8.4
(エ) 後期高齢者医療給付費	19,844	18,865	979	5.2
(オ) 介護給付費	20,925	19,874	1,051	5.3
(カ) 児童手当及び子ども手当	26,691	22,177	4,514	20.4
(キ) その他の一般行政経費	27,534	27,613	△ 79	△ 0.3
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,601	138,285	316	0.2
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	12,144	11,733	411	3.5
III 地 方 再 生 対 策 費	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0
IV 地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	12,000	9,850	2,150	21.8
V 公 債 費	132,423	134,025	△ 1,602	△ 1.2
VI 維 持 補 修 費	9,612	9,663	△ 51	△ 0.5
VII 投 資 的 経 費	113,032	119,074	△ 6,042	△ 5.1
1 直 轄 事 業 負 担 金	6,415	7,072	△ 657	△ 9.3
2 公 共 事 業 費	53,059	43,319	9,740	22.5
(ア) 普通建設事業費	52,406	42,806	9,600	22.4
(イ) 災害復旧事業費	653	513	140	27.3
(直轄、補助事業計)	59,474	50,391	9,083	18.0
3 一 般 事 業 費	34,936	49,405	△ 14,469	△ 29.3
(ア) 普通建設事業費	34,566	48,787	△ 14,221	△ 29.1
(イ) 災害復旧事業費	370	618	△ 248	△ 40.1
4 特 別 事 業 費	18,622	19,278	△ 656	△ 3.4
(ア) 過疎対策事業費	7,606	7,660	△ 54	△ 0.7
(イ) 地域活性化事業費	593	711	△ 118	△ 16.6
(ウ) 旧合併特例事業費	8,312	8,740	△ 428	△ 4.9
(エ) 防災対策事業費	1,073	1,129	△ 56	△ 5.0
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	1,038	1,038	0	0.0
(地方単独事業計)	53,558	68,683	△ 15,125	△ 22.0
VIII 公 営 企 業 繰 出 金	26,867	26,961	△ 94	△ 0.3
1 収 益 勘 定 繰 出 金	13,553	13,562	△ 9	△ 0.1
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,314	13,399	△ 85	△ 0.6
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,200	6,500	700	10.8
歳 出 合 計	825,054	821,268	3,786	0.5

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成23年度		平成22年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	334,037	40.5	325,096	39.6
地 方 譲 与 税	21,749	2.6	19,171	2.3
地 方 特 例 交 付 金	3,877	0.5	3,832	0.5
地 方 交 付 税	173,734	21.1	168,935	20.6
国 庫 支 出 金	121,745	14.8	115,663	14.1
地 方 債	114,772	13.9	134,939	16.4
使 用 料 及 び 手 数 料	14,279	1.7	13,126	1.6
雑 収 入	40,861	4.9	40,506	4.9
歳 入 合 計	825,054	100.0	821,268	100.0

(2) 歳 出

区 分	平成23年度		平成22年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	212,694	25.8	216,864	26.4
一 般 行 政 経 費	308,226	37.3	294,331	35.8
地 方 再 生 対 策 費	3,000	0.4	4,000	0.5
地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	12,000	1.5	9,850	1.2
公 債 費	132,423	16.0	134,025	16.3
維 持 補 修 費	9,612	1.2	9,663	1.2
投 資 的 経 費	113,032	13.7	119,074	14.5
公 営 企 業 繰 出 金	26,867	3.2	26,961	3.3
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	7,200	0.9	6,500	0.8
歳 出 合 計	825,054	100.0	821,268	100.0

Ⅱ 平成23年度租税及び印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	平成22年度		平成23年度							
	当 予 算 額	補 正 後 額	前年度予算額に対する 現行法による増減 (△) 収見込額		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△)収 見込額	改正法に よる収入 見込額 (予算額)	前年度予算額に対する 増減(△) 収見込額		
			対 当 初	対 補 正 後				対 当 初	対 補 正 後	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)= (1)+(3) (2)+(4)	(6)	(7)= (5)+(6)	(8)= (7)-(1)	(9)= (7)-(2)	
(一 般 会 計)										
所得税	源泉分	101,540	104,910	9,900	6,530	111,440	280	111,720	10,180	6,810
	申告分	24,600	23,170	△ 1,390	40	23,210	△ 30	23,180	△ 1,420	10
	計	126,140	128,080	8,510	6,570	134,650	250	134,900	8,760	6,820
	法人税	59,530	74,890	22,680	7,320	82,210	△ 4,290	77,920	18,390	3,030
	相続税	12,710	12,710	660	660	13,370	860	14,230	1,520	1,520
	消費税	96,380	101,550	5,610	440	101,990	-	101,990	5,610	440
	酒税	13,830	13,830	△ 350	△ 350	13,480	-	13,480	△ 350	△ 350
	たばこ税	8,270	8,270	△ 110	△ 110	8,160	-	8,160	△ 110	△ 110
	揮発油税	25,760	25,760	580	580	26,340	-	26,340	580	580
	石油ガス税	120	120	-	-	120	-	120	-	-
	航空機燃料税	770	770	△ 50	△ 50	720	△ 260	460	△ 310	△ 310
	石油石炭税	4,800	4,800	△ 40	△ 40	4,760	360	5,120	320	320
	電源開発促進税	3,300	3,300	160	160	3,460	-	3,460	160	160
	自動車重量税	4,470	4,470	△ 190	△ 190	4,280	-	4,280	△ 190	△ 190
	関税	7,560	7,560	390	390	7,950	200	8,150	590	590
	とん税	80	80	10	10	90	-	90	10	10
印紙収入	収入印紙	7,480	7,480	70	70	7,550	20	7,570	90	90
	現金収入	2,760	2,760	240	240	3,000	-	3,000	240	240
	計	10,240	10,240	310	310	10,550	20	10,570	330	330
	合 計	373,960	396,430	38,170	15,700	412,130	△ 2,860	409,270	35,310	12,840
〔 交付税及び譲与税配 付金特別会計 〕										
	地方揮発油税	2,756	2,756	62	62	2,818	-	2,818	62	62
	石油ガス税(譲与分)	120	120	-	-	120	-	120	-	-
	航空機燃料税(譲与分)	140	140	△ 9	△ 9	131	-	131	△ 9	△ 9
	自動車重量税(譲与分)	3,065	3,065	△ 127	△ 127	2,938	-	2,938	△ 127	△ 127
	特別とん税	100	100	13	13	113	-	113	13	13
	地方法人特別税	12,900	12,900	2,642	2,642	15,542	115	15,657	2,757	2,757
	合 計	19,081	19,081	2,581	2,581	21,662	115	21,777	2,696	2,696
(国債整理基金特別会計)										
	たばこ特別税	1,582	1,582	△ 320	△ 320	1,262	-	1,262	△ 320	△ 320
	総 計	394,623	417,093	40,431	17,961	435,054	△ 2,745	432,309	37,686	15,216

Ⅲ 平成23年度主要経済指標

	平成21年度 (2009年度) (実績)	平成22年度 (2010年度) (実績見込み)	平成23年度 (2011年度) (見通し)	対前年度比増減率					
				平成21年度 (2009年度)		平成22年度 (2010年度)		平成23年度 (2011年度)	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	▲ 3.7	▲ 2.4	1.1	3.1	1.0	1.5
民間最終消費支出	280.7	281.7	282.2	▲ 2.3	0.0	0.4	1.5	0.2	0.6
民間住宅	12.9	13.0	13.8	▲ 21.3	▲ 18.2	0.7	0.1	5.8	5.4
民間企業設備	63.7	66.4	69.2	▲ 16.6	▲ 13.6	4.2	4.9	4.2	4.2
民間在庫品増加()内は寄与度	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 2.5	(▲ 0.9)	(▲ 1.1)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)
政府支出	116.3	116.2	115.4	2.8	5.2	▲ 0.1	0.0	▲ 0.7	▲ 0.9
政府最終消費支出	94.9	96.6	97.3	1.7	3.4	1.7	2.1	0.7	0.6
公的固定資本形成	21.3	19.5	17.9	8.6	14.2	▲ 8.5	▲ 9.2	▲ 8.2	▲ 8.5
財貨・サービスの輸出	64.2	73.4	77.3	▲ 18.0	▲ 9.6	14.3	18.7	5.2	6.2
(控除)財貨・サービスの輸入	60.2	68.3	71.4	▲ 25.0	▲ 11.0	13.5	10.5	4.6	3.5
内需寄与度				▲ 4.9	▲ 2.7	0.8	1.9	0.8	1.0
民需寄与度				▲ 5.5	▲ 3.9	0.9	1.9	1.0	1.2
公需寄与度				0.6	1.2	▲ 0.0	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2
外需寄与度				1.2	0.3	0.2	1.2	0.2	0.5
国民所得	339.2	345.5	351.1	▲ 3.6		1.8		1.6	
雇用者報酬	251.4	253.4	256.1	▲ 3.6		0.8		1.1	
財産所得	14.1	12.9	13.0	▲ 3.2		▲ 8.4		1.0	
企業所得	73.7	79.2	82.0	▲ 3.7		7.4		3.5	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度		%程度	
労働力人口	6,608	6,588	6,593		▲ 0.6		▲ 0.3		0.1
就業者数	6,265	6,258	6,285		▲ 1.7		▲ 0.1		0.4
雇用者数	5,457	5,466	5,503		▲ 1.1		0.2		0.7
完全失業率	%	%程度	%程度						
	5.2	5.0	4.7						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 8.9	8.6	2.5						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	▲ 5.2	0.3	0.4						
消費者物価指数・変化率	▲ 1.7	▲ 0.6	0.0						
GDPデフレーター・変化率	▲ 1.3	▲ 2.0	▲ 0.5						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度		%程度	
貿易・サービス収支	4.8	6.6	7.5						
貿易収支	6.6	7.8	8.4						
輸出	55.6	64.3	68.3		▲ 17.9		15.8		6.2
輸入	49.0	56.5	59.9		▲ 26.4		15.4		6.1
経常収支	15.8	16.4	17.6						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.3	3.4	3.6						

(注1) 消費者物価指数は総合であり、平成22年度の実績見込みには高校実質無償化の影響(寄与度▲0.5%程度)が含まれる。

(注2) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
世界GDP(日本を除く) の実質成長率(%)	▲ 0.1	3.9	3.2
円相場(円/ドル)	92.8	85.6	82.4
原油輸入価格(ドル/バレル)	69.1	81.9	86.6

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成22年11月1日～11月30日の1ヶ月間の平均値(82.4円/ドル)で同年12月以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成22年11月1日～11月30日の1ヶ月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(86.6ドル/バレル)で同年12月以後一定と想定。